

令和6年第3回せたな町議会定例会 第1号

令和6年9月17日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 石原広務君 | 2番 榊田道廣君 |
| 3番 藤谷容子君 | 4番 福嶋豊君 |
| 5番 横山一康君 | 6番 本多浩君 |
| 7番 真柄克紀君 | 8番 熊野主税君 |
| 9番 吉田実君 | 10番 大湯圓郷君 |
| 11番 菅原義幸君 | 12番 平澤等君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	小板橋司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	高橋純君
まちづくり推進課長	阪井世紀君
財政課長	佐藤英美君
税務課長	佐々木正人君
町民児童課長	河原泰平君

認定こども園長	伊藤悦子君
保健福祉課長	増田和彦君
農林水産課長	吉田有哉君
建設水道課長	平田大輔君
会計管理者	杉村彰君
国保病院事務局長	手塚清人君
総務課長補佐	中山康春君
まちづくり推進課長補佐	奥村大樹君
財政課長補佐	浜高正明君
税務課長補佐	長内解人君
町民児童課長補佐	黒澤美知子君
保健福祉課長補佐	長内京君
保健福祉課長補佐	水野万寿夫君
保健福祉課長補佐	栗谷一樹君
地域包括支援センター所長	今川勇吾君
農林水産課長補佐	藤井卓也君
農林水産課長補佐	井村裕行君
建設水道課長補佐	鈴木涼平君
総務課主幹	尾野裕也君
まちづくり推進課主幹	稲船洋志君
税務課主幹	小林朱央君
保健福祉課主幹	垣本利子君
農林水産課主幹	斉藤真君
農林水産課主幹	撫養和伯君
出納室主幹	竹内亜希子君
防災係長	栗城惇史君
情報管理係長	又村智君
商工労働観光係長	山崎英人君
財政係長	高原直也君
環境衛生係長	小田宰君
下水道係長	小川寛雄君
出納係長	佐藤こずえ君

《瀬棚支所》

支所長	濱登幸恵君
養護老人ホーム三杉荘所長	西山良子君
次長	山本亨君

福 社 係 長 稲 船 奈 穂 子 君
《大成支所》

支 所 長 中 川 讓 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 古 畑 英 規 君
次 長 齊 藤 哲 章 君
次 長 尾 野 真 也 君
主 幹 藤 谷 希 君
給食センター学校給食係長 伏 見 尚 志 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 小 林 和 仁 君
次 長 松 林 功 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 高 橋 純 君
書 記 次 長 中 山 康 春 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 上 野 朋 広 君
次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 上 野 朋 広 君
次 長 松 原 孝 樹 君
主 事 神 野 翔 亜 君

◎開会宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

吉田議員から欠席の届け出がありました。ただ今の出席議員は11名で定足数に達しておりますので、令和6年第3回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（平澤 等君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において1番、石原広務議員、2番、柘田道廣議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（平澤 等君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から9月19日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月19日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（平澤 等君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告を申し上げます。

最初に7月29日及び8月22日の大雨による被害状況でございます。

はじめに7月29日に発生した大雨による被害状況について報告をさせていただきます。

当日のせたな町の雨量は、せたな町観測で84.0ミリ、1時間あたりの最大雨量は午前7時頃で15ミリとなっております。被害状況については、お手元の資料の1ページ目になりますが、⑤の土木被害については、河川被害が河岸決壊の2箇所で195万円、道路被害が法面崩壊など3箇所で110万円となっており、土木被害総額は305万円となっております。

資料の2ページ目になりますが、⑧の衛生被害では、水源池の土砂閉塞の2箇所、被害額は40万円となっております。被害総額は345万円でございます。

次に8月22日に発生した大雨による被害状況についてでございますが、当日のせたな町の雨量は、せたな町観測、これは消防署大成支署で93.5ミリ、1時間あたりの最大雨量は午後9時ごろで34.5ミリとなっており短時間で集中した大雨となりました。被害状況については資料の3ページ目になりますが、④の農業被害では、田、畑合わせて1.82ヘクタールへの土砂流入等が発生したほか、排水路の土砂堆積が1箇所あり農業被害総額は116万5,000円となっております。⑤の土木被害では、河川被害が河岸決壊など2箇所、60万円、道路被害が路盤流出や側溝閉塞など9箇所、245万円となっており、土木被害総額は305万円となっております。

資料の4ページ目になりますが、⑧の衛生被害では、水源池の土砂閉塞の2箇所、被害額は70万円となっております。8月22日に発生した大雨による被害総額については491万5,000円となっております。なお一部の復旧に係る経費については、本定例会におきまして補正予算を提出させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次に工事の発注状況について、そして町長、副町長の動向につきましては別紙のとおりとなっておりますのでご参照願えればと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（平澤 等君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡明簡潔にお願いいたします。

それでは通告順に順次発言を許します。

3番、藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） 1問目の質問です。最低賃金引き上げの影響への対応について、北海道労働局の審議会は、今年10月から道内の最低賃金を50円引き上げて1,010円とする答申を出しました。今までの最低賃金では、家族の支え無しに健康で文化的な生活は送れない状況にあり、そこに物価高騰が続く国民の暮らしはますます厳しくなっており、最低賃金の引き上げは当然でありまだまだ安いと考えます。経済の好循環を作っていくためにも賃上げは重要です。しかしギリギリの経営を強いられている小規模事業者や人を雇っている農業者から賃上げはきついという声を聞いています。コロナ禍をなんとか乗り切ったものの社会保険料の事業主負担分を払

うことが苦しく、もう経営を続けられないのではないかと悩んでいたところに最低賃金の引き上げでさらに厳しい状況に追い込まれている話を聞いています。中小企業は、地域社会と住民生活に貢献する存在であり、ものづくりやサービスでの需要に応え雇用を生み出しています。基幹産業である一次産業はもちろん大事で福祉事業所もなくてはならないものです。またその他の中小企業、小規模企業の振興も町として真剣に考え支援するべきです。中小企業の最低賃金引き上げ支援は、本来、所得の再配分機能などで国が責任を持って対応するべきだと考えますが、影響が広がってしまえば取り返しのつかないことになります。町として実態調査を行い、事業者を支える施策の実施が必要と考えますが町長の見解をお聞かせください。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは藤谷議員のご質問にお答えいたします。

最低賃金は、最低賃金法に基づき最低額を保障し労働条件の改善や労働者の生活の安定などに資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的に国において決定されるものでございます。また地域別最低賃金は、最低賃金法により地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならないと規定されております。労使、それぞれの意見を考慮し決定されたものと思います。北海道の最低賃金は昨年度から50円引き上げられ、令和6年10月から1,010円となり最低賃金の引き上げは藤谷議員同様、物価高騰が続く中、労働者の生活水準を維持するためにも積極的に賃金水準の底上げを図る必要があると考えておりますが、事業者を支える施策について国は中小企業等の生産性向上を支援する業務改善助成金といった、いわゆる企業としての業績を上げることでその賃金が上がった分の負担を軽減するという意味での支援制度をはじめ、賃上げ促進税制など税制優遇の制度も設けているところであり、町としては、こうした各種支援制度の活用を促すための周知に努めてまいりたいと思います。また最低賃金の引き上げに対する支援ではなく、中小企業等の継続的な発展に向け設備投資等による事業者の負担軽減に対するものをはじめとする現在町が行っている補助事業などを有効に活用していただくことで今後も支援してまいりたいと考えております。

なお実態調査については、町として実施する考えはございませんことをご理解いただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 再質問を行います。今の国が行っている支援策では全然行き届かないとか、それだけでは足りない本当に困っている事業者がたくさんいます。特にこの11年間アベノミクスの異次元の金融緩和、大企業、富裕層応援の国の政治によって国民は苦しめられてきました。一方で、大企業の純利益は11年間で3.2倍になり大企業の内部留保は539兆円です。本来はこの格差を是正し、例えば内部留保の一部に課税するなどして中小企業、小規模事業者を支援するべきだと考えています。そうしたことを国に求めていくとともに、町としてできることもっとあるのではないかと思います。地域自治体の主体的な姿勢や責任を明確にした中小企業、小規模企業振興条例というものを制定している自治体が全国では25%あるということです。地域ぐるみで中小企業を重視し支援すると宣言して地域の中小企業を励ましています。今回の最

低賃金引上げに対して経済的な支援を町としてどのようにするのか確かに難しいと思います。しかし、それぞれの事業者の実態を踏まえて独自施策を検討する必要があると思います。福祉事業所については要求をまとめて町に提出しているということですので、ぜひそれを実施していただきたいと思います。またその他の事業所について、ある商店の方は、大変なときに町長が訪ねてきて頑張ってくれているというような声掛け一つで励ましされるのにとっておられました。もちろんそれだけでは不十分だと思いますが、応援する気持ちを表すことも大切です。またこの町には縫製工場があります。実は私が今日来ているこのブラウスもその工場で作られたものなんですけれども、Tシャツでもトートバックでも何でも縫えるところですが、町からの注文はないと言っていました。町で買えるものは買う。町の業者にやってもらえる仕事をやってもらうということは既にやっていることだと思いますが、もっとできるということです。町のあらゆる産業事業者の支援をするという立場で実態調査を行い、できることはないかと考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。まず今回の最賃の引上げということは町内事業者ばかりでなくて、この物価の値上げもそうですが、町の財政にも大変大きな影響が出ているところでございます。そうしたことで町としても、自らの財政の健全化に向けて改めてまたいろいろな見直ししていかなければならないと厳しく受け止めているところでございます。議員のご質問の町内事業者に対する支援でございますが、町としてはこれまでも様々な形で事業を展開してきております。やはり消費者の希望に沿った、あるいはまたそういった店舗づくりですとか、いろいろな事業を展開しているところでございますが、そうしたこともこれからもしっかり進めていかなければならないというふうに思っております。国の税制の改正のお話もございましたが、それは国としてこれからの経済を進める上で、今の最賃の改正と合わせて経済が停滞しないような形でしっかり支えていくという、これは今後大事なことではないかというふうに思います。町の独自施策ということではありますが、先ほど申し上げましたように町としてはいろんな形で応援をしてまいりたいということは、これから考えていかなければならないというふうに思っておりますが、しかしそれも町の許せる財政の範囲内ということはこれは議員もご理解いただけるというふうに思いますので、そういったことを整理をさせていただきながら今の事業をまずしっかり継続していくということをお前提として、次何ができるかどうかということについても少し整理をしてみたいというふうに考えているところでございます。町として引き続き中小事業者、町の事業者を応援していくという気持ちに変わりはありません。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 応援していきたいということをはっきり言っていただけたのはよかったですと思います。今の国の政治は自己責任ということが言われて、強い者だけが生き残ればよいという感じがありますが、せちな町はそうではないと。例えば、農業にしても大規模化、スマート化を進めているところだけを応援するわけではない。一生懸命やっている小さなところも応援していくということをぜひやっていっていただきたいというふうに思います。何ができるか、いろいろ

ろ本当に自治体のほうも賃金アップということでは負担があるわけですから簡単ではないというふうに思いますけれども、それでも本当に困っている事業者が廃業していくことがないように何ができるか実態をつかみながらやっていっていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 議員言われることもっともだというふうに思います。強い者が生き残ればいいと、強い者だけが生き残れば良いということは決してそうではないというふうに思います。ただ町内の消費だけでこれは事業が成り立つということではございません。そういう意味では、町外の事業者との競合というのは当然出てまいりますので、そういった意味で一方で競争力をつけなければならないというふうにも考えます。これは事業者の経営手腕というものも問われる時期に来ているなというふうに思っておりますので、いずれにしましても町内事業者がこれからも事業継続ができるようなそういった考えで町政を運営してまいりたいというふうに考えております。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員の2問目の質問を許します。

○3番（藤谷容子君） 2問目の質問を行います。生理用品を使いやすくするために、昨年、小中学校の女子トイレに生理用品が設置され、娘が突然生理になった時に助かりましたという保護者の声を複数聞いています。そしてさらにトイレの個室にあるとっとありがたいという声を聞いています。トイレの個室にトイレットペーパーが当たり前のように、生理用品も個室に設置するべきではないでしょうか。全国的にも生理の貧困が問題になってから必要とする人への配布が行われ学校の女子トイレへの設置、そして個室への設置とより使いやすく変化している自治体が増えています。また女性が生涯に使う生理用品の金額は個人差がありますが40万円から200万円と言われていています。ジェンダー平等社会を目指して、女性の身体的、精神的負担を軽減するために利用者の多い公共施設や災害時に避難所となる施設の女子トイレに生理用品の設置を求めます。生理用品の学校トイレの個室への設置については教育長、公共施設については町長の見解をお聞かせください。

○議長（平澤 等君） はじめに教育長。

○教育長（小坂橋司君） それでは、私のほうから生理用品の学校等への個室への設置についてですけども、昨年の6月定例会で藤谷議員からの一般質問を受けまして、以前より保健室に用意しておりました生理用品を、各学校と協議のうえ女子トイレへ配置したところです。個室へ配置されていない学校もありましたので、使いやすさを考え個室へ配置するよう進めていきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えします。

学校以外の施設の配置につきましては考えておりません。また災害時の対応につきましては、せたな町防災備蓄品整備計画によりまして避難所における良好な生活環境を確保することが必要という観点から備蓄を進めているところです。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 学校のトイレについては個室で進めていただけるということでありがたいと思います。それ以外の施設についてですけれども、先ほど私質問の中で生涯に使う生理用品40万から200万というふうに金額を上げて言いましたけれど、もともと日本の男女の賃金格差は諸外国と比較して大きく、先進国では最も差が多いというふうに言われています。男性の中央値を100としたら女性は77.9%ということで22.1ポイントも低いんです。その低い女性がそれだけ経済的な負担を持ちながら生理用品にもお金をかけているということも考えていただきたいと思います。昨年木古内の公民館に行ったときに女子トイレに生理用品が置いてありました。ここはそんなふうに生理用品ちゃんとおいてくれてるんだなって、それだけで何かその町に対する印象が私は変わりました。根室市では避難場14施設の女子トイレに置いてあります。一方、災害時の避難所で生理用品が1人に1枚ずつしか配られなかったということがあったそうです。生理中の女性は平均1日4、5枚は必要なのにです。避難所となる施設に生理用品が設置されていたら、避難所として使う使わない関係なくそこに設置されている、ここが私たちの町なんだってということで私は町に対する安心感が広がると思います。女性が生理によるストレスや不安を少しでも拭えるように一部施設からでも生理用品の設置を始めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。今ご紹介いただきましたように自治体においても幾つかの市町村においてそういったことがなされているというふうにお聞きをしているところでございます。男女賃金格差の話もございましたが、いろいろな状況があるんだというふうに思っております。そういった部分につきましては、やはりこうした部分につきましては根本の解決というものを急がなければならないというふうに思っているところでございまして、そうした意味において低所得者対策などについてもこれからしっかりとこれまで以上に進めていかなければならない問題というふうに考えているところでございます。学校以外の施設についての配備については今のところ考えていないということで答弁を先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 以前、トイレにはトイレットペーパーありませんでした。私が子供の頃は、でもそれがトイレットペーパー当たり前にトイレに置かれるようになりました。生理用品も今はまだ当たり前ではないですけれども、使用する女性にとっては当たり前にトイレに置いてほしいんです。そういったことをしっかり考えて、ぜひ賃金格差もちろん変えていかなければいけないけれども、早急にとってもすぐ変わるものではありません。でも生理用品を置くってすぐできることなんですやろうと思えば、やろうと思えば財政的な負担もそんなにかからずにできることなんです。やっぱりすぐできることから取り組んでいただきたいなと思います。ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 町としては、いろいろな施策を進めてきております。優先順位を考えながら、この点につきましても今後、検討するべき時期がくるものと考えているところでござい

す。

○議長（平澤 等君） 続いて藤谷議員の3問目の質問を許します。

○3番（藤谷容子君） 3問目です。戦没者追悼式を戦没者追悼・平和記念式に、毎年8月に行われている戦没者追悼式は遺族の方の参加が年々少なくなっていると聞いています。戦後80年の来年度から町民誰もが参加できる平和祈念の意味を持たせた式に変えていってはいかがでしょうか。町民一人一人が平和を考える一日にできるといいと考えます。沖縄や広島のように子どもの誓いのようなものを行い、平和のバトンを受け継いでいくことができれば素晴らしいのではないかと思います。

教育長、町長の見解をお聞かせください。

○議長（平澤 等君） それでは先に町長から答弁願います。

○町長（高橋貞光君） それでは3問目のご質問にお答えいたします。

戦没者追悼式については、平成30年に各区の遺族会が一つとなったことをきっかけに3区それぞれで実施していた式典についても統一し、新たに町主催の式典として北檜山区のふれあいプラザを会場に開催されております。遺族会や式典を統一するに至った経緯は、遺族会会員の高齢化や会員の減少など遺族会を存続させるための決断であったと伺っております。統一後の戦没者追悼式につきましては、遺族会の皆様の希望もありコロナ渦にあっても消毒の徹底やマスクの着用、3密対策などを講じ、中止されることなく続けてきたところであり、このように町遺族会の意思を最大限に尊重して取り組んでおり、現在の戦没者追悼式においても恒久平和を願う気持ちは表しているところであり、これまで同様に戦没者追悼式を続けてまいりたいということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 次に教育長。

○教育長（小坂橋司君） 町長が答弁したとおり、これまで同様に戦没者追悼式を続けていくと言うことでございますので、私からはこれ以上の答弁はございませんのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 遺族会の希望を尊重するというのはとても大事なことだと思います。私は遺族会の方ともしっかりお話をして遺族会の希望も聞いております。遺族会の方は、戦争体験を語られる方がこの町にはもういなくなっているのでもう何か戦争体験も語り、紙芝居とかいろんな形でやりながら子供たちに繋げていくことは大事なことだなというふうに言っておられました。先ほど私は子供の誓いを例に挙げましたが、せたなの子供は沖縄や広島の子供とは違います。だから決して無理に言わせるのではなく、子供の主体性を大事に平和学習で学んだことを発表するような形でもいいと思います。北檜山小学校では、毎年折り鶴を折って広島へ送っているそうですが、それを皆で見て平和を守り、子供を守る決意を新たにすることもいいと思います。七飯町では、毎年中学生6名を平和大使として広島長崎に派遣し、その報告会を兼ねて8月15日に平和祈念祭を行っています。函館市でも平和大使4名を長崎に送ったということですが、むかわ町でも非核平和のまち宣言をしてから毎年中学生7名を広島に派遣しています。そういうことも今後

検討しながら、せたな町も非核平和のまちとして毎年行っているこの行事の内容を充実させるように検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。ぜひ遺族会の希望を聞くということも中心において、この行事を今後どうしていくのかということを考えて検討していただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 戦後79年が経ちました。我が国は平和が維持され続けているところでございます。これはそれぞれの方々やいろいろなグループの皆さんが戦争のない平和をしっかり維持していこうという気持ちが表れているものというふうに思っております。これからもそうしたそれぞれの活動についてしっかりやっていただければというふうに思っておりますし、せたな町としても平和のまち宣言をしている町でございまして、こうしたことを町としてもしっかり支援をしてきているところでございます。いろいろな形がございまして、それぞれの平和を継続するためのそういった運動を展開していただければというふうに思っております。遺族会の皆さんの話は、これは遺族会総会等、毎年行っておりますので、その中でお聞かせをいただきながら今進めているという状況でございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 答弁の中で、この式をそのまま続けていくというふうに最初のほうで言われていましたけれども、私が言いたいのは遺族会の方の意見も聞いた上で戦後80年という機会に来年からこの会の在り方を、この式の在り方を考え町民1人一人が希望者は参加できるというそういう式にしていきたいということですので、検討していくということでぜひよろしくお願いたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほど答弁させていただきましたように遺族会の方のご意見も十分聞きながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 以上で藤谷議員の質問を終わります。

次に5番、横山一康議員。

○5番（横山一康君） 地方創生総合戦略これまでの評価と今後の方向性について町長にお伺いしたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる地方創生総合戦略は急激な人口減少や超高齢化という我が町が直面する大きな課題に対して各自治体が地域の特色を活かした自律的、持続的なまちづくりを目指す戦略であります。せたな町でも2015年度に第1次の計画を策定し、その取り組みを基に2020年度には第2次計画が策定され今年度中で計画期間が終了いたします。この計画では、せたな町人口ビジョンを踏まえ①雇用、産業対策、②人材確保対策、③結婚、出産、子育て支援、④地域連携の基本目標が示され、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を作り出し地方へ新たな人の流れを生み出す施策が具体的に展開されています。せたな町人口ビジョンによると町では2040年の人口目標を5,270人としています。この数字は国立社会保障の人口問題研究所の推計を665人以上上回る積極的な計画となっています。しかし現状を見る

と今年8月末の人口は6,791人と町が目標とする人口ビジョンの推計を下回りつつあります。このことは、これまで実施してきた施策や計画に何らかの問題があるのではないかと推測できるのではないのでしょうか。今年度は計画の最終年度です。この計画の詳細な評価が必要だと考えます。以下の点について町の考え方をお伺いいたします。

①10年間の地方創生総合戦略について現時点の総括を伺いいたします。

②各施策の評価はいつ、どのように行うのかお伺いいたします。

③今後の人口減少対策はどのように行うのか具体策をお伺いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 横山議員のご質問にお答えいたします。

1点目の10年間の地方創生総合戦略について現時点の総括につきましてですが、現在、計画最終年度の途中ということで最終的な総括とはなりません。人口は目標を若干下回る状況であり、人口ピラミッドも高齢者が多く労働力世代や子育て世代が著しく少ない状況になっており危惧をしているところでございます。これに伴いまして出生数も令和5年度で21名、少子高齢化の流れを緩めるには至っていない状況であることから次期計画に向け、コロナ禍を経験した生活様式の変化や町民の新たなニーズに対応すべく作業を行っている状況でございます。主な施策の現時点の状況ですが、産業においては、農家戸数は目標より減少しておりますが、農業法人の増やナマコの水揚金額の増、新規起業者が増加傾向に転じているほか、再生可能エネルギーの関連企業が町内に事業所を構えたり、民間事業所による外国人労働者の雇用が進むなど好転している部分もあります。また新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ各種保健施策や観光関連入込客数については徐々に回復傾向となっているところでございます。その他、住民生活の基盤となるインフラ関連施策においては、ほぼ目標どおりの進捗率となっております。

2点目の各施策の評価はいつ、どのように行うのかということでございますが、毎年、各施策ごとに実績をまとめて要因分析をし、創生有識者会議にて内容の検証をさせていただいております。最終的な評価につきましては次期計画の策定時に継続の可否、制度の変更や新規創出という形で次に引き継がれることとなります。

3点目の今後の人口減少対策に対する具体策につきましてですが、来年度から計画期間を迎える第3次創生総合戦略にて、高齢者の健康寿命を伸ばすための健康診査の受診率の向上や健康相談の充実をはじめ、子育て支援の強化など安心して生活ができる基盤づくり、また地域おこし協力隊や外国人材の確保、定住、それにGX推進など若者の住みやすい環境作りを進め人口減少の鈍化を目指してまいりますことをご理解をいただきたい思います。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） それでは再質問をさせていただきます。これ私、議員になってから随分温めてた質問なんです。議員になったときからこの人口減少というのはもうとっくの前に始まっていることなんです。ここをしっかりと手を打っていかなきゃいけないというそういう思いも私非常に強く持っていますので、町長の今の総括、現時点での総括ということで私、現時点ということで町長の今のお考え、見解というのを本日お聞きしたかったんですが、先ほどの答弁の中では、ま

だ計画途中ですので明確な総括はできないというような答弁でしたので、ここについては私は非常に残念だなというふうに思います。この問題もう我が国は何十年も抱えてる問題、そしてそのフロントランナーで今せたな町が走ってるわけなんです。1番こういう人口減少とか激しいところですので、ここはやはり私、町長としてしっかりとした認識、問題意識というものを持って町政を進めていただきたいなというふうに非常に感じております。

そこで2番目の質問に入りたいと思いますが、町長本日、ビジョンの人口推計のやつって持ってきていただいているでしょうか。持ってきてないですか。町の人口ビジョンの人口推計、もし資料があればそれ見ながらお話しできればなと思うんですが、今回の地方創生総合戦略の肝は出生率の上昇につながっていく政策、あともう一方、社会増をもたらす政策この両方に取り組むことが必要だということでこの戦略が練られていると私は分析しているんです。ですが第2次の計画やっている5年間、町民児童課に人口の推移を調べていただきました。大体、年間200名前後の人口が減っていったというような結果でした。この地方創生総合戦略、非常にしっかりと、まとめてあって、このとおりに施策が進められ事業が実施されていくと人口はこのように減っていかなくなるはずなんです、思った以上に効果が上がっていないというのが現実なんではないでしょうか。先ほど町長は、産業政策のところ農家戸数も若干は減ってるけど、法人化や基盤整備してるんで大丈夫なんじゃないかと、このようなご見解を申しておりました。この総合戦略よくよく読んでみますと、特に農林水産業のところですが、経営の組織化、生産の拡大や効率化、基盤整備、担い手対策こういうことが打ち出されています。これについては、私せたな町に来て20数年経つんですが、もう20数年前からずっと課題として挙げられてることなんです。それで町のこのような計画だけでなく、産業団体、特に農協の地域振興計画なんか見ても、コントラですよ、農業生産の支援組織、こういうものを増やしていったらいい、こういうものに力入れたい、このようなこと書いてあるんですが、なかなか実際に出来上がった事は見受けられません。このようにいろいろな立派な施策、事業が書いてあるんですが、本当にそれが効果的に機能して産業対策になって、それが人口減少を少しでも緩めているのかというような視点に立つと、このような施策事業一つ一つが必ずしも機能しているという状況ではないというふうに私は見えるんです。もう一つ大事なところ、出生率向上の取組のところなんです、これも給食の無償化ですとか、医療費高校生まで出す、妊産婦の交通費の助成、こういうものやっていたいです。ただこの地方創生総合戦略の2次計画見てみますと、非常に大事な数値目標として年少人口の割合というのがあるんです。0歳から14歳までの15歳未満人口ということで、これ目標8.35%、令和5年度です。2023年度、目標だったものが、これも町民児童課に調べていただきましたら、実は2023年度、令和5年度で7.3%ということで非常に子供が生まれにくい状況で、しかも目標値を1ポイントも下回ってるという状況になっています。このような出生率の対策、あと社会増を目指す対策、打ってはいるけどそれが機能してないってようなことがこのような数値、私がちょっと調べただけでも出てきてますので、これやはり次第3次も町長今お作りになるとおっしゃってますので、この施策、あと各事業もっと細かい事業です。なぜこれが人口減少を止めるとは言いませんよ。緩めるような効果が出ていないのかと

いうようなところで、やはり根本的なところから立ち返って第3次の計画を立てていただきたいとこのように私は思うのですが、その辺りについて町長はどうお考えになるかご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 人口減少につきましては、これは推計でも見てのとおり全国的な傾向ということで、2030年あるいは2045年、50年かなりの人口が減少するというふうに推計をされているところでございます。そうした中で町としても、これをできるだけ鈍化をさせると、維持をするということは、これは今の人口の年齢構成から言いますと、これは無理というふうに議員もご理解いただけるものというふうに思いますが、これを鈍化をさせるということについては、これから取り組む必要があるというふうに今思っても取り組んできているところでございます。ただ対策を打って5年、10年で効果が出るということを必ずしも期待できるものではないです。例えば出生率につきましても、この手前といいますか、手前には若者の定住という問題がございますし、さらには結婚、そうしたことも重要な要素になってまいります。様々そうしたことで子育ても含めて対策を打ってきたところでございますが、もう少し時間がかかるものというふうに判断をしているところでございます。ただ合わせて生活ができることが一番大事だということでございますので、議員言われるように産業振興につきましてもこれまで様々な手を打ってきたところでございます。こうした全体的な取り組みが今後効果を表してくるというふうに期待をしております。ただ今回の今年で計画が終わりますので、こうしたこと今までの検証をしながら今後さらに必要な部分については手を打っていきたいというふうに考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） 何というんですかね、ちょっと私もコメントに困るんですけど。この地方創生総合戦略、これ10年やってるんです。第1次計画はもう10年前に始まっているんです。2016年からでしたか、始まっているんです。それでもう2期目の5年が今終わろうとしているんです。今町長、5年、10年ではなかなか効果が出ないというふうにおっしゃいましたけど、もう5年、10年前からやってるんです。いろいろな施策を頭と予算を使いながら。やってるけど私冒頭で申しましたとおり、この計画、人口減少できるだけ鈍化させていくというようなのが一番施策の肝なんで、そこが予想より予想を上回るペースで進んでるということは、今までやってきたことが効果的ではないんじゃないかというような私は認識でいるんです。ただ町長はその効果が出るのは5年後10年後だからもう少しゆっくり、じっくり見ていただきたいというような見解だったと思うんで、そこは私と全く見解が違いますので、もう既に5年、10年やってるんですから本当は効果が出なきゃいけない。この効果が出てないということは、出てないって言ったらちょっと言い過ぎなんですけど大変申し訳ありませんでした。効果が今一つ見えてこないというようなことになると、今までやってきた施策、事業というものをしっかりと見直していく、しっかりと検証していくという姿勢がまず必要だと思いますので、そこはまず注文を今回していきたいと思います。この3次計画に向けて町長をトップとして有識者会議もありますし、各

担当課が本当に知恵を絞って次の計画に向けて心のこもった実効性のある計画を立てていただきたいということを提案しておきます。

それで再々質問に入らせていただきますが、地方創生総合戦略を見ると総合戦略の11ページに四角で囲ってあるんです。せたな町の目標人口ということで、これが1番大事な目標だと思うんです。2010年9,590人だったものを、2040年には5,270人ぐらいまで、なるべく鈍化させていくよというふうなことです。これ年少人口、生産年齢人口、老年人口と3つの区分で5,270人の内訳が書いてあるんです。それで年少人口のところ600人以上、2040年、目指しますよと言ってるんですが、これ町民児童課からいただいた資料によりますと2023年でもう既に519名と、2040年の目標を81名ですか下回る結果になってるんです。600人を切ったのはいつかと見てみますと、もう2020年には子供の人口です。15歳未満の子供の人口598人ということですから、2040年には600人維持しなきゃいけないのを、2040年から比べて20年も前にもうこの数値を切ってるっていうような状況なんです。こういうことだけ見ても、かなりこれ危機感をここにいる私たち皆さんは認識しなきゃいけないと思うんですよね。そういう中で一つ一つの仕事、事業をやっていかなきゃいけないと思うんです。それで今私は総合戦略の11ページを見てお話ししてますけど、9ページもし持ってらっしゃったら見ていただきたいと思うんですけど、これ将来人口の推計グラフというのが出てるんです。グラフ3本線が書いてあるんですけど、青い線は国が試算した計画、オレンジ色の線は、せたな町がシミュレーションした計画、黄色の線、これもせたな町の1番野心的な計画の線なんです。せたな町は国の計画よりも、もっともっと鈍化させるんだよというような積極的な計画を描いてるんです。このグラフを見ると2025年までは国も町も同じポイントなんです。大体7,000人前後6,900人とか、それくらいで同じなんですけど、これからの5年が町の計画、国の計画と少しずつ差が開いていくんです。町は緩やかに鈍化させていく、国は一直線に人口減少が進んでいく、こうはさせないよというのが町の計画なんです。できるだけ鈍化させていく、このような計画で町は立てています。ただ今のところ、もう国の計画どおりに町の人口は減ってます。この5年が勝負だと思います。この5年、真剣に人口減少対策、取り組まなかったら国の計画どおりに町はしぼんでいきます。そうさせていいんでしょうか。私はそうしたくないです。ですから次3次計画を立てるときには、このことをしっかり認識していただいて実効性のある3次計画を立てていていただきたい。このことを非常に強く願うものであります。人口問題というのは1番大きいところなんです。人がいなくなると労働力も足りない、インフラも維持していくことが大変、税収も上がらない、負の循環が始まっていきますので、この人口減少問題にしっかりと本気で向かっていく次の計画を立てていただきたいと強く願うんであります。この現実を見て町長どう思うか。もう1点は3次計画しっかりした検証のもとで建てていただけるかどうかということをお聞きしたいと思います

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 少子化傾向が続いているという状況でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように大変深刻に受け止めているということを申し上げました。現在

国の推計値から議員のお手元にある町のシミュレーション1、それからシミュレーション2というのがございますが、シミュレーション1については、クリアをして2までは届いてないというような状況にあらうかというふうに思います。こういった状況をしっかり精査をさせていただいて、人口減少の鈍化を少しでもそういう方向に持っていくための様々な施策というものもこれから町のほうとしても考えていかなければならないというふうに思います。ただ町において若者が定住をするということにつきましては、企業もちろんあるんですが、それを受け入れる受皿という問題が当然出てまいります。したがって、そういった産業の振興も含めながら力強い経済対策を進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。3次の計画につきましてしっかりその辺も考えながら作ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 以上で、横山議員の1問目の質問を終わります。

1時間が経過してございますので11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。5番、横山一康議員の2問目の質問を許します。

横山議員。

○5番（横山一康君） それでは2問目の質問に入らせていただきます。木質バイオマス利用の利活用について具体的な検討ということで町長にお伺いしたいと思います。

令和6年第2回の定例会において、私は木質バイオマスの取組について町の基本的な考え方や町内での利活用の可能性について質問をさせていただきました。その中で町からは、チップの供給量、生産コスト、木質バイオマスボイラーの導入効果等を見極めた上で利活用を検討するとの答弁が示されました。その後の木質バイオマスの現状についてお話をさせていただきます。まず懸念されていたチップの供給については、6月に北部桧山森林組合に町の補助で高性能林業機械が導入され順調に稼働しています。また原材料となる木材も順調に供給され、貯木場も既に満杯の状態です。毎週、計画的にチップが製造され出荷する体制が整いつつあります。さらに大変良い製品が生産されており出荷先から大変喜ばれているともお聞きいたしました。次にチップを生産するコストの話ですが、毎年、町は町有林を伐採しております。そこから算出される低質材を利用すればこれは町有財産ですので、伐採や運搬経費、チップ化の手数料などの実費のみでチップの原材料が手に入ると考えております。またチップボイラーの導入効果については、先日、林活議連の先進地視察で知内町の取り組みを見てまいりました。知内町では平成26年から役場庁舎やプールに木質バイオマスボイラーが導入され今日に至っております。担当者からは大きな課題はないということでありました。令和7年には知内高校にもバイオマスボイラーを導入するというもお聞きしております。町長がご懸念されておりましたチップの供給量、生産コスト、そ

して木質バイオマスボイラーの導入効果等の課題については、私は現時点でほぼ解決していると考えております。以下の点についてお伺いいたします。

① 6月以降の検討の進捗状況についてお伺いいたします。

② 木質バイオマスの利活用について早急に具体的な検討に入る時期だと思っておりますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 横山議員の2問目の質問にお答をいたします。

1点目のご質問ですが、町の基本的な考えとしては本年度から新たな事業として町も支援して発電施設用の木質チップの供給が8月末から開始されました。議員おっしゃるとおり毎週計画的にチップが製造され安定的に供給されていると聞いております。公共施設の利活用の検討状況ですが、先進地域でのチップの活用量などを調査し、当町の事業量での町有林からの排出木材において供給量が対応可能かどうかという検討をしている状況でございます。

2点目でございますが、木質ボイラー導入に向けた生産コストや導入効果の調査を引き続き行い、また組合が取り組む木質チップの供給も本格稼働され、まだ1カ月しか経過していない状況ですので、事業の状況も見据えながら今後において公共施設を新設する際の木質ボイラーの導入についても検討を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） それでは再質問に入らせていただきたいと思っております。まず私1問目のところでは、町としてどのような検討がされているかというようなことをお聞きしたつもりですが、進捗状況、具体的にどのように進んでいるのかお答えになってないと思っておりますので、そこはまずどのような検討をどのようなレベルで検討しているのか課内でしっかり町長とお話しして検討しているのか、検討した上で森林組合といろいろ協議しているのか、そのようなことをしっかりとこの場でお話ししていただきたいと思っておりますので、そこは答弁よろしくお願ひしたいと思っております。

そして森林組合が今年度から新たな事業として始めた町長はおっしゃいましたが、森林組合は、前年度からもう前々年度の冬から材料を集めて前年度は実証試験して、それでいけるというふうなところまで、結果を出した上で今回、今年度機械を導入して本格的な操業を始めているわけなんです。そこは経済団体ですからしっかりと土台を固めた上でやってるわけでありまして、そこについては全く問題ないと私は判断しているんです。この後に及んでまだそのチップが供給できるかどうかというようなことをおっしゃるのが非常に私は不思議でたまりません。チップはもう既に十分供給されているのであります。農林水産課から資料出させていただきました。町有林の施工面積の地図、これ5年分、2019年から昨年度までの分を出していただいたんですが、少ない年で皆伐といって山を全部木を切る作業を2ヘクタールのときから、大きいときには8ヘクタールほども切ってるんです、町有林だけなんです。これは町有林だけです。そこから出てくる木の流木、流木というんですか、出てくる木ですね、木が1,000立米、多いときで2,800、少ないときでも800立米ぐらい出てくるというようなことですので、例えば1,000立米だとしましょう。1,000立米切ったときに、大体、用材、使える木として出荷されるの

が、そのうちの6割から7割だと一般的には言われてるんです。そうすると600立米から700立米は一般の用材として利用される。残った300から400立米というものはC材、いわゆるパルプ材です。そのような材として使われていくんです。その材、C材を使う一般の用材として使えないところをチップ化していくということですので、ここも町有林から少なくとも町有林だけです。町有林だけから300立米から400立米は、過去5年を遡ってみても出せるというようなデータが出てるんです。だから供給量が間に合わないんじゃないか、そこはしっかり検討していかなくちゃいけない。このようなことはもう既に完全にクリアされてますのでそこは認識を改めていただきたいなと思います。そして早急に私、検討していただきたい、検討だけでいいんです。事業化してくださいとは一言もお願いしてないんです。質問の中でも早急に具体的に検討してくださいと。この時期が来てるよということをお願いしたんですが、ここも引き続き状況が整うまでやらないような答えだったと思います。まだ森林組合の操業が1カ月しか経ってないからだというようなことでそのような答弁だったと思うんですが、これも今、私冒頭で申しましたように、森林組合はおととしの冬から木を集めて去年は実証試験をして、機械も町の補助も半分いただけてますけど自分たちが借入れを起こして事業化してるわけです。そこは失敗しないから事業化してるわけであって、そこについてはもう具体的な検討に入る時期に来てると思いますので、そこも認識をできれば改めていただきたいと思います。

それで2問目に入りたいと思うんですが、横山6月もこの問題やって、また9月もやると、しつこいなと思われるかもしれませんが、私こここだわるのはやっぱり理由があるんです。たくさん理由があるんですけど、2つだけ述べさせていただきたいと思いますが、これ1つ目は町有林の有効活用、そして雇用の場の創出がある。このような理由から私はこだわるんです。6月の質問のときに私お話ししましたが、町有林2,600ヘクタールあるんです。それで過去5年皆伐してるのは5ヘクタールぐらい、2,600ヘクタールのうちの5ヘクタールぐらいしか切っていないわけなんです。これもしもっと切れるのであれば切ってどんどん材料を供給できるわけなんです。この町有林を有効利用していくというようなことは、町として絶対やらなくちゃいけないことだと思うんです。この町有林というのは、私たち町民一人一人の財産なんです。今伐期を迎えてる木というのは50年前の私たちの先人がこの町に植えていただいた木材です。これをしっかりと切って町の発展のために使っていく。このような視点というのは絶対必要だと思うから私ここ木質バイオマスにこだわっていくんです。そして木は切ったら次に植える。植えたら今度育てていかなくちゃいけない。このようなサイクルができてくるわけなんです。このようなサイクルを回すためには人が必要なんです。このサイクルを回すためには人が必要でありますから、そこに雇用も生まれてくるんです。今回は切る、植える、そして育てる。新たに木質バイオマス燃料として使うと。もう一つのサイクルが生まれるんです。この加工にも人が必要となってきますので雇用も当然生まれてきますので、ここはしっかりやっていかなくちゃいけない。もう1点です。これゼロカーボンの視点なんです。このゼロカーボンの視点からも木質バイオマス、私たちの町は79%、約8割が森林に覆われてますので、この資源をしっかりと使っていくというような視点、大きな地球環境の視点からも理にかなっていることでもありますので、町有林の有効活用、雇用の

創出、そしてゼロカーボンというこのような視点からも私はこの木質バイオマスの利活用というのはやっていかなければいけないと思います。町長にお伺いします。地産地消の非常にすぐれた資源である木質バイオマスを、この町で使うことを検討することについてどうお考えになるか再度お伺いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。今回のチップの生産という組合の新しい事業の取組には大変期待をしているところでごさいます。町としても支援をしたところでごさいます。これは議員言われたように、これまでなかなか林業の産業化が進まないという状況でごさいました。国のゼロカーボンへの貢献も考えることができます。町有林の有効利用ということも当然では考えられるところでごさいます。そうした段階において町としては先ほどもお答えいたしましたが、今後、公共施設を新設する際に木質ボイラーの導入についても検討したいというふうにお答えをさせていただきました。こうしたことで林業の産業化というものが一層進むということに期待をしているところでごさいます。引き続き期待をして、しっかり体をすべく検討してまいりたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） 私森林組合に期待する、それはそれでいいと思うんですが、今町の姿勢を私は聞いてるんです。森林組合に期待するのはそれでいいんですが、町としてどう思うかというようなことを検討するのかもしれないかというようなこと早急に具体的にですよね。そこを聞いてるんでありますからそこ次しっかり答えていただきたいと思います。

それで再々質問に入らせていただきたいと思いますと思うんですが、なぜ私がこだわるのかは先ほどお話しさせていただきましたが、急ぐのかというような話なんですが、これ町長も長い間、町長やってらっしゃるからおわかりになるかと思うんですが、事業というのは構想を立ててから計画、構想を立てるのに1年、計画するのに1年、そして建設するのに1年、また稼働するのに1年ですから、最低でも3年や5年ぐらいあつという間に経ってしまうんです。そうすると世の中ってのはどんどん変わっていくんです。そう考えると今すぐ私はこのような検討に入っていく時期に当然来てると思うんです。私は今日の質問で3点、供給量のこと、生産コストのこと、ボイラーの導入効果のこと、しっかり課題はクリアできつつあるよというようなことを示させていただいたんですから、これを基にやはりもう具体的な計画に、横山がもしかしたら嘘を言ってるかもしれないとお思いかもしれないですけど、これしっかりあとで検証していただければ、私の言ってるのはきちんと裏づけのあるところでお話を聞いて、私自身が調査した中でこの質問を組立ててますので、そこは間違いのないことですが、しっかりとこの質問を本当に正しいのかどうなのか検証していただいて、すぐにでも具体的な検討に入っていただきたいと思いますと思うんです。本来では私今日あんまり言いたくなかったんですが、町長、平成27年度、町がやった未利用林地残材活用モデル事業と、このような事業覚えてらっしゃいますか。これ平成25年年度から25、26、27と3年かけて作った報告書なんです。これ町内の未利用材を使って、せたなの公営温泉浴場に木質バイオマスボイラーを導入したらどうなるかというようなことまで検証されてるんです。具

体的な20年先までの収支計画も立ててあるんです。それでも平成28年3月にこの報告書が出されてますけど、この報告書によるとやったほうがいいよというような結果出てるんです。導入効果はあるよって。結果、町が事業として予算を組んでこのコンサルに出していいよという結果が出るのに、これがもう10年近くもお蔵入りして日の目を浴びない。私が早急に具体的な検討をしていただきたいというふうにお話しても、効果を見極めてからだとか全く前に進めようとしな。このような姿勢というのは私どうも納得いかないんです。最後にお聞きしておきたいと思います。これすぐに具体的な検討に入らない理由、私はしっかり今この耳で聞いておきたいと思いますので、そこだけはしっかりお答えいただきたいと思います。非常に大事な事業でありますので、町民みんなのこの山林をしっかりと有効活用していく、このような視点を持ってこれからも林業行政進めていっていただきたいと思いますので、この辺りしっかりと答えていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。林地残材の有効活用につきましては、これまでも有効に利用するためにはどうすればよいのかということ森林組合等々も一緒に考えてきたところでございます。そういったこともございまして、このたび森林組合でいよいよチップの生産をスタートすることができたというふうに思います。この有効活用、さらにはチップの生産ここまで進みました。多少時間がかかっておりますがここまで進んできた。今後これからこのチップをどうやって利用するか。現在、木質バイオマスの発電の原料として今、販売されている状況でございますが、これを議員言われるように公共施設等への利用と、木質チップのボイラーの導入ということに向けて検討を行うということになるかというふうに思います。先ほどから答弁しているとおり、今後、公共施設の新設の際このボイラーの導入について検討したいというふうに先ほど来申し上げているところでございます。と申しますのは、既存の施設、既に様々な灯油ですとか、いろいろなこのことで手当てをされておりますが、そういったところに改めてこのボイラーを導入して、そういったことが可能かどうかという、もちろんこういった視点での検討も必要であります。しかし今整備されているところについてをさらにこのチップボイラーを対応するということになると、またそれなりに投資が必要ということもございまして、やはりこのチップボイラーを効果的に利用を図るということになりますと、新設する公共施設への導入ということが望ましいというふうに考えられますので、こういったときの利用ということを積極的に考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 町長、横山議員からは、具体的に検討する姿勢を問われてますけども、その部分については明言できませんか。

町長。

○町長（高橋貞光君） 公共施設を新設する際には具体的に検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 以上で横山議員の一般質問を終わります。

○11番（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これ今答弁になってないんじゃないですか。それで閉めますか議長として。直ちに検討すべきだということを具体的に提案してるんです。直ちに検討しないのであれば、しない根拠を政策的に明確にしなくちゃいけないじゃありませんか。これは再々答弁させ直しということになりませんか議長。

○議長（平澤 等君） 横山議員に伺います。

横山委員。

○5番（横山一康君） 今、菅原副議長がおっしゃってくださったように、私は、きちんと早くにやっていただきたいということだったんですけど、最後に町長にお願いしたのは、やらない理由、早期にやらない理由があるのであれば、それをしっかり私にお伝えくださいということで再々質問をさせていただきましたので、すぐに検討しない、新設ならやるけど、更新だとかそういう場合はどうなるのか、そういうことも含めてしっかりと検討してほしいというのが私の思いなんですけど、そこをやらないっていうのであれば、やらないなりの理由を述べていただきたいと思うんです。やるのか、やらないかは、そこは町の判断ですので私はやるべきだと思っているんですが、町としては、そこはまだ時期早尚だと思うのであれば、そういうような回答でも構いませんので、そこをしっかりと明快に答えていただければと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほども申し上げましたが、今動いている施設については、当然、今十分対応できているということで、それをこの木質ボイラーに変えるという有利性はなかなか難しいなというふうに思っております。ただ更新のときについてはそれは当然、コスト面から考える必要があるものというふうに思います。新設において、公共施設の新設においては当然、当初からこれらの導入について検討すべき問題というふうにお答えしたつもりでございます。

○議長（平澤 等君） よろしいですか。

以上で横山議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時43分

再開 午前 11時44分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

お昼も近くなっておりますので、ただいまより1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

1 番石原広務議員、質問を許します。

石原議員。

○1 番（石原広務君） それでは町の避難路について一般質問をさせていただきます。3 項目に対して町長の答弁を求めます。

1、町が指定をしている避難路は何箇所なのか改めて伺います。

2 番目に点検作業の状況と改修が必要な箇所をお知らせください。

3 番目、地域事情や要望を受けて計画を立て、草刈りを含めた維持管理をするべきと考えますが、町長の見解を示してください。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは石原議員1 点目の質問にお答えをいたします。

町が指定をしている避難路は大成区の4 箇所となります。

2 点目の点検作業の状況と改修が必要な箇所でございますが、指定避難路は毎年点検等を実施しており改修が必要な箇所はございません。

3 点目の計画的な維持管理ですが、指定避難路については、これまで同様、適正に管理していきます。また指定避難路とは別に避難経路として北海道の急傾斜地施設、治山施設など管理用階段が町内3 区合わせて4 1 箇所ございます。これらの点検等含めた管理は、施設設置者の北海道が行っていますが、一部では草刈り等の簡易な維持管理は町や自主防災組織などが実施している状況であります。今後においても自主防災組織などの協力も得ながら対応していきたいと考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1 番（石原広務君） この避難路についての質問は、過去も含めて他の議員からも合併当初からもそれなりに要望も含めて再三にわたって取上げられています。私は町の避難路、確かに限定した通告をさせていただきましたが、町長の答弁のほうで道も含めると4 0 数箇所があると、避難経路とおっしゃっていました。町民の多くがここが町の管理、ここが道も絡んでいるという認識はなかなか持てないのが実情なんです。適切に今後も管理するとおっしゃいましたが、町長、実際の今議場で議会ですが、2 週間ほど前、海岸線に住む独り住まいの高齢者の方が電話をよこして、その生の声そのままお伝えしますと、裏の避難路が草刈りをしなくて俺たち何かあったら死んでしまうと。要はこの1 月に発生した能登半島の痛ましい事件です。過去には東北大震災もありましたけど。海岸線に住まれてる方、これね切実な声なんです。確かに担当課は、点検もされているんでしょう。修繕の箇所はないと先ほど町長おっしゃいましたが、そういった切実な声が出てるんです。合併当初もそうです。亡くなられた江上議員が太櫓の町、急斜面の避難道を持ってこの議会で取上げて町に訴えていた。そういったこともあるんです。ですから私が3 番目に取上げた地域事情、要望、確かに各地区の組織、あるいは役場側でも発注して業者任せ、それなりに管理はしてるんですけど、管理はされてると思います。ただ8 月この草が多く生い茂るこの時期にですよ。そういった不安を抱える方から切実な生の声があるんです。これが現実で

す。午前中の藤谷議員や横山議員の質問に対して、こういった周りの事情、住みやすいかどうかということも町外に離れて暮らすお子さんたち、町離れて都会に来ればいいでしょうという趣旨のお誘いも現にあるんです。ですから町長、人口減につながる、小人数かもしれません。そういった町の考え、町長の一声で町や道やその管理は分かれていると私も認識しています。ただ現実として、そういう状況が合併当初から少なからずとも生の声としてあるわけです。ですからそういった管理含めていざとなったときに自ら逃げる。町長、災害避難に関して自助が優先だということも明言されてるわけじゃないですか。そういった不安解消も含めてぜひ計画を立てて、そういった声が少しでもなくなるような取り組みをぜひしていただきたいと思っておりますけどいかがですか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほども答弁申し上げましたように、これらの避難路、あるいは避難経路の関係につきましては北海道もそうですが、町でそれから自主防災組織などと協力しながら行っているところでございます。町としてもこの状況の確認というのをもう少し強化をさせていただきたいというふうに思いますが、地域の皆さんも気がついたときには町にお知らせしていただければありがたいなというふうに思います。残念ながら自主防災組織につきましても海岸線の危険な地域に全部組織されているという状況ではございません。これからも引き続きそういう努力をしまいたいというふうに思います。特に津波の場合は、到達時間が5分から7分、場所によっては3分というような状況もございます。これはこれまでお知らせしているとおりでございますが、したがって必ずしも、避難路、避難経路を利用するというところにこだわらず、避難する際は、できるだけ速やかに裏の山、高い少しでも高いところに避難をしていただくというのが1番は大事なことかというふうに思っております。いずれにしましても議員ご指摘のそういった状況が少しでも改善されるように努力をしまいたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 町長、最初の答弁で自主防災組織があると。そういったところの取り組みというふうにおっしゃったんですが、今の再答弁だと海岸線に面している地域ですか、そういった自主防災組織は足りてないという趣旨の発言されましたよね。設置されてないと。そういう認識がある地域からそういう声があるんです。津波の時間も5分、時には3分で来る可能性があると、町長そういう認識をお持ちなんです。確かにそうなんです。速やかに裏の山、その裏の山に逃げるときに裏手にある避難路、私は避難路とさせていただきましたけど、その階段などを登るときに草が生えているとそういった高いところを高齢者がただでさえ登るの体力の面も含めてかなり影響がある、そこに草とかが生えていると、それが町長のおっしゃる裏の実情なんです。そこを避けて別なルートを通って高いところに行くと。そしたら3分、5分の間に津波来てしまうわけじゃないですか。それが今回能登半島の災害で連日のように報道され、ああいった痛ましい場面が放映され、それをもって今町で独り暮らししている高齢者の方、あるいは若い方からも実はその前に、この避難路、道の管理も含めてどうなってるんだという声もあったんです。今そういった声を町に寄せてくださいと町長おっしゃいました。そういった声を私は議員としてお伝

えします。過去にも、先ほど亡くなられた江上議員のことを実名を挙げて例えさせていただきましたが、その他の議員からも再三にわたって出てるわけじゃないですか。これ今後も取り組む、もうとっくに取り組むべきことなんです。確かに予算、財源も伴う可能性もあります。事業所に発注するにあたって、事業所ほかの仕事も抱えてますし、労務者の都合もあるでしょう。ボランティア団体、高齢者事業団、そういった自主組織も含めて確かに現に存在してるんですが、そういったところにも対応はできていないんです。ですからその財源を財源でかかるところにはかけていただいて、少しでもこのあと余生を住み慣れた町、子供たちから町外から励ましの言葉をいただきながら長く過ごしていきたいということを思いながら暮らしている方々、高齢者の方にもぜひ町の取り組みとして、高齢化というか、もうとっくに組み込まなきゃなかったことだと思うんです。町長、今回避難路ということで、私は簡単な質問だという捉え方をして通告させていただいたんです。町長、今町長の考え方、これ改めてできるできないも含めて、私が今生の声も訴えさせていただきます。それを先ほどお昼休憩に入るとき、横山議員からバイオマスの質問を受けたときに、議場を出て残間代表監査委員に、この前できたばかりしなのにあれはせつちだよなアハハって笑うような姿勢を見せることなく、きちんと生の声が現にあります。住みやすい町、生まれ育った町、住みたい高齢者もいらっしゃるんです。ですから私は今回避難路の維持、これに限定した質問にさせていただきましたけど、ぜひ住みやすい町、これ一貫になりますから間違いなく、町の取組、目に見えてそういった心配を取り除くそういった姿勢をぜひ町長として示していただいて、担当課はおそらく点検もして結構な把握もされてると思うんです。生の声もおそらく聞いてるはずなんです。過去から含めて。ぜひそういった取り組み、町長明言をしていただきたいと思えますけどいかがですか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 町の取り組みというご質問でございました。避難路、避難経路にかかわらず、町としては地域の防災組織の組織率の向上、それらも含めて防災力の向上を目指してまいりたいというふうに考えております。引き続き努力をさせていただきたいというふうに思います。そうした中で、この避難経路の草刈りについてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（平澤 等君） 石原広務議員の一般質問を終わります。

11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 町長に対しまして質問をする前に議長にお尋ねをしておきたいと思えます。先ほどの石原議員の質問の中でとんでもない発言があったと思うんです。これは私は看過できません。それは議会終了後、町長が残間代表監査委員に、これ横山議員の質問をさしてなんだろうが、せつちなんだよなアハハという発言があったかと思うんです。私が書き止めた限りでは、これ事実確かめておいてください。もしそれが本当であるとすれば、質問者に対する誹謗です、中傷です。その根底になるのは議会軽視ということになりますから、これを本会議場に出されている発言ですから議長においてきちんと真実を調査した上で、しかるべき措置をとっていただきたい。これは議長に要求しておきます。よろしいですか。

○議長（平澤 等君） わかりました。

○11番（菅原義幸君） それでは質問に入ります。町営住宅入居時の連帯保証人の廃止について伺います。

①連帯保証人を廃止した全道30%の自治体で、廃止後に何らかの支障が生じた事例があれば詳細に伺いたいと思います。

②DV被害者、災害被害者、高齢者、孤立世帯などにとって連帯保証人の確保がどれほど困難であるか町長は理解しておられますでしょうか。

③国が2度にわたって公営住宅の入所条件として、連帯保証人の確保を前提とすべきでないとして全国の自治体に通知した意味を町長はどのように理解しておりますでしょうか。

④公営住宅法の入所許可要件に連帯保証人を義務づける規定があるのかどうか再度お尋ねしたいと思います。

⑤緊急時の連絡先と連帯保証人は意味合いが全く異なるものであります。改めて連帯保証人制度の廃止を求める次第であります。

⑥上から目線の強権的な冷たい行政を改めるべきではないかと、この基本問題を提起したいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは質問にお答えをさせていただきます。

1点目のご質問につきましては、公営住宅への入居に際しての保証人の取扱い等に関する調査によりますと、北海道内で連帯保証人を廃止した30%の自治体の中で5自治体が廃止後に家賃滞納額が増加したとのことでございます。

2点目のご質問ですが、DV被害者等にとって連帯保証人の確保が難しいことは十分理解しております。ご質問のDV被害者の公営住宅への入居に際しては、優先入居や保証人の免除などの措置を講ずるといことができます。また被災者、高齢者等については、現行の条例に基づき適切に対応できますので全くこの点については心配する必要はございません。

3点目のご質問ですが、国からの通達を受けまして当町の実情等を総合的に勘案して、保証人制度を維持することといたしました。ただし公営住宅の目的を踏まえると保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないよう対応をしているところでございます。

4点目のご質問ですが、公営住宅法には連帯保証人に関する規定はございません。

5点目のご質問ですが、これまでも答弁してきたとおり連帯保証人制度は、家賃の滞納抑制の役割が大きいこと、また当町の場合5年度も滞納額が増加しているという状況、こうしたことから当面継続していくこととしております。引き続き、連帯保証人の廃止による影響や他の事業主体の動向を注視しながら滞納抑制につながる対応策等を検証してまいりたいと考えております。

6点目でございますが、決してそのようなことはございません。以上ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 先ほどどなたか言うておりましたが、連続して質問するとしつこいというふうにお思いでしょうか、私は解決するまで何十回でもやりますから、これはご承知おきいただきたいと思います。

まず1点目に対する再質問を行います。これは5町で滞納が増加したとおっしゃってますが、5町というのはどの町村なのか町村名を伺いたいと思います。それが真実、連帯保証人を廃止したことによるものなのかどうなのか、どのように確かめたのか合わせてお尋ねしたいと思います。

2つ目でありますが、連帯保証人の確保がどれほど困難であるか理解しているとおっしゃってますが、それは言葉だけの話であって理解してないと思います。これは町長一流の言葉によるまやかしだということをおし上げておきたいと思います。これは再答弁要りません。

それから3つ目でありますが、私は国が2度にわたって連帯保証人を条件とすべきではないという通達を出したのには、全国的な否定的事例が蓄積してるからなんです。これは廃止しなければ解決しがたい矛盾としてあるんだということ、あの国が、あえてそういう表現をいたしますが、あの国がやはり弱者の立場に立って連帯保証人制度がいかに非合理的で苛酷なものかということ、個々の具体例の中から集約して出された方針なんです。国が通知をするということの本当の意味を町長は理解しておりますか。町長がおっしゃるとおりであるならば、わざわざ国が通達出す必要ないじゃありませんか。そこどころ深く噛みしめていただきたいと思うんです。そこに触れた答弁が全く触れていないわけです。あと項目については、それぞれ入り繰りありますからまとめてお尋ねをしておきたいと思うんですが、連帯保証人の確保が困難な場合の救済策でありますとか様々な対応策について先ほど答弁されました。それならば連帯保証人最初から廃止したらいいじゃないですか。前に戻りますが30%、全道で廃止した自治体のうち5自治体だけであって、それ以外の自治体は引き続き継続しているわけです。具体的な支障が発生しているという事例を町長は報告できなかったわけです。そういうやり方が住民本位の弱者に立脚した行政、血の通った行政だということなんです。私は1年以上もこの問題取上げてきましたが、町長から弱者に対する配慮、血の通った行政こうした思いを感じることができないんです。19年もやってるからこういうふうになるのかなど。住民との意識、感覚、乖離これひどいもんだなというふうに改めて思います。滞納増えてきてるから連帯保証人これ止めないんだとこういうこともおっしゃいました。それじゃ連帯保証人に代弁済させるんですか。滞納が増えてきたというのは、連帯保証人があるなしの要因で増えてきたんですか。それともそれ以外の経済的な事情を含めた理由があるからなんですか、ここははっきりおっしゃっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。保証人を廃止した自治体これは国の調査によるものでございます。先ほどの滞納額が増加した自治体につきましては、千歳市、遠軽町、豊浦町、安平町、上士幌町の5市町村でございます。いずれにしましても、この3分の2が制度を維持しているという状況、70%の自治体が制度を維持しているという状況となっております。うちの町と同じように徴収に苦勞されているのではないかとこのように推察をしております。連帯保証人

から徴収するののかということでございましたが、これはしておりません。一つの抑止力としての考えということでございます。いずれにしましても滞納につきましては、最終的には取れない場合には町の財政からということになります。これは町民の皆さんの血税を利用するということになります。負担の公平性も十分考えていかなければならない問題というふうに思っているところでございます。滞納の理由につきましては、今手元ではっきりしたものを押さえているという状況ではございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） いろいろ答弁落ちてるものもありますが再々質問に入ります。町長、今の答弁の限りでは滞納増えることと、連帯保証人あるなしの関連性が何も明瞭になってないじゃないですか。滞納が増える理由は何なんですか、説明できてないじゃありませんか。町長の今までの姿勢でありますと、連帯保証人を置かなきゃ滞納が増えるんだという率論に立った答弁になってるんです。我が町は連帯保証人1名置いているのに増えてるって話です。連帯保証人に最後代弁済させるのかと言ったら、いや違います。町の財政の中から始末つけますと。こういうことをおっしゃったんです。それじゃ何のために連帯保証人を置いてるんですか。町長の先ほどの答弁ですと、抑止力だとおっしゃいました。核兵器の抑止力っていうことをよく言うますよね。核を持っていれば核保有国に対して対抗してそれが抑止力になるんだと。これが止めどもない核兵器の政策がどんどん前に進めていく一つの理由になってるわけですが、連帯保証人を置くことによって抑止力になっているんだっていうなら、過去の滞納も含めて発生しなかったはずなんです。私は連帯保証人を置く置かないは滞納の増減に関係ないと思えます。経済的な理由とご本人の納税意識でしょう。それは連帯保証人という制度によって解決されるべき問題ではないと思うんです。これは公営住宅法の方針にも反します。前にも申し上げましたが、公営住宅法は、所得の比較的低い人たちに対して制度的に国、道、地方自治体が住宅を提供するというものであって、家賃をできる限り低く抑えていくという一つの立法の精神があるわけです。それを連帯保証人という制度を持ってきて滞納を抑止するんだ。こういうのを権力行政っていうんです。前にも申し上げましたが連帯制度っていうのは、前近代的な封建的な連帯責任制のもとであって民主主義に相反する制度なんです。軍隊でよく言うじゃありませんか。1人悪いことやったら集団責任だと。全部片っ方しからリンチですよ。飯食わせないです。丸太棒で尻叩きつけるわけですよ。恐怖心を持って支配すると。これが連帯保証人の原理原則なんです。国際的には連帯保証人制度っていうのは過去のものとして多くの国では廃止されてます。私はそういう人権の基本的な視点に立った、弱者の立場に立った大胆な措置を我が町でとることに何の支障があるのかと。そこにどれほどの行政上のマイナスがあるのかということをお改めて聞きたいと思うんです。町長はおそらく同じ答弁しかしないでしょうから、その場合には第4回定例会でまた継続することを申し上げておきたいと思えます。

以上で再々質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。これは議員と私の考えの違い、意見の違いだという

ふうに思いますが、先ほど申し上げましたように70%の自治体がこの制度を使っているということ。我が町におきましても、これも多分、前も滞納状況を説明したというふうに思いますが、現在、町には1,230万ほどの滞納額がございます。瀬棚区がほぼ半分近い560万、大成区が477万、北檜山区が190万というような状況で、これが減少傾向にはないと残念ながら増加傾向にあるという状況の中にございます。したがって、これは一つの滞納額を抑止をするという意味も持ち合わせているというふうに思っておりますので、これからもこの滞納額が改善できるまでこの状況を維持してまいりたいというふうに考えております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員の1問目の質問を終わります。

菅原議員、2問目お願いいたします。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に対しまして2番目の質問を伺います。

①本年4月からの訪問介護基本報酬の引き下げ、これは2ないし3%でありますけれども、により当町で生じている影響と町長の受け止め方を伺いたしたいと思います。

②民間の事業所は民間の自己責任で対処すべきだという町長のこれまでの考え方に変わりはないのか伺います。

③民間事業者が撤退すれば、最終的には介護保険者であるせたま町の責任になるけれども町長にその自覚がおりかどうか伺います。

④6月28日開催のせたま町介護サービス事業所連絡会議の顛末に関する町長の感想と当日の要望事項の対応策について伺います。

⑤改めて介護事業持続化基金の導入を求めます。

⑥せたま町介護サービス事業所連絡会議を、せたま町介護持続化協議会に格上げした上で町長が会長となって基金の有効活用を図ることが必要と思うと思いますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2問目のご質問にお答えいたします。

1点目につきましては、訪問介護に係る報酬の引き下げにより、収入減となっていることは承知しております。ある事業所にお伺いをしたところ、介護報酬の引き下げよりも利用者が少なくなっていることの方が影響が大きいと伺っております。いずれにいたしましても大変な状況であると受け止めているところでございます。

2点目につきましては、民間事業所としての経営努力も必要というふうに申し上げたものであり、国の定めた報酬単価により収入が決まっていることなど経営努力にも限界があるということは承知しているところでございます。

3点目、介護保険料をいただきながら介護サービスを受けることができないという事態とならないように、介護サービス事業所連絡会議を通じて状況を把握し、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。

4点目につきましては、介護サービス事業所連絡会議の顛末に関する感想ということですが、お互いにざっくばらんに意見交換がなされていたものと思っております。こうした意見のやり取りによって相互の理解が深まっていくものと思っております。そうした中で財政状況や優先順位

を勘案しながら、町としてどのような支援ができるのかを検討しているところでございます。

5点目につきましては、これまでも申し上げてまいりましたが、基金の創設は行いません。現状の予算の枠組みのなかで必要な部分には一般会計からの繰入金を用いて充当して対応したいと考えております。

6点目につきましては、5点目の答弁で、基金の創設は行わない旨の答弁をさせていただきましたので、町主導により新たな協議会を作ることは考えてございません。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。まず①であります。介護報酬、基本報酬の引下げ、この影響についての町長の把握は極めて不十分です。安易ですよ。担当課のほうからの資料も不足しているということなのかもしれませんが、全国的に大変な事態になっているんです。これちょっと紹介しておきたいと思っております。我が町の事態も決してそれに漏れないはずだというふうに思うので紹介をしておきます。これは9月13日の北海道新聞の記事であります。市民団体、介護される人もする人もみんな笑顔に北海道連絡会が道内1,712事業所を対象に7月から8月にかけて実施した調査であります。回答が398事業所からあったうち閉鎖、休止を検討している事業所が約2割、76事業所に上っているという驚くべきデータが出てくるんです。これは12日の発表です。押しなべて従業員10人以下の小規模事業者だということなんです。これが報酬引下げたことによる状況であることは論を俟ちません。もう一つ紹介しておきたいと思っております。これは日本共産党の機関紙、新聞赤旗日曜版、8月11日、18日合併号と9月8日号の記事からであります。藤谷議員から紹介してもらおうと1番説得力があるんでしょうが、私も購読をしておりますので記事を紹介いたします。これは日曜版編集部が独自調査して明らかにしたデータであります。高齢者の生活を支える訪問介護事業所が一つもない自治体、これは全国で97町村に登るということが発表されております。驚くべき数字であります。6月末時点での厚生労働省が公表した事業所一覧表から作成したデータであります。北海道はどうかといいますと、介護事業所がゼロの自治体これは12町村です。残った1事業しかないという自治体、残りは1事業所だけだという自治体が、そのほかに実に70自治体あるんです。びっくりしますでしょ。近隣の町村ちょっと紹介しますと、渡島管内では、知内町、鹿部町、長万部町であります。一方檜山管内では、奥尻町、厚沢部町、今金町です。幸い我が町は、そこからは逃れておりますけれども、いずれにしても町長こういう状況なんです。深刻ですよ状況は。これは月日が経ち、年数が経つに従ってもっとダメージは私は広がっていくだろうと思うんです。こういうことに対する危機感と正確な認識をぜひ持っていただきたいというふうに思います。

それで②のほうとリンクいたしますが、町長はかつて民間の自己責任で対処すべきだということ発言されたことあるんです。経営維持の最終責任は確かに民間の責任です。しかし政策的に見れば、困難な事業所をそのまま放置すると最終的には我が町の介護政策の崩壊に繋がるわけですから、責任は我が町に帰着すると。この問題なんです。だから行政の支援が大事だよということをお願いしているわけでありまして。ここに対する正確な認識を持ち合わせることを改めて提

起しておきたいと思います。最終的には、町が始末つけなきゃならんですよ最終的には。民間事業所全部閉鎖した、全部撤退したからわしゃ知らんというわけにいかんのです。ここのところが問題だと思うんです。その責任について町長は不足しているのではないかなと私は思います。

そこで④の問題に移りますが、6月8日の介護サービス事業所と町の会合っていうんですか、情報交換というんでしょうか。会議録を読ませていただきました。全部で17ページですか。私は2つ申し上げておきたいと思うんです。1つは会議録2ページ目、真ん中からやや下段にかけての副町長発言です。これは町長ご覧になってるでしょ顛末書ですから。当然町長も目を通したものとして質問させていただきますが、佐々木副町長が会議冒頭、昨年9月開催の連絡会議及び11月開催の議員懇談会で提起された6つの問題について回答してるんです。その6つの回答のうちの1番最後のところなんです。中身を省略しますが、せたな町の地域性を考えてほしいという要望に対して、副町長は最後どういう言葉で締めてるかといいますと、町長にも伝えたいと思いますという答弁になってるんです。私は言葉尻や揚げ足取るつもりはありません。業者から要望が出されたのが昨年の9月、これは連絡会議の場所であります。やや1年前です。議員懇談会での要望は昨年11月ですから半年以上経ってるわけです。それを今になって、正確に言いますと6月末の時点で、副町長は、町長にも伝えたいと思いますと。随分悠長な話じゃないですか。即刻伝わってないんですよ昨年度のことが、びっくりしますよ。これがせたな町の介護行政の一つの側面であると思うときに啞然とします。もう1点紹介しておきたいと思います。もう1点は、16ページ保健福祉課長の発言です。16ページの上段、1行目から5行目にかけてであります。保健福祉課長は大変真面目な方でありまして一生懸命の方です。旧瀬棚町出身だということだけではなくて、私はその努力を評価しております。しかしその課長がこういう発言をしてるんです。担当の思いとしては、担当課長ということなんでしょうか。担当の思いとしては、来年度予算までに町長のゴーサインをもらって、来年度4月からは助成制度をスタートできるように何とか間に合わせたいと思っております。結構だと思います。ところがそのあとなんです。どういう制度設計になるかはまだ未定ですけれども、ぜひ皆様方のほうから町長の顔を見たら頼むと一言言っていただければ、皆さんの思いが直接耳に入るといふ部分も大事なことだと思いますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。これ率直なそのままの気持ちだと思います。しかし私ども議会側の立場から見ると、これは大変なことだろうと思います。副町長がおって、課長がおって関係者と懇談しているのに、わざわざその席上で皆さん今度町長に会ったら頼むとぜひ一言言ってくださいよとこういう発言をしてるんです。私は発言した課長に責任は求めません。そこまで課長は真剣に皆さんと力を合わせて要望政策を実現したいというその一心で発言されたことだと思うんですが、町長としてどう思います。こんなことまで関係の事業者にあえて課長が要望せざるを得ないというこの状況は極めて深刻だと思います。町長って何様なんですか。こういう場で聞いたことをストレートに庁舎内部で町長に進達して、是は是、非は非の政策決定をやって速やかに実行に移すということではなかったら、こういう会議をやることの意味ありますか。私はこういう感想を求めたんですが何も答弁ないでしょ先ほどの答弁には、びっくりします。顛末書のどこ読んでたんですか。それから一々取上げませんけれども、この顛末書の中に

は切実な要望というのが幾つもちりばめられているんです。訪問入浴、自宅の中で浴槽台を組立てれば大変便利だという問題、あるいはICT化の問題、地域おこし協力隊員をいろいろ活用する問題、人材確保の問題、民間任せは限界だという問題いろいろあります。取り組んできているのかなというものもありますけれども、これらについてきちんと回答を示す必要があると思います。それはおそらく来年度に向けて実施されるのでしようが、私は町長もっと今実際介護の現場で起きている深刻な事態に対処してもらいたいと思うんです。もう一つ申し上げておきたいことありますが、これは再質問の段階でやる材料としてちょっと取っておきます。そういうことも含めた町長の再答弁を求めておきたいと思います。あと5点目の問題であります。私はあくまでも介護基金の導入は求めたいと思います。こういう基金があるかないかで機動性が違うんです。そして介護サービス事業者と話しするときには解決に接近するときの議論展開が違うんです。町長わかりますか。基金というものが確保されていれば、それを高度にどう利活用するかという視点から議論展開できるんです。ところがそういうものがないと何とか町にお願いします、頼みますと、助けてくださいと。上下関係になってしまうんです。そのことを町長は思いをいたすべきです。基金というのは町長のポケットマネーじゃないんです。7,000町民全体の公金なんです。それを皆で高度に活用するという視点で設けていったらいいじゃないですか。それができないというのであれば、町長は我が権力をほしいままに行使するそういう基本スタイルから脱却できない行政なんだというふうに言わざるを得ません。もう一遍検討してください。再答弁を求めておきたいと思います。それで介護基金を使わないんだから協議会も必要ないと。そういつて蹴っ飛ばしたわけですよ先ほど。私は100歩譲って介護基金を仮に作らないとしても、町長が会長となった協議会、これはもう作らなきゃならないそういう状況だと思います。そして町長もその場において、せきた町の介護サービス事業の持続化をどう図るか、官民も一体で知恵を絞って対処する。こういうところまでやらなければこの問題打開できませんから、これも再答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の答弁を申し上げます。介護報酬の引下げ、これは大変経営に影響が出ているということ、これは私も認識をしております。こうした中で、もう一つの要因としてはやはり人口減少に伴う空きベッドっていいですか、入所者数の減少と、これも非常に大きい影響が出ているということ。したがってこれら2つにどう対応するかということになるかと思いますが。この報酬の引下げの対応ですが、これはこれからも報酬改定について国に改善を求めるということは必要なことだというふうに思っております。その上で町として何ができるかということを検討をしていかなければならないと考えております。それから人口減少に伴うこの空きベッドの増加と、これにつきましては、これは町の人口、当時から見ますと随分、減っております。1万1,000でスタートした町でございますが、少なくともこれは将来、半分になるということが想定されております。したがってこういった状況に事業者がどう対応していくかと。これも自らやはり取り組まなければならない大きな問題というふうに考えているところでご

ございます。事業者の皆さんの要望いろいろあるかと思いますが、これらもしっかりお聞かせをいただいて、町としてこれまで人材確保、あるいは資格の取得、人材教育、養成機関との連携などいろいろと取り組んでいるところでございますが、こうしたこと、そしてさらに何ができるかということを考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。基金等につきましてはこれまで答弁差し上げておりでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そういう答弁では、極めて展望は暗いです。もうせたなの介護政策、高橋町長に任せておいたんじゃ一体どうなるんだろうかというふうに思います。これは私の率直な思いです。質問と答弁噛み合っていないんですよ全く。それで再々質問最後になりますけれども、結局、事業者が、あなた方の主体性で自己責任で対処すべきだという範疇を一步も出てない答弁なんです。これは限界あります。具体的に申し上げておきましょう。町外の福祉法人に5年間で1億2,500万の補助金出してるんです。しかも債務負担行為などという禁じ手を使って、しかも当事者能力のない、まだ未成立の新法人にそういう債務負担行為という違法行為をやってまで、せたな町の税金を町外の福祉法人に投入しているという実態があるのに、営営としてせたな町内で日常的に頑張ってきている介護サービス事業所に対しては、今のところ制度的にはゼロでしょ。片手落ちって言葉がありますが、こんなひどい政策ないです。ゼロといえば町長は、いや施設改修費に幾らくらいやってるとかそれはおっしゃるでしょう。それは十分承知してます。しかし運営補助金ですよ。要するに経営上赤字になるであろうということを推測した上で5年間にわたって1億2,500万の債務保証です。考えられない話じゃないですか。だから私はそこを咎めるつもりはないので、ならば町内全てのサービス事業者に同じような対策を打つべきだということで一貫して問題提起してるんです。何で一貫して蹴っ飛ばすんですか。この事業の基金を導入したらどんな支障が起きるんですか。何か不都合があるんですか。今日の出された町側の資料を見ますと、直近の基金残高66億円ですよ町長。前月は64億円台でありましたが、1か月後のデータですと、66億円です。お金があるじゃないですかなんも。財調の基金だって幾ら積立てられてますか。それを介護サービス事業の持続化基金として積み立てることに、どれほどの不都合や支障があるんですか。何も答えてないんです。菅原から言われたことはやりたくない、じょっぱりしてるのかなということ。意地やじょっぱりはそのケチな根性で政策を決めているとすれば、これは仮定法で申し上げておきます。それは止めたほうがいいと思います。私は議席を持っている限り基金の導入を求める次第であります。改めて答弁を求めたいと思います。この基金とワンセットでなくても連絡会議を課長が主催し副町長が出て、まあまあまあということではなくて、町長が責任を持って主催したらいいじゃないですか。基金を作らなくたっていいですそうであれば。それとは切離して町長きちんとしておやりなさいよ。私はかつて密漁対策防止協議会、せたな町自体でお作りなさいと言って提起して、それを町長が受入れて設置させた経過があるんです。そのとき町長は、いや檜山管内で振興局主導の基で作ってるから二重組織になるから要らないんだと随分抵抗しましたよね。しかし最終的に作ったじゃないですか。これおそらく全道で最初のケースだったと思います。誰が会長か、町長です。保安署もメンバーになり、警

察もメンバーになって漁業者関係者そろって作りましたでしょ。初めて町が本腰入れて密漁対策やったなということになるんです。町長やってください。基金設置するほうがもっといいけれども、それは検討するのであれば検討してください。しかし対策協議会、名称はどうでもいいですよ、名称はどうでもいいからきちんと作ってくださいよ。これは申し上げておきたいと思います。なぜそう言うかということなんです。これは副町長にいろいろ調べてもらった資料を今日は使わせてもらいたいと思います。実は町長の公務日数について前に一般質問でいたしました、出張日数がどれくらいなってるかというデータを求めたんです。令和4年度で94日間ですよ町長、出張日数が。メモしてみてくださいね。それから令和5年度でありますけれども、さらに増えて98日です。これを勤務年数との比較で言いますと、令和4年度は35.4%の出張率になるわけです。分母は265です。それから令和5年度は、分母272日、うち98日の出張でありますから36%です。一口で言えば1年間の3分の1出張してんです。びっくりしますよね。令和5年度は、オセアニアですか、そこまで行ってらっしゃる。今年度はデンマークですか、出かけてらっしゃる。町内の肝腎要の本来的な業務はどんなのかということ指摘せざるを得ないんです。そうすると町長は、いやあ系統の役職いろいろ背負ってるから町なかの仕事だけじゃ済まないんだよとおっしゃると思って、関係団体等役員就任状況調査、これも副町長のほうから提出をしていただきました。町外の役職で全部で26持ってます。細かく一々は言いませんが、まず全国的には3つの役職持ってるんです。会長職1つ、副会長職1つ、理事職1つ。それから北海道レベルでは7つ持ってます。会長職1つ、副理事長職1つ、監事、あとは理事、委員ですか。道南レベルでもあります。檜山管内レベルでもあります。北部檜山のレベルでもあります。町外で26持っているほかに、町内の会長職というのは7つですか。だから数からいけば町外のほういっぱい持ってるから町内の役職なんか手が回らないよとおっしゃるとすれば、それも一理はあるんです。しかしせつな町政という視点から見てどうなのかという問題です。介護基金作らないから協議会要らないよ、会長もやらないよと、こういう答弁を取消してください。介護事業は非常に大事な事業ですから、そこは大局に立って名称はどうでもいいですよ。適切な名称を作って協議会の会長に座ると、全責任を持って介護事業に全うするという答弁を最後にちょうだいしたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。いろいろ出張ですとか関係団体の役職ですとか、質問の中で紹介させていただきました。5期目の中でいろいろと役職が増えてきたということは事実でございます。そういった町村会関係の部分についても、やはり北海道の自治体あるいは全国の自治体、自分の町も含めて必要な要望はしっかりしていかなければならないというふうに考えているところでございます。ただそれが町の行財政にこの影響があるということがあってはならないというふうに思っております。これからもそういったことに十分配慮しながらしっかり対応してまいりたいというふうに思います。元恵福会の事業廃止の問題もご指摘がございました。これらについては極めて影響が大きい、混乱を招くというようなことで、これは本当にそういった

思いから後継の事業所に業務を移管していただいたという経緯もございます。これらにつきましては、議会の同意もいただいておりますのでこれ、これについて今の段階でご指摘いただくようなことはないなというふうには思っているところでございます。いずれにいたしましても、この介護事業の問題については、様々な問題を抱えているということでございます。町の対応だけで解決できるという問題ではございません。町、それから国、それから事業者の皆さんが総力を挙げてやはりこれらの課題に取り組んでいくべきものというふうに考えておりますので、町の役割をしっかりと果たしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の2問目の質問を終わります。

1時間が経過してございますので2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。11番、菅原義幸議員の問目の質問を許します。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に一次産業の振興策についてお尋ねいたします。

①スマート農業支援事業の制度設計の際の農協との協議経過を詳細に伺いたいと思います。

②今日までの同事業の申請件数と申請額及び今後の申請見通しを伺いたいと思います。

③7月16日の政策審査特別委員会で複数の委員から、今からでも遅くはないから支援対象をICT、AI、スマートだけに狭めず、省力化、生産性向上が可能な事業や機械、機種に広げるべきだと強く提案された経過があるが今日までの検討内容を伺いたいと思います。

④水産物生産向上事業について、同事業の上限を500万円に引き上げて年度当初に遡って適用する事を求めたいと思います。

⑤檜山沖洋上風力発電事業の進捗状況の説明を求めます。同事業の補償について、関係町村20パーセント、ひやま漁協80%の方向で進んでいると聞いたが間違いがないかどうか確認を求めます。また町別の配分率をお尋ねいたします。

⑥密漁防止対策監視カメラの現在の作動台数と不作動カメラの更新計画の有無を伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

1点目でございますが、令和5年10月26日に営農センター長をはじめ担当職員と令和6年度から取り組むチャレンジ事業の対象事業の絞り込みや事業内容等の検討を行い、スマート農業支援事業案を完成させたものであります。さらに予算の確定後、令和6年3月27日に事業開始に向け農協と最終調整を行って事業を開始したものでございます。

2点目ですが、現在の申請件数は53件、総事業費2億1,236万円程で補助金額4,77

7万円でございます。今年度においては、おおむね申請済みであり来年度導入予定については相談を数件受けている状況です。今回の補正予算で2,000万円の増額をお願いしておりますが、この事業により一層の一次産業の振興に繋げていきたいと考えております。

3点目ですが、これまでも農林水産省のスマートカタログに掲載されていない機械でも省力化や自動化など、生産性の向上が図られる機械については、農協と協議しながら対応してきましたので、今後においても同様に対応していきたいと考えております。

4点目です。水産物生産向上事業ですが、これまでもご意見をいただきながら検討を重ね対象としていなかった共同事業を対象とさせていただきました。上限額200万円と設定したのは、生産者の過大投資とならないよう設定をさせていただきましたので引き上げは考えておりません。

5点目の檜山沖洋上風力発電事業の進捗状況につきましては、昨年令和5年5月12日にこれまでの一定の準備段階に進んでいる区域から新たに有望な区域として追加されました。その後12月18日に檜山沖の第1回法定協議会が開催され、協議会の運営や洋上風力に関する概要などの説明のあと各関係機関との意見交換が行われております。第2回法定協は、本年7月22日に開催され、専門家などから漁業影響や先行地域の取り組み状況について示され法定協の下部組織となる検討部会も設置されております。同事業の補償についてのご質問ですが、これは補償ではなく、事業決定となった事業者からの出捐金による漁業振興と地域振興に配分されることとなりますが、ひやま漁協からは8対2の配分となるよう要望されております。今後は年内に予定されております検討部会や法定協によって地域振興策などの内容を協議していくということになります。

6点目です。監視カメラの設置台数は13台ありますが、そのうち作動している台数は9台、4台が故障している状況にあります。平成27年度に設置しており経年劣化により故障しているため修繕も厳しいことから新たに監視カメラの更新を検討してまいりたいと考えていることでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問をいたします。農協と協議をしたということなのですが、農協の協議したときのメンバーについて詳細に伺いたいと思っております。それぞれの各会のメンバーを伺いたいと思っております。

それから2つ目ですが、これは承っておきます。

3点目、これ町長の答弁分からのんです。さっぱり理解できないんです。答弁どおりに解釈すればスマート農業に対する支援は、町の制度でやるけれども、それ以外のものについてはほかの制度を求めるところということなんですか。さっぱりわからんじゃないですかそれんなら。そういうと答弁私は納得できませんよ。スマート農業対象以外にも広げろと言ってるんですから、それでこれは私重大な問題だと思いますので、多少時間かかりますが今日はじっくりやりたいと思っております。私はチャレンジ事業一旦終わったけれども、新チャレンジ事業、仮称であります。やったらどうだという提案を5年間やったんですよ町長。6年目でようやく導入されましたが、使い勝手悪いことこの上なしと、一時もっと貯めてから基金もっと貯めてからやるんだなんて言っ

てるうちに貯まりすぎちゃったわけです。前にも申し上げましたが、生産者には1円も支援しない中で、農協合併事務所の改築に1億4,000万ぽんと突っ込むと。これが高橋町長のやり方なんだなということは改めて認識しました。しかし今回の新チャレンジ事業の制度設計、私は納得いきません。それで政策審査特別委員会でも率直にいろいろ意見申し上げましたが、これは町長、私だけじゃないんですよおかしいぞと言ってる議員は。今日念のために再質問を深める意味で7月16日の第7回政策特別委員会のやりとり少し長くなりますが紹介をしたいと思うんです。町長いいですかしっかり聞いてくださいよ。

第7回政策審査特別委員会会議録の32ページの下段です。横山議員はこうおっしゃってます。町長、今非常に幅の広いところでの答弁をいただいて、私はスマート農業について今質疑したわけで、町長なりの答弁だったと思うのですけれども、忘れていただきたいのは5割の農家がスマート農業を進めばいいというような制度設計されていますが、先ほど菅原委員がおっしゃった残りの5割はどうするんですかと、ここが非常に大事なことなんです。そこは私しっかり町がやらなければいけないところだと思うんです。こういう趣旨の答弁をされているんです。それから33ページの下段のほうです。重ねて横山委員であります。私も今発言させていただいたのは決して使い勝手がいいという状況ではないことを町長にお伝えしたかったから私は質疑させていただいているわけでありまして。先ほど発言したように何もICT、AI、スマートにこだわらなくても省力化、生産性向上が図れる場合ならいいんじゃないかというようなことを、そういう視点を持って今後、事業の制度設計をしていただきたいという発言でありましたので、誤解をなさないでいただきたいという答弁であります。それで町長、続けて本多委員こうおっしゃってるんです。いいですか。一言だけちょっと言わせてほしいんですけれども、農業機械の単純な更新なんてないです。何が単純な更新ですか。今60代、70代の人が農家をやろうと、どこまでできるかって考えてるんです。そうしたら機械の更新なんていうのは、これ考えますよ。そこで町のほうから3割出せます、出しますからと言え、そうかと。町長も農業者のことをきちんと考えてくれる。町も期待している、なら頑張ろうと言うでしょう。その頑張りが必要なのは町でないですか。そうでしょう。私は70代の方から要望書というものをもらいました。こういうことを要望しているんだよと。これはもうくどいようだけれど農業、農業者をどこまでできるんだ、何歳までできるかという大きな問題を抱えているんです。そこに少し手を差し伸べてください。何が単純な更新はダメなんですか。単純な更新って何なんですか機械の。そんなものないです。もう一度、対象機械なんか機種これを広げなさい。今からでも遅くはないです。町長ちょっと決断してください。そこら辺、町長がよしって言えばいいことなんです。みんな賛成します。やっぱり町長、ちょっと本物の勇気を見せてください。以上ですと。こういう発言なんです。ところが町長の基本スタンスは、町がスマート農業を支援するという制度設計したんだから、そこうまく利用してくれよと。こういう域を出ないんです。農林課長は検討しますってことを一生懸命言ったんです。これね町長、どのようにその後検討したんですか。チャレンジ事業の対象事業を幅を広げてくださいよということなんです。いろいろ補助の制度があるからそっち使えと、そういう答弁を求めているんじゃないんです。先ほどの5,000万近い申請というふうになってい

るようであります、それはそうでしょうよ5年間も貯まって貯まって貯まってますから、6年目に入ってようやくやったのであればそういう申請数になるのは当然です。ただ私心配して、スマート農業の補助金制度に乗っけるために無理をして制度設計をやって過剰投資になったらどうするんだという問題残るんです。そうならないようにするには、もっと対象を広げたらいいんじゃないですか。そこに焦点を合わせて検討すべきだということを提起したのが実は7月16日の政策審査特別委員会の複数の議員の私も含めた一致した要求なんです。ここに焦点を当ててしっかり再答弁願いたいと思います。

それから④の水産物生産向上事業、さっきの答弁これ取消してください。そういう答弁は絶対通しませんから。町長なんて言いました。個人100万円、共同事業を500万円にすると過大投資になるから200万から引き上げないということをやったんです。ばかなこと言いなさる町長。漁業者に言ったら怒ります。500万の補助金欲しくて過大投資する漁業者おられますか。これ取消してくださいよ。取り消さないで私この質問終わりませんから。私何回も申し上げてますでしょう。定置の建網幾らだと思いませんか標準価格、大小いろいろありますが平均して5,000万です。共同の人数も5人より6人より7人ありそれは様々です。共同の補助金を500万にしたから過大投資になるって町長それどこから来るんですかその答弁は。補助金あろうがなかろうが投資しなきゃならんのが建網の規模なんです。ふざけたこと言っちゃいかんですよ本当に。町長何年やってるんですか。毎年浜に行ってみてますでしょうサケの水揚げ、どこ見てたんですか。私はもっと納得のいく答弁であるならばここまで言いません。補助金の上限を500万にしたら過大投資になるから200万にするんだと。これだけは絶対私は許しません。これはきっちり取消して答弁をし直ししてもらいたいと思います。その上で5,000万レベルの投資をするのに上限500万で何が不服なんです。上限500万にしたら何が問題なんです。これきちんと答えてください。これは再答弁きちんと整理しなければ再々質問に進めませんから議長に申し上げておきたいと思えます。それで合わせて出しておきますが、私は単独で100万というのであれば、共同でやったときには掛ける人数こういう仕組みに変えるということをやります。2人で組んだのであれば限度額200万、3人で組んだのであれば限度額300万、4人で組んだのであれば400万とこういうふうにすれば過剰投資の根拠がなくなります。1人で100万まで出すっていうんですから、建網サケ定置が仮に8人で組んだら限度額800万にしたらいんじゃないですか。これは明確に答えていただきたいと思えます。それから補償金がないという表現としてはわかりました。風力発電ですね。用語としては訂正をさせていただきます。ただ振興基金これは8対2だというのは本当だったということですね。漁協が8、関係自治体2、これ町長、関係自治体となれば4町村ですよ。違いますか。町長、関係自治体4町村ですよ。せたな、乙部、江差、上ノ国、八雲も入るんですか。乙部は入らないですよ。これはメンバーでないですから。そうすると訂正します。せたな、八雲、江差、上ノ国ですか。それで少し先走った質疑ありますが、それは承知の上でお尋ねをしておきたいと思うんですが、4町均等割でいくのか。それとも別に配分基準を設けるのか、これは次の大きな問題になると思うんです。例えば漁獲高の実績配分でいくのか。あるいは海岸線の延長でいくのか。私は単純に割る4

ということにはならないと思いますが、現時点で町長はどのように考え方を持っているのか。持っていないよというのであればまた話は別ですが、基本スタンスをお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えいたします。農業のスマート農業への対応でございますが、これは政策打つ場合にどんな政策でも将来を求める姿というのがございます。当町の場合、今の改正された農業基本法に対応できるそうした農業を目指すということが一つでございます。これまでも農業につきましては、私も小さいときは馬から始まっております。そのあと耕運機、そして高校時代になりましてトラクターです。トラクターの時代は随分、長くなってはおりますが、しかし最近では、このスマート化、IT、DX化ということで随分、農業機械についても進歩はされております。今のこの農政の考え方でございますが、やはりこの一次産業というのは、我が町の基幹産業でございます。したがって今後も持続可能な農業を守っていくということになりますと、いろいろな町の農業と競争をしていくと。競争力を付ける必要があると。そのためには生産性の向上、コスト削減、様々な部分で今以上の成果を上げていかなければならないと。そのための投資、新たなチャレンジということで今回は事業を作っております。当然、高齢化にも対応しなければなりません。高齢者の皆さんが今の機械でこの70あるいは75歳までしかできなかったというところを新たにこうした機械を入れることによって、この労力の負担軽減ですとか、様々な温度管理ですとかいろいろなことに今使える機械が今出てきておりますので、高齢者に高齢化してもまだ経営ができるというような状況を目指していかなければならないというふうに思っているところでございます。こうした状況の中で今回のチャレンジは組み立てたところでございます。このままでいいんだと言われるとこまでやればいいんだという方については、それは共用するべき問題ではございません。それは個々の考え方で自分の経営というものを見詰めていただければいいのではないかとこのように考えているところでございます。

それから漁業の関係でございますが、大きなちょっと誤解があったのかもしれませんが、いずれにしても考え方としては、大きな事業については国、道の事業を利用していただければというふうに考えているところでございます。これは何万だったら過剰かどうかというのは、これは私たちが考えることではなくて漁業者自身が判断をすべき問題でございます。ただ定置の5,000万のお話でしたが、更新については、この事業では対象になりません。したがって少なくとも規模の拡大ですとかそういったことでの利用ということになろうかと思っております。よくこの要件をご理解いただいて使っていただければと考えているところでございます。

それからこの洋上風車の関係でございますが、これは今4町の洋上において風車の風力発電の構想が上がって、現在、法定協議会で協議をされている最中でございます。4町のほかに法定協議会ではオブザーバーとして、これも4町でございます。要するに海のない町、あるいは洋上に立っていない町も含めてオブザーバー4町、それから実施する町が4町と合わせて8町の構成で現在、法定協議会ができております。この中でまだ、この何に使うか、出捐金をどう使うかと、漁協からの要望もございますが、こういった細部につきましては、今後、協議会、あるいは検討部会の

中で協議が進むものというふうに思っております。町村杯分が平等に配分されるのか、あるいはそうでないのか、あるいは一つの事業を皆でこれらを財源としてやるのかと、いろいろ今後議論が進んでくるものというふうに思っております。いずれにしましても、貴重な財源の一つというふうになりますので、大いに有効利用できるような形でしっかり協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 町長、答弁漏れありますのでお願いいたします。まず1つ目、①のほうでJAで懇談されたメンバーについて知らせていただきたいというのがありました。

それから2点目は、今の水産関係の部分で過大投資ということはこれは取消していただきたいという菅原議員からの申し入れがございまして、その分についての再答弁願います。

町長。

○町長（高橋貞光君） 農協との協議でございまして、これは毎年のように将来のあるべき姿についていろいろと農林水産課、さらには農協で町の振興ビジョンですとか、農協の振興計画などに照らしながらどういう方向でということ協力をされているところでございます。今回のこの事業につきましても、メンバーとしては、営農センター長、副センター長、営農課長、生産施設課長など、それに町の農林水産課ということで様々な角度から検討が加えられたというふうに聞いています。それから過大投資については少し誤解を招くような発言をしてきたというふうに反省しておりますが、いずれにしましても過大投資は避けなければならないということでございますが、これは最終的に漁業者が判断することであるというふうに思っております。ただ町の事業としては、当然幾らでも出せるというような状況下にはございません。したがって、大きい事業につきましても国、道の事業を利用させていただくと。これが一番いいというふうに考えております。それ以外の事業で生産性の向上に資する事業につきましても、町のこうしたチャレンジを利用していただければいいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これ再質問の確認をしておきたいと思っております。町長、補助金を500万にすれば過大投資を誘発するからダメだって言ったんですよさっき。1人なら100万限度額にするけれども、共同なら500万、過大投資を誘発、何で過大投資になるんだっていうの。共同事業というのは、今のところ現状では1番明快なのはサケ定置底建てです。500万に広げたら過剰投資になるという発想どこから出るんですか。誤解でもなくて、あなたの言っていることが間違いだから取り消せって言っているんです。誤解なんかしてませんよ私。補助金に関係なく必要な投資をしなきゃいけないじゃないですか。その組立ての根本が間違っているっていうんです。だからまず取消してくださいって言うんです。これを取消してくださいよ改めて理屈付けしないで無条件で。それと関連するから言うておきますが、水産性向上事業と銘打って経営規模拡大や施設強化、新たに取り組む漁法への挑戦など、生産基盤の強化を図ろうとする漁業者に対して新たな助成制度を開始するんだとこうなってます。使えなくなった網を再投資したらなぜ対象から外れるんですか。網の更新は対象から除外するって言ったんですよさっき。じゃ何のための制度ですか。網を使っていれば古くなるの当然なんです。古くなったってそれは知らんと、ほかの

制度を使えって、ほかの制度にないからチャレンジ制度ということを提起してるわけじゃないですか。答弁、根本から成り立ってないんです。言ってみれば支離滅裂なあり得ない答弁をさもさもらしくよく平然と町長できますね。立派ですよ。これ取消してください。そんな関係ないんだから、私言ってるのは個人で100万限度額にするっていうんなら、単純明快に組んでる人数掛ける100で限度額共同は設定したらどうだと。これは可動的な数字でいいわけです。過剰投資も何もない限度額100万という、そういうベースの中で生産者が組立てればいいわけですから、これは町長検討してください。現実去年7,000万かの被害出てるんですから、令和2年には1億の被害出たんですから、そういう中で施設強化を図らなきゃいけない。まさにこの事業の眼目に合致した取り組みを今やろうとしているわけです。今、新たに設備投資してもうサケ定置は始まってますけれども、去年の3割程度という情報もいただいておりますが、なかなか苦戦してると思います。これは限度額200万ということでスタートになってると思いますが、その条件取っ払って年度当初に遡って限度額を500万まで引き上げるか、もしくは、1人あたり100万掛ける参加人数というふうに共同の場合の限度額を引上げたらどうだという提案、今いまの問題として提案してるんです。それは町長が腹決めれば、この制度は4月1日に遡って遡及してやるということについては何ら問題ないんです。だから条例再提案してもらいたいということをお願いしてるんです。これ再々質問ではなくて再質問ですから、議長ひとつもう一遍再答弁をさせていただきたいと思っております。その上で再々質問に入ります。

○議長（平澤 等君） 答弁調整しますか町長、よろしいですか。

再答弁の中の過剰投資というふうなことの見解の相違ですけども、その部分について菅原議員から発言あった内容について町長の見解をしっかりと述べてください。

町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほども申し上げましたように、過剰投資については、これは漁業者自身が判断すべきものでございます。ただ大きな投資ということでございますので、これは負担軽減の面から国、道の大きな事業を利用したほうが有利というふうに考えているところでございます。町の事業であります。これは先ほど来答弁しているように、新たな取組、今の前浜の状況を見ながら新たな取組が必要というふうに今判断をしております。漁業経営の向上を目指して、そういった取り組みをこれから期待したいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再答弁になってないじゃないですか。何ですかその規模の大きなものは国、道のほうが有利だからそっちを利用しろって、これどういう意味ですか。国、道にどんな制度があるんです。国、道にどんな有利な制度があるんですか。再答弁何もなってないでしょうよ。私が言ってるのは、単純に個人が100万限度額であるとすれば、共同は掛ける人数にするか、あるいは一律500万にするか。そういう町長の再答弁を求めているんです。そこに焦点を当てた答弁なんでしないんですか。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時06分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長、再答弁願います。

○町長（高橋貞光君） まず町の補助金の関係でございますが、これは先ほど申し上げましたように個人の取組に100万、集団は200万とさせていただきます。これの変更はございません。これに伴って過大投資というお話がございました。私としては5,000万の話も出ましたが、これについても含めて過大投資という話もしてしまいましたが、いずれにしても、過大投資そのものは漁業経営者が自ら判断するものというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 町長、繰り返しますけども、過大投資っていう表現は、この答弁としては適当でないという菅原議員のご意見なんです。だからそれはそれぞれが判断するっていう言葉じゃなくて、答弁する側のほうから過大投資という言葉はやはり私は不適切じゃないかなっていうふうに考えます。その分について、町長のほうから改めた見解を示していただければよろしいと思います。

町長。

○町長（高橋貞光君） 前回のこのスマート農業、スマート事業の中で反省の一つとして事業を使うことによって負債が増えたというような反省点が一つございました。そういったことを踏まえて利用される皆さんにとっては慎重な計画の下でしっかり有効な形に使っていただきたいというふうに思ったところでございます。そういった意味では過大投資とにならないようにという意味でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 全然答弁になってないでしょう。自分で何答弁してるかわかってるんですか。漁業者なんか過大投資なんかしませんよ、そんな余裕なんかないんだから。私が取り消せと言っているのは、単独100万の限度額、したがって共同であれば500万にしてはどうかと。500万ダメだっていうんなら100万掛ける共同事業に参加する人数こういうことでどうかって言ったら、過大投資になるからダメだって言ったんです。限度額引き上げることが何で過大投資に繋がるかって言ってんです。そういう答弁で再答弁逃げようとするから取り消してくれと。町長の考え方が根本的に組立てが間違いなんだからそれを取消した上で、改めて私が提起している最大500万もしくは掛ける人数100共同の場合です。これで何でできないんだって言うてるんです。単純明快にさっきの答弁間違いだから取消しますって言えば再々質問に進めますよ。それともう一つついでに言うておきますが、なんですかあれ施設更新はダメなんだって、この事業から見たら施設強化もいいことになってるじゃないですか。経営規模拡大や施設強化、新たに取り組む漁法への挑戦など施設強化したら対象にならないんですか。漁業被害を受けて定置網被害を受けて補修すると、それ施設強化にならないんですか。だからそれがおかしい答弁だから全部撤回してくださいよって言ってんです。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まずこの補助金の100万と集団200万、これはこのとおりに進めさせていただきます。その上で単純な施設更新、施設も含めて単純な更新は、これはチャレンジではございませんので、これは今回の対象から外れると。ただ網の強化ですとか、拡大ですとかそういった部分については対象になるというふうに思っているところでございます。いずれにしましても、先ほど来議論になっているこの過大投資とならないよという私の答弁ですが、これについては撤回をさせていただきます。誤解が生じておりますので撤回をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 一応再々質問に進みたいと思います。町長、何のためにスマート事業を導入したんですか。農業の場合しかり、漁業の場合しかり、まず農業のほうからいきますが、まず答弁になってないんですよこれ。スマート事業に限定しなきゃならない理由何もないじゃないですか。さっきとんでもないこと言ってますのは、改正された農業基本法に従ってやってくれと。それはスマート農業を進めることなんだとこういう答弁してるんです。これは後々まで問題になります。土台改正された農業基本法というのは重大な問題を含んでるんですから、議会でもおそらく意見書、明後日ですか出てくると思いますが、この基本法は重大な間違い含んでるんです。最も大事な需給率目標というのを消してしまったんです。需給率目標を消した農業基本法はあるかというのが多くの全国農業者からの必死の批判の声なんです。こんなもの町長簡単に容認して、その方法に従えとんでもない町政です。スマート農業で全て解決できますか。町長、申し上げますが、町で出した資料を見ますと、事業イメージ、対象となる取組補助率、ここには農林水産省ホームページで公表しているスマート農業技術カタログの取組に必要な機械類等と、その例示としてドローンです。ロボット農機です。自動操舵トラクター、ハウス自動開閉装置、ハウス内温度等管理システム、自動灌水機って言うんでしょうか。ハウス内監視カメラ、経営・生産管理システム、アシストスーツなど、畜産では分娩管理システム、これは牛群管理システム、それから牛舎内監視カメラなど、要するにこれ以外は対象にしないということなんでしょ、町長どうなんですか。何で排除するんですか。これ以外だって生産者が必要性によって投資するということであるならば、柔軟に、弾力的に、公平に対応してやったらいいじゃないですか。何で線引きするんですか。線引きするから高橋町政ダメだって言ってんですよ生産者は。使い勝手が悪いって言うてるんです。むしろ補助金をもらわんがために無理にそこに需要に合わせていけば過剰投資という問題が発生するのではないかということなんです。やってることと言ってること矛盾してるじゃないですか。それで再々質問だからもうできませんからついでに申し上げておきますが、2回にわたって農協と担当課が協議したと。メンバーも先ほど報告ありました。2回にわたって協議したときの協議内容の資料を出してください。これは議会終わってからで結構ですから、どういう問題点があって、どう討議され、どうこのたびのスマート農業支援事業にたどり着いたのか時系列にきちんと正確に理解できるような資料を出してもらいたいと思います。これが一つ。

それから7月16日に少なくとも担当課長は再検討いたしますという答弁してるんです。町長は、町が決めた制度を利用してくれと言いましたが、何遍か強い指摘の中で最終的には検討いたしますという答弁で終わってるわけです。あれから2カ月経ってるんです。どう検討したのか、検討の内容を再々答弁で明確にしてください。検討はまだ途中ということであるならば、いつまでに結論を出すのか。このことの明快な答弁を求めたいと思います。これは農業問題での再々質問です。

それから漁業問題です。漁業問題は町長先ほど個人100万、共同200万変えませんかって言ったんです。変えてください。あなたの個人のお金じゃないんです。町長のポケットマネーじゃないんです。何の権利権限があってそんな切り方するんですか。19年やったからといって俺の一存でどうでもなるんだと。そんな行政ないですよ。漁業者が今、真剣に行政に救援を求めているんですから、その声を踏まえて、そこを痒いところに手の届くような政策を打っていくということが行政のイロハじゃないですか。いつからあなたが唯我独尊、俺のしたいようにやるんだという行政になっちゃったんですか。とんでもない思い違いです。地方自治というのは、住民皆さんの要望を民主的に議論して、その上に沿って町民の声と希望に従う方向で行政展開をするというのが、これは原理原則なんです。そういう方向でやってくださいよ。個人で100万を限度にするのであれば、少なくとも共同で500万を限度にするか。もしくは参加する人数に100万を掛けた金額を限度にするか、これを改めてくださいよ。私は絶対これは必要なことだと、せたなの漁業振興にとって不可視的な課題だというふうに考えるから提起をしているわけです。明快な答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） なかなかご理解いただけないということで残念に思っているところでございますが、いずれにしましても今回のこのスマート農業、あるいはこの漁業の事業につきましてもそれぞれ事業の目的がございまして、せたな町としてどのような方向を目指すかということになるかと思っております。そのために単純更新ではない、要するに機械の導入にしても、設備の導入にしても今以上のお金がかかるその部分について支援をしようという制度を作ったということでございます。せたな町の農業が今後とも農業が強い一次産業というこのことを目指すと。そのための省力化生産性向上のためのスマート農業であり、漁業であるというふうに位置付けております。検討すると前回カタログにケース掲載されてない部分についても検討するという話をいたしました。その検討の結果、省力化、生産性の向上に資する機械の導入ということについては、制度の中で取り扱うというふうな考えで今説明をしているところでございます。漁業についても質問がございました。町長のお金ではないよという、もちろんそれはそのとおりでございます。制度設計におきましては、町民の税を含む大事な財源でございまして、そういったことには慎重に組立てて制度設計をしていかなければならないということ、それから他の同様の事業等の公平性というものも、これは大事なことになるわけでございます。様々な観点から検討して今の状況を制度設計を行ったということでございます。ご意見の違う点につきましては、十分認識をして

おりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

○7番（真柄克紀君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 私、今の菅原議員との質問の中で大変町長の名も含めて心配してる発言が町長のほうからございました。先ほど農家のAIに関する対象者以外に対しての農家に対して大変乱暴な形での表現をなさいました。これは後で議事録見てもらえばわかりますけど、あんなこと言ったら1次産業を支えていく高齢者も含めて、小規模農家も含めて大変な誤解を招くことになりますので、あの発言だけはそれこそきちっと取消してなおかつ謝罪するぐらいの発言がなければ農家の人は本当に怒りますあれは。みんなそれぞれできる範囲の中で私も現場を見てます。やっています。何とか70の人も80までやりたいと頑張ってるわけですから、そこにAI以外の物に関しては全く関係ないようなああいう発言されたらかえって混乱しますので、責任を持ってそういう発言だけはきちんと取消して、それなりの考え方をまた農業に対する、生産者に対して説明しておいたほうがいいと思うので議事進行発言させていただきました。

以上です。

○議長（平澤 等君） 議長から町長に申し上げます。先ほどちょっと言葉尻よく聞き取れない部分もあったんですが、今議事進行発言、それから先ほど菅原議員の発言から今回のチャレンジ事業に対する対象枠について再度検討するというふうな答弁が先般の7月16日の会議であった。それで今回対象枠について、その分についてはどういうふうになったのかということ、そして今後どのようにしていくのかというふうなことを明快に答弁していただきたい。

それからもう1つ、菅原議員からは限度額についての要請がございました。例えばそれは今、町側のほうで事業共同体については200万とありますけども、それは人数によってその分掛ける100万というふうなことの共同額枠、その分について考える余地があるかないか、その辺についても答弁いただいてませんので、その分について答弁をお願いいたします。

（不規則発言あり）

○議長（平澤 等君） わかりました。失礼いたしました。

町長、答弁をお願いします。

○町長（高橋貞光君） 今の議事進行発言の中で高齢者に対する私の発言で言葉足らずであったのかどうか私もその辺わかりませんが、高齢化している、今後高齢化する農業者の支援という話でございました。これは高齢化しても農業が継続できるように負担の軽減、あるいは生産性の向上、さらには省力化、当然これは省力化を目指さなければ高齢化した農業者が継続して農業ができないというような状況もございますので、こういったことに資する部分について対象にするという答弁をさせていただいたところでございます。

○7番（真柄克紀君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） いや私そういうことを言ってんじゃなくて、発言後でいいですからよく見てもらって、先ほどの高齢者ばかりでないですよ。小規模農業者も皆含めての対象としたら小

規模の中でも今いうA Iまでいかなくても何とかするという人方は、それは関係なかった勝手にやってもらいたいという発言があったので、そこをきちんと整理してあれしないと町長の名誉のためになりませんよということで、きちんと発言整理してからしかるべき形の中で示してくださいと私言ってるだけです。そのように議長取り扱いをお願いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） わかりました。のちに確認をとりたいと思います。

以上で菅原義幸議員の3問目の一般質問を終わります。

時間が経過してございますので、ただいまより3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時40分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。11番菅原義幸議員の4問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に4番目の質問を行います。株式会社クリエイティブオフィスキューとの包括連携協定についてお尋ねします。

①同社と包括連携協定を締結する目的と意義について改めて伺います。

②平成30年8月以来、タレント派遣、PR業務、上映会、チラシ、ポスター、プログラム作成、司会派遣、特産品開発事業、地域資源魅力発信事業、観光パンフレット作成業務、町勢要覧作成業務、合併20周年記念誌作成業務など18件に及ぶ事業を発注しているが、これらがせきたな町の観光振興と町づくりの推進とどのように結びつくのか伺いたいと思います。

③協定書第1条（4）のその他の協議により必要と認められることという項目は何でもありであり青天井ではないでしょうか。

④本来担当課、他業者、他団体でも可能な事業は全く存在しなかったのか、納得のいく説明を求めたいと思います。

⑤合併20周年記念誌作成業務の公募型プロポーザルを予算議決前の本年2月2日、433万8,400円という業務価格を示して公告し、企画提案書の提出期限を3月13日に設定して審査会まで行う事は財政単年度主義に反する逸脱行為ではないでしょうか。

以上お尋ねいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは4問目のご質問にお答えをいたします。

1点目の包括連携協定を締結する目的の意義につきましては、平成31年1月公開の映画そらのレストランの撮影が切っ掛けとなっており、全国のロードショーにおいてせきたな町を知っていただく機会となりました。映画公開前の平成30年4月5日に包括連携協定を締結しましたが、この協定の目的は、お互いが有するさまざまな資源を共有し双方の強みを発揮しながら事業に取り組み、せきたな町の観光振興におけるまちづくりの一層の推進を図ることを目的に、この映画の

プロモーションを通じてせたなの魅力発信、イベントなどを通じた地域活性化などに関することを共同で実施していくものがございます。

2点目の観光振興と町づくりの推進はどのように結びつくのかということですが、包括連携の協定書にあります連携共働事業におきまして地域づくりでは講演会等の講師派遣、観光振興においてはイベントへのタレント派遣や観光パンフレット等の作成、新たな魅力発掘や特産品の振興につきましては、現在今金町と連携しております特産品開発を通じて2町の魅力発信を進めているところであり、映画のプロモーションをはじめとする各種の取り組みにより観光振興におけるまちづくりの推進に繋がっているものと考えております。

3点目の協定書第1条第4号のその他協議により必要と認められることにつきましては、一般的な協定書などに記載されている内容と同じものと理解しておりますが、何でもありで青天井という考えはございません。

4点目の納得のいく説明をとのことですが、タレント派遣や講師派遣などにつきましては、実行委員会や担当課からの要望により所属タレントを派遣していただき、映画関連の事業におきましては、肖像権などの関係から映画製作委員会に参加しているオフィスキューに依頼しているものであります。また風サミットや2町連携につきましては、実行委員会等で依頼先を決定しており今年度実施しております20周年記念誌等はプロポーザルにより決定しておりますが、必要な手続きを踏んで実施されております。ただし担当課や他事業者及び他団体でも可能な事業はあったのではないかと思います。包括連携協定の取り組みの推進や事業の出来栄と成果を求めた結果であります。

5点目の財政単年度主義に反する逸脱行為ではないかという点ですが、公募型プロポーザルを実施する際の公告におきまして、予算成立を前提に行う準備行為であり予算が成立しなかった場合は契約はしないこととしプロポーザルを実施しております。3月16日に審査会を実施し予算議決後の3月22日に審査会の結果により指名選考委員会にて業務受託候補者の随意契約承認を決定しております。随意契約における見積合わせは令和6年度に入った4月11日に実施し、その後、契約締結に至っていますことから逸脱行為にはあたらないと考えております。

以上でご理解いただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。②について伺いたいと思っております。18件の事業ですね。せたな町の観光振興とまちづくりにどう結びつくか私には理解できません。それは、クリエイティブオフィスキューとの包括連携協定でなければ進まないという意味なんですか。聞いてるんです。なぜここに18の業務をどっぴり提携していくんですか。いろいろ拡散させたっていいんじゃないですか。これを一つ一つやっていけばオフィスキュー以外の業者でも立派にこなせる業務たくさんあります。実行委員会云々というような言い方言いましたが、発注者町でないですか。町の予算でしょう。私は特定の企業と18件に及ぶ事業を集中発注していくシステムに非常に不自然だなという疑問を感じてるんです。この点について明快に説明していただけませんか。オフィスキューでなければ我が町の観光政策は前に進めることができないのかどう

かということに焦点をあててしっかり再答弁を求めたいと思います。

それから③であります、一般的な協定だと、一般的なものなんだと言いますが、結局その他協議により必要と認められるという項目があることによって、これ町長何でもありなんですよ。オフィスキューと町長が協定必要だなって合意すれば、これは出せるんですよ法的に。だから私は青天井だって言っているんです。何の規制にもならないです。協定を結ぶのであれば、目的をきちんと限定して多岐に渡らないようにすべきだと思います。これは特定企業との契約ですから、その他必要に応じて何でもありという規定については、これはオフィスキューとほかの町がどういう契約になってるか知りませんよ。オフィスキューのほうにすれば、ほかの町でもそうやってますと。これ言うかもしれません。しかしそれはほかの町はほかの町です。我が町では、きちんと限定した協定を結ぶべきだということをお願いしたいと思います。

それから④これも先ほどのことと重なりますから簡単に指摘しておきますが、本来、担当課あるいは他業者、他団体でも可能な事業は全くなかったと町長断言できますか。オフィスキューでなければ絶対不可能な事業なんだというふうに断言できますか。断言できるんならその根拠をお示ししたいと思います。

⑤について、これも町長問題なんです。契約が予算ついてるからいいじゃないかと、こういう答弁なされた。そこに逃げ道を求めるなど私思っていました。しかしね町長そういえないんですよ。行政側で出した資料、これは皆さんにも配付されておりますが、町政要覧作成業務、合併20周年記念誌作成業務、せたな町観光パンフレット作成業務に係るプロポーザル実施要綱、結構メニュー多いんです。もう1回言いますか。町政要覧です。それから20周年の記念誌作成、それから観光パンフレットです。これは今までほかの業者がやってきてたんですよ10周年記念のときには、あるいは町政要覧の作成業務、観光パンフレットいろいろ対応してきたじゃないですか。何でこれ3つはワンセットにしてプロポーザルで契約結んでいかなきゃいけないんですか。まずそもそもこの発想に私は疑問を持ちます。その上で業務単価433万8,400円、こういう金額を切って、その上で実施要綱を作成してるんです。この業務委託金額、誰がどこどのように積算したんですか。積算の裏づけとなる根拠を示してもらいたいと思います。それで実施要綱そのものは少なくとも令和6年2月1日以前に作成されてるんですこれは。いや課長そうでしょ。だってプロポーザル方式の検討(指名選考委員会)令和6年2月1日木曜日になってるんですから、それ以前に作成されてなきゃおかしいわけですよ。これは誰がどこでいつ作ったんですか、この実施要項を、これはきちんと説明を伺いたいと思いますよ。お尋ねしたい点いろいろありますけれども、もう一つ、企画提案書等の提出期限を3月13日水曜日に限定した上で3月中頃の予定で審査会、これはプレゼンテーション予定です。をした上で、そのあとなんですけど3月下旬頃予定で、業務委託候補者との随意契約承認(指名選考委員会)となっているんです。では町長2月1日以前に随意契約を前提として承認する事項を立てたんですか。そもそもから随意契約承認を前提にした作業だったんですか。これどういうことです。競争原理働きますかこれで。あといろいろありますが今日大分時間押してますから再質問としては以上に留めておきたいと思います。なるべくわかりやすく単純明快に答弁してください。

○町長（高橋貞光君） 答弁調整をお願いします。

○議長（平澤 等君） どのくらいですか時間。答弁調整のため4時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 4時15分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

菅原義幸議員の4問目の町側の再答弁から入ります。

町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。まずこの18事業、平成30年からのことでありますが、7年間で18事業、総額2,300万ということでございます。年平均いたしますと約2.5事業こういった状況でございます。この事業の中身の関係でございますが、これは初めては漁火まつり実行委員会で平成30年8月4日にタレントの派遣が行われております。それから成人式の講演ですとか、文化講演会、これらについては教育委員会での人選といたしますか、こういったこと。それからそののレストラン30年12月11日から5事業、31年3月9日まで5事業ございますが、これはこの映画に伴うPR等でございます。これは当然、オフィスキューをお願いをするということになるものでございます。それから玉川公園、そのあと漁火まつりもございました。これらについてはそれぞれの実行委員会をお願いをしているものでございます。それから風サミットについては、まちづくりの担当ということでございます。令和5年5月の2町連携につきましては今金せたな町の連携事業でございます。これについては今金の要望ということもあったようでございます。それから最後の今年度の観光パンフレット、町政要覧、それから合併20周年、この部分につきましては、これは写真取りが共通するものということで安い予算で発注するためには、そういった一緒に発注したほうが安くなるというようなことであったということでございました。このようにそれぞれ必要な部分について事業者の選定を行ったということでございます。

3でございますが、これは先ほども答弁させていただきました。何でもありではありませんということも答弁の中で申し上げたところでございます。

それから④のほかの団体ではできないのかということもございました。これも繰り返しになりますが答弁を改めてさせていただきます。タレント派遣や講師派遣などにつきましては、実行委員会や担当課からの要望により所属タレントを派遣してもらっております。先ほどご説明いたしましたように、映画関連の事業におきましてはこれは至急をお願いをせざるを得ないということもお願いしているものでございます。風サミット、肖像権などの関係もございますので、これはこうせざるを得ないということになるかと思っております。風サミットや2町連携につきましては実行委員会におきまして依頼先を決定しており、今年度実施しております20周年記念時等はプロポーザルにより決定しております。必要な手続きを踏んで実施されたものでございます。ただ担当課や他事業の団体でも可能な事業はあったのではないかとということでは、それはそうで

あったと、そのとおりだと思いますが、包括連携の取組の推進、事業の出来栄えなど事業者を公募してプロポーザルにおいて決定しているところでございます。

5点目ですが、要覧記念誌、パンフレット納得のいく説明をとというようなことでございました。これは答弁重複するものでございますが、公募によりプロポーザルを実施しております。残念ながら応募はございませんでした。したがって1社でのプロポーザルということで審査をさせていただきます。そこで事業者の決定ということになるわけでございますが、プロポーザルの場合は、その場でそこで1社を選定いたしますので、結果として入札ではなく随意契約ということになるものでございます。それから積算の根拠、他の事業と同じように参考見積りをいただいて、それを基に積算をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 本当は再答弁補充を求めたいところですが再々質問に入ります。ただ再々質問で納得いかないときには、再々答弁の補充を求める権利だけは留保しておきたいと思えます。議長いいですか。まず町長、順番からいきますが477万3,000円の見積りです。参考見積りっていうのであれば、どこから参考見積りを、数値を引っ張ってきたのか。これきちんとしてください。建設工事なんかですとこれわかるんです。土木部の分係単価表であるとか、一定の基準ありますからそれは面積だとか、一定の要件がわかれば見積りを作成すると。これだっただけで専門的な知識必要ですがね積算根拠。だけどこれ誰がやったんですかって聞いてるんですよ私。どなたがやったんですかって聞いてるんです。これ答弁なかったですから。本当は答弁の補充を求めたいんですが、これ改めてお尋ねしときますが、誰がやったのか、その積算の根拠になるデータをどの程度求めたのかということです。これは相互にリンクしますが、このプロポーザル実施要領を作ったのは少なくとも2月1日以前なんです。このプロポーザル実施計画は2月1日から実施内容がスタートしてますから少なくともそれ以前に、この実施プロポーザル実施要領が作成しておらなきゃおかしいわけです。時系列に申し上げてるんです。2月1日以前の段階で既にこの実施要領の中に3月下旬実施予定として、業務受託候補者との随意契約承認（指名選考委員会）になってるじゃないですかって言うてるんです。これは担当課長おかしいと思いませんか。大体2月1日以前に作った実施要領の文書の中に3月下旬を想定して業務受託候補者との随意委託契約承認（指名選考委員会）と、ありますかこんなこと。随意契約を前提にしてスタートしてるんですか。さっき公募型だって言ったじゃないですか。1社を選ぶ前の2月1日以前の段階です。こういう前提にしてるわけでしょう。どこでこれ候補者決定できるんですか。予算が大体まだ決まってないんです。4月1日の予算です。この予算実行できるのは4月1日からなんです。新年度予算ですから。だから最初から随意契約ありきでなきゃ、ありきっていうのはおかしいでしょって言うてるんです。いいですか言いますよ正確に。業務受託候補者との随意契約です。落札してここだというふうに決まった人と契約結ぶなら話わかります。候補者との随意契約を結ぶんだっていうんです。これどういうことですか。それで私もう一つ申し上げておきたいのは、これは特定の相手といろいろ相談した中での作業だっていうのを、町長が前回こういう答弁してる

んです。これは6月定例議会の会議録からです。私の一般質問に対して町長こう答弁してるんです。4点目の公告日と契約締結の年度がまたがっている点であります。令和6年度当初から写真撮影を行いパンフレット等の作業に入るため、予算成立を前提に行う準備行為として2月に公告し、3月に審査会を実施し、予算成立後に指名委員会において業務委託候補者を決定、予算執行が可能となる4月に見合せて実施し契約締結しております。町長言い切ってるんです。これ相手業者が年度当初から写真撮影を行いたい。パンフレット等の作業に入りたいんだと、相手業者との関係の中で出てきた言葉じゃないんですか。いいですか、この仕事は令和6年度いっぱいだって構わないですよ何にも。これ見ると受託するであろう業者と都合を聞きながらタイムスケジュールを組んで、それに合わせてプロポーザルという方式での発注をすると、日程を組んでいくという意図がありありじゃないですか。私ちょっとこれやり過ぎだと思いますよ町長。ビックリします。先ほど再質問でも言ったんですが、観光パンフレットの作成業務オフィスキューでなきゃならない根拠、町長説明できてませんよね。これまでほかの業者に発注してませんでしたか。過去も全部、高橋町政になってから19年間オフィスキューであったという事実はないですよ。町政要覧作成業務、過去にも町政要覧作成しました。このときオフィスキューとの業務契約ができていた以前ですから地方業者じゃなかったんですか。何でこれもオフィスキューでなきゃいけないんですか。合併20周年記念作成業務これも今取上げてるわけですが、私ここでもう一つおかしいと思うのは、合併20周年記念の、いいですか、役場内部での実行委員会っていいですか、20周年記念事業を推進する役場内部の執行体制組織されてますか町長。これ担当課任せでいいんですか。これは役場庁舎、役場総力を挙げて組織的に、総合的に作った上で、これは民間も協力することもあります。総合的な町の20周年の総決算の一つの事業として取り組んでいかなきゃならない問題じゃないですか。そういたしますと町長、これは担当課が合併20周年記念誌作成業務だっかっていってオフィスキューと契約すると、4月12日です。どんなもんですか。20周年記念をどういう形で迎えるか自体の基本構想だっかって明らかになってないんです。議会も含め各団体も含め総合的に組織を作って進めていかなくちゃいけない問題じゃないですか。何で記念誌だけ先行するんですか。細かいこと言うとまだありますけれども、そういう基本点について町長は触れていないわけです。私、注意しなきゃならんと思うのは、この協定でいきますと先ほども指摘したように、その他協議により必要と認められること、だから甲と乙が合意すれば何でもできるんです。これ一般的にそういう協定になってるんだっかって言いますけども、これは私は改めるべきだと思ってます。こういう業務については限定的でなくちゃならんと思っているんです。2年ごとに一遍自動更新ということになりますでしょ。失礼しました。平成32年つまり令和3年3月31日までの契約なんだけれども、それ以降は期間満了前2カ月前までに甲及び乙のいずれも異議の申出がない場合には、さらに1年間継続更新するものとする。だからお互いに契約更新申入れしなきゃ毎年更新なっていくわけです。その連続でおそらく来てるんだと思います。そういう過程の中で18業務がオフィスキューと契約されていると。協定された事業が18業務に至っていると。実行委員会という形式をとろうかどうしようか公費が出てくることには変わりないじゃないですか補助金絡みも含めて。だから青天井だっかっていうのはそういうことを言って

るんです。私、合併前合併後を通じて特定の業者に18のメニューにわたる事業が協定事業として発注されたっていうのは、ほかに例ないと思います。言う人に言わせるとズブズブよと。非常に問題がありますよという指摘を私も受けております。なるほど資料取り寄せ一般質問で議論を積み重ねていきますと、なるほどなど改めて感ずるものがございます。ですからそういう上に立って包括協定書の第1条(4)その他、協議により必要と認められることについては、今年度限りですよ、これは削除してもらいたいと。これを削除することによって協定本体に何の支障もないわけですから、スッパリこれはね。もし更新するのであれば令和6年度で更新しないっていうなら別です。私そこまで踏み込んでは言いませんから。仮に1年更新をするのであれば(4)については協定から消してください。これ議会から指摘を受けたとはっきり言って協定から消してください。おそらくオフィスキューのほうでは、いやほかの町でやっていますよ、あそこもやりましたよという答弁すると思うんです。これ私の想像ですが。そういうことは関係ありませんからスッパリ切ってもらいたいということを申し上げておきたいと思います。それで議長、この大きな問題ですから再々答弁で明らかな質問者の意図と違う答弁がもしあれば、私は補充を求めますから先ほど申し上げましたように、その点あらかじめ了承を求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。まずプロポーザルの件でございますが、これは先ほども答弁しましたように公募をしてプロポーザルを実施しております。残念ながら1社しか応募がなかったということから、この1社についてプロポーザルを実施し決定をしたということでございます。プロポーザルの場合は、事業者を公募いたしましても複数の応募があった場合においても、プロポーザルを実施して1社を決定するということになります。しかしそれは最終的には契約をしないと本当の意味での決定にはなりません。したがってそれまでは予定者という扱いになるところでございます。そういったことで手続きとしては問題ないと考えております。

それから③の協定書の(4)の質問でございましたが、これは先ほども決して青天井ではありませんよと、それぞれの事業においてはそれぞれの事業主体、あるいは担当課が選定をして、こうして18事業を実施したということでございます。ただ議員言われるように、いろいろ議員からもご意見をちょうだいしました。ですから誤解の招かないように今後注意していかなければならないというふうに思っているところでございます。それからプロポーザルの予定額の積算根拠でございますが、これはプロポーザルに応募しているオフィスキューにこの根拠を見積りをしてもらったということでございます。いずれにしてもこれがこれでこの限度額っていいですか、最高入札額が決定されますのでプロポーザルにおいてさらにといいいますか、この以内で決定をしていただくということになるものというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々答弁になってないんです。それで一つ気がつくことは、町長答弁するときに自信のないときには声がぐっと小さくなって聞き取りにくいんです。どちらかという胸を張らないでじっと下を見ると、自信がない答弁なんだとよくわかります。そういう質問

させていただいて大変恐縮です。しかし正さざるを得ません。町長、答えてないでしょ。2月1日以前にプロポーザル実施要綱作ってるんです。これ何日か私わかりませんよ。2月1日以前の書面なんですよこれは。その書面のプロポーザル実施計画は、令和6年2月1日からの実施内容がスケジュール的に明らかになっていってるわけです。2月1日以前に業務受託候補者との随意契約承認ですよ。何で随意契約承認というのがここで出てくるんですか。3月の下旬頃予定ですよ。どこで札入れたんですか。これはオフィスキューしか参加しないという前提にした日程表になってるって一目瞭然じゃないですか。そうしますと積算根拠もオフィスキューから出してもらって刻むと、予定価格になっていくと。それから4月1日から写真撮りやりたいんだということなんですか。全部業者側の都合で進んでることじゃないですか。なぜ写真撮り6月1日じゃまずいんですか。7月1日じゃ何でまずいんですか。まず日程ありき、業者ありき、そこで積算していくと。プロポーザルという方式にすれば随意契約に持っていきたいと。ほかの業者は入ってこれないだろうと、こんなところじゃないですか。非常に空気悪いんです。しかも町長答弁しませんでしたけれども、まだ20周年記念を我が町としてどのように迎えていくかという組織も出来上がっていない。したがって全体の戦略的な方向性も明らかになっていないにもかかわらず記念誌だけが先行して発注されるというのはこれどういうことですか。町政要覧にしろ、20周年記念誌にしろ、観光パンフレットにしろ、相当程度の内部での議論の積み重ねと我が町の政策方針、これが緻密に積み重ねられてこういうものにしていこうじゃないかという方向性出てこなきゃおかしいんです。だから丸投げっていうのはそういうことでも丸投げになっちゃうわけです。これは企画立案から作成業務から印刷発注全部オフィスキューなんですよ。町長違うんですか。そうですね。印刷は外注ということになるんですか。印刷機オフィスキューにないでしょうからね。いいですよ。しかし元請けであることには変わりがないわけです。私は町長、全く私の質問に答えてないと思いますよ肝心な点は。切れが悪いんですね答弁の本当に。再々質問の補充で時間ももうありませんから、これは今補助の答弁もらって、そのあと質問するわけにはいきませんから、それは打ち止めにしますけれども、町長、これはこの質疑だけで終わりませんから、今後いろいろ機会あると思いますから私もっと掘り下げます。町長も十分心してこの問題にはあたっていただきたいと思います。

議長、以上です。

○議長（平澤 等君） 町長、補充の答弁をお願いします。

町長。

○町長（高橋貞光君） まずプロポーザルの関係ですが、これは先ほども説明しているとおり、公募での募集をさせていただきました。プロポーザルの場合は複数応募があったにしてもなかったにしても、ここでプロポーザルの結果、事業者がほぼ決まるということになります。契約するまでは受託予定者ということになるわけでございます。翌年度の事業にこれを先行して行ったということにつきましては、これは町の様々な事業が当然イベント等につきましても5月からスタートすると。そういったこともございまして必要な写真撮り等を準備していく必要があるということから4月から契約後そういったことをする。できるだけ早い契約をとということを意識したと

いうことでございます。実行委員会の関係でございますが、町としては今回の場合は20周年という節目の年を迎えるわけですが、10周年と違いまして記念事業ですね、そういった大勢の方を集めてやるということは考えておりませんでした。しかし節目としてその20年のそういったまちづくりの経過等につきまして整理をするということ。それから町政要覧につきましてもこれも随分時間が経ちまして現状に合わない状況になっております。いろいろ我が町を訪れる方に差し上げるにしても実態に即していないということから、これはできるだけ現状に合ったような町政要覧の作成が求められていたところでございます。したがいましてこれも20年に合わせて新たに作成をするということ。パンフレット等につきましてもそのとおりでございます。これらの事業についてできるだけ安くいいものを作りたいという担当課が絞った知恵ということで、いろいろ課題はないということではないかもしれませんが、菅原議員にはご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の4問目の一般質問を終わります。

◎延会宣告

○議長（平澤 等君） お諮りいたします。

以上で本日の会議はこれで閉じ、以後の一般質問につきましては明日再開し行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉じ延会とすることにしました。

なお明日は午前9時55分までに当議場にご参集願います。

本日はこれにて延会といたします。

大変ご苦勞様でした。

延会 午後4時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年10月17日

議 長 平 澤 等

署名議員 石 原 広 務

署名議員 梶 田 道 廣

令和6年第3回せたな町議会定例会 第2号

令和6年9月18日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 一般質問
- 2 議案第 1号 令和6年度せたな町一般会計補正予算（第4号）
- 3 議案第 2号 令和6年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第 3号 令和6年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第 4号 令和6年度せたな町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 6 議案第 5号 令和6年度せたな町病院事業会計補正予算（第2号）
- 7 同意第 1号 せたな町教育委員会委員の任命について
- 8 報告第 1号 令和5年度健全化判断比率の報告について
- 9 報告第 2号 令和5年度公営企業資金不足比率の報告について
- 10 認定第1号から認定第11号を一括上程
〔令和5年度各会計決算に関する提案説明〕
〔決算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕
- 11 意見書案第1号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 12 意見書案第2号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書
- 13 意見書案第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
- 14 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書
- 15 意見書案第5号 所得税法第56条の廃止を求める意見書
- 16 意見書案第6号 訪問介護基本報酬の引き下げの撤回を求める意見書
- 17 意見書案第7号 米の安定供給と食糧自給率確保を目指す農政への転換を求める意見書
- 18 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 石原 広務 君 | 2番 梶田 道廣 君 |
| 3番 藤谷 容子 君 | 4番 福島 豊 君 |
| 5番 横山 一康 君 | 6番 本多 浩 君 |
| 7番 真柄 克紀 君 | 8番 熊野 主税 君 |
| 9番 吉田 実 君 | 10番 大湯 圓郷 君 |
| 11番 菅原 義幸 君 | 12番 平澤 等 君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高橋	貞光	君
教育委員会	教育長	小板橋	司	君
農業委員会	会長	原田	喜博	君
選挙管理委員会	委員長	大坪	観誠	君
代表監査委員		残間	正	君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木	正則	君
総務課長	高橋	純	君
まちづくり推進課長	阪井	世紀	君
財政課長	佐藤	英美	君
税務課長	佐々木	正人	君
町民児童課長	河原	泰平	君
認定子ども園長	伊藤	悦子	君
保健福祉課長	増田	和彦	君
農林水産課長	吉田	有哉	君
建設水道課長	平田	大輔	君
会計管理者	杉村	彰	君
国保病院事務局長	手塚	清人	君
総務課長補佐	中山	康春	君
まちづくり推進課長補佐	奥村	大樹	君
財政課長補佐	浜高	正明	君
税務課長補佐	長内	解人	君
町民児童課長補佐	黒澤	美知子	君
保健福祉課長補佐	長内	京	君
保健福祉課長補佐	水野	万寿夫	君
保健福祉課長補佐	栗谷	一樹	君
地域包括支援センター所長	今川	勇吾	君
農林水産課長補佐	藤井	卓也	君
農林水産課長補佐	井村	裕行	君
建設水道課長補佐	鈴木	涼平	君
総務課主幹	尾野	裕也	君
まちづくり推進課主幹	稲船	洋志	君

税 務 課 主 幹	小 林 朱 央 君
保 健 福 祉 課 主 幹	垣 本 利 子 君
農 林 水 産 課 主 幹	斉 藤 真 君
農 林 水 産 課 主 幹	撫 養 和 伯 君
出 納 室 主 幹	竹 内 亜 希 子 君
防 災 係 長	栗 城 惇 史 君
情 報 管 理 係 長	又 村 智 君
商 工 労 働 観 光 係 長	山 崎 英 人 君
財 政 係 長	高 森 直 也 君
環 境 衛 生 係 長	原 田 宰 君
下 水 道 係 長	小 川 寛 雄 君
出 納 係 長	佐 藤 こ ず え 君

《瀬棚支所》

支 所 長	濱 登 幸 恵 君
養護老人ホーム三杉荘所長	西 田 良 子 君
次 長	山 本 亨 君
福 祉 係 長	稲 船 奈 穂 子 君

《大成支所》

支 所 長	中 川 讓 君
-------	---------

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	古 畑 英 規 君
次 長	斉 藤 哲 章 君
次 長	尾 野 真 也 君
主 幹	藤 谷 希 君
給食センター学校給食係長	伏 見 尚 志 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	小 林 和 仁 君
次 長	松 林 功 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	高 橋 純 君
書 記 次 長	中 山 康 春 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	上	野	朋	広	君
次			長	松	原	孝	樹	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事	務	局	長	上	野	朋	広	君
次			長	松	原	孝	樹	君
主			事	神	野	翔	亜	君

再開 午前10時00分

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 一般質問

○議長（平澤 等君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者、答弁者に再度申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり質問答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは11番、菅原義幸議員の5問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に対しまして資源ごみ収集と北部桧山衛生センター組合の改革についてお尋ねをしたいと思います。

①資源ゴミの各地区説明会において十分な理解と納得が得られたのかお伺いいたします。

②その際、役場本庁舎においては長年にわたりゴミの分別処理未実施だったこと。空き缶類は洗浄して資源ゴミとして出しても不燃物と共に一括破碎処理していたことの2点について謝罪をしたのか明らかにしていただきたいと考えます。

③資源ごみ袋の調達について利用者任せにして支障が生じないのか。統一したゴミ袋の無料提供を求めたいと思います。

④産業廃棄物の収集状況を伺います。

⑤組合事務局内のパワハラ行為についてその後の対応を伺います。

⑥燃費をはじめとする諸経費が高騰しているが、委託業者との安定的な業務委託契約は可能なのか伺いたいと思います。

⑦一昨年春先に破碎処理機が故障しストックされた廃棄物が2年以上放置されておりましたが、9月5日午前10時から現地で破碎作業が開始された。翌日町長も破碎現場を見たと思いますが、このとき作動していた自走式廃棄物処理機、破碎機です。について町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは1点目のご質問にお答えいたします。

資源ごみ処理手数料無料化に伴う住民説明会につきましては、町内6会場で実施、さらには大成区町内会からの要望により追加の説明会も行い理解を得られたと考えております。

2点目のご質問にお答えをいたします。

役場本庁舎及び支所における資源ごみの処理について分別処理していないというご質問でございましたが、それは違いまして従前から缶類、ペットボトル類、段ボールは分別処理しておりま

した。謝罪は不要と考えております。なお本年1月からはその他プラスチック類、紙パック類を含めた分別を行っており改善を図ったところでございます。また衛生センターの缶類と不燃物の一括処理につきましては、平成12年度にリサイクルセンターが整備される以前から、また整備後におきましても破砕処理施設において機械選別で資源化しております。分別された缶類については法に沿って破砕処理前に計量を行い、資源化を図っていることから組合では謝罪を考えていないということでございます。

3点目、資源ゴミの袋については、資源ごみ処理手数料無料化に伴う住民説明会におきましても仕様について詳しく説明を行い、町内商店においても購入が可能とのことから支障はないと聞いております。

4点目のご質問にお答えいたします。衛生センターにおきましては、産業廃棄物の収集は行っておりませんが、直接搬入による処理を行っているということでございます。

5点目、組合事務局内のパワハラ行為については、北部松山衛生センター組合から実情把握のため佐々木副組合長が、令和6年2月1日に職員の面談を実施し1件のパワハラ行為を確認したことを聞き4月15日開催の第2回政策審査特別委員会で報告したとおりでございます。その後、被害者の方に対しては規程に沿って整理簿で局長に実情を提出するよう促しましたが、未(いま)だ提出はございません。なお機会あるごとに副組合長による面談を継続し今後もパワハラの防止に努めていくということにしております。

6点目のご質問にお答えいたします。衛生センターにおきましても、諸経費の高騰は懸念をしているところでございます。安定した委託業務契約に努めてまいりたいと聞いております。

7点目でございますが、一昨年の破砕処理機の故障は2カ月で復旧し、その後、仮置きしたゴミにつきましても適宜処理してきたと聞いております。なお今年の9月5日、6日にかけて実施されました自走式廃棄物処理機のデモ運転の見学においては、大型廃棄物の破砕による容積の圧縮に伴い最終処分場の延命が可能となること、また災害廃棄物の仮置き場に移動しての破砕によりダンプによる廃棄物の効率的な運搬が可能となるなど有用な機械であるというふうに感じましたところでございます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問に入ります前に②の答弁について、声が低くて早口で正確に聞き取ることができませんでしたので、再度ご答弁を求めたいと思います。

○議長（平澤 等君） では町長②の部分だけお願いします。

○町長（高橋貞光君） ②の分別処理していないというご質問でございました。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これは再質問じゃありませんので、そこは正確に扱ってくださいよ。

○議長（平澤 等君） 1回目のお答えの補充ということですよ。お願いいたします。

○町長（高橋貞光君） それでは改めて答弁をいたします。分別処理をしていないとの質問でございました。役場本庁舎及び支所における資源ごみの処理につきましては、以前から缶類、ペッ

トボトル類、段ボール類は分別処理をしておりました。したがって全く分別処理はしていないということではございません。謝罪は不要と考えております。なお今年1月からは、その他プラスチック類、紙パック類を含めた分別を行って改善を図ったところでございます。衛生センターの缶類と不燃物の一括処理につきましては、平成12年度にリサイクルセンターが整備される以前から、また整備後も破砕処理施設において機械選別で資源化しております。分別された缶類につきましては、法に沿って破砕処理前に計量を行って資源化を図っていることから組合では謝罪は考えていないということでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員の再質問を許します。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問をいたします。まず最初の1項目であります、私が聞いている範囲では説明会で完結しておりません。様々な疑問が出たり、組合に持ち帰るという答弁をされたり、疑問あるいは説明が理解できないという未消化部分が相当程度残されているのではないかというふうに聞いておりますので、町長の認識に重大な誤りがあるということを指摘せざるを得ません。組合に持ち帰って相談をするというようなこともございましたから、きちんと調査をして対応を求めたいと思います。それに関連して申し上げたいと思うんですが、あのあと北部松山衛生センター組合、称しまして令和6年度発行せたな町、今金町分別の手引という冊子が出されました。この全体で38ページにも及ぶ詳細なものであります。そのほかに大型のカレンダー特別号、それからA4番のコンパクトなカラーチラシというものが出されております。それで町長、これ高齢者なかなか読み解くの大変です。私も随分勉強してみましたが、全て理解するとなればなお時間がかかるなというふうに思っております。マヨネーズ、わさびチューブの汚れ、これは資源ごみで構わないと言ってありますが、どの程度まででなければいいのか。それから缶やビンの汚れの程度、どこまでが許容されてどこまでならダメなのか。こうしたことについても、なかなか理解がいかないわけです。おそらく10月1日に実施しますといろいろな現場では混乱が起きるのかなというふうに思いますので、しかるべき認識を持って全部解決しましたよ、大丈夫ですよ。これは極めて安易な判断でありますから改めて正確な対処をされますように強く求めておきたいと思っております。

②役場の分別処理、これ完全にやってたんですか町長。先ほどの答弁ですと1月にその他プラスチック、紙これらについてはきちんと分別するように改善措置したとおっしゃったわけです。だからそれ以前は何もしてなかったわけでしょう。どうしてそういう点を誤魔化して答弁するんですか。過去にも役場内部での分別は不完全だったということでの問題点が明らかになってるじゃないですか。それを何で否定するんですか。一般家庭に回しているカレンダーその他では、このように分別をなささいという一定の基準を示して、それを忠実にやっている家庭もあるわけです。それから見たら不十分だったということが明らかになって不十分だったからこそ改善措置したんじゃないですか。何でその事実を認めて説明会で率直に謝罪できないんですか。高橋町長はこの問題によらず謝れない町長なんです。明らかに間違っ手落ちがあるのに、なおかつ間違いを認めようとしません。謝罪なんかさらさらだどこういう硬直した態度であります、それはよろしくないと思っております。これからごみの分別収集というのは10月1日以降、我が町の大きな案件

でありますから、手落ち、不十分な点があれば率直に事実を認めて謝罪をするという謙虚な姿勢で事にあたっていたかなければ分別収集の徹底というのは大変だと思います。甘く見ないでいただきたい。同様に缶の分別収集についても、それぞれの家庭で非常に大きな問題になってるんです。私も夫婦ケンカまでなってるっていう話を聞いてます。我が家のことを出すつもりはありませんが、きれいに洗って、かなり時間かけて丁寧にやっています。そうすることがどうだったんだというその原点が問われたわけです。そのまま不燃物で出そうが、手間をかけてきれいに洗って分別ごみで出そうが、最終的には破砕処理されて結局それは資源ごみのほうに最終的には回っていくってということなんでしょうけれども、何のために今までやってきたんだと。この行政に対する怒り、批判、相当程度のものがあります。しかも町長、今度も洗って出したからといって、そのままストレートで資源ごみ回収のルールに乗っかるわけじゃないわけでしょう。今までと同じじゃないですか。不燃物として出された缶類と一緒に破砕処理されて一緒になって出てくると。多分そういうふうにありますと町長は、いや資源ごみとして出したものについては無料で収集するんだと、だからいいじゃないかとかこういう誤魔化しの答弁をすると思うんです。私はそこはきちんと今まで説明していなかったので手落ちがありましたと。やっぱり非を認めて謝罪したほうがいいと思います。何で謝罪できないんですかね。非を認めることはできないんですかね。それほど町長、完全無欠で全知全能の方なんです。19年間の行政について基本的な部分で疑問を持ちます。

手引きのほうに戻りますが、手引きの3ページなんて書いてあるか。これは左側の上段です。衛生センター組合では8種類の資源ごみをリサイクルしていますというふうになってます。これは点検してみますと確かに8種類の分別になるんだろうと思うんです。チラシのほうでは5種類にしかになっておりませんが、ビン類、ペットボトルはチラシでは一括りですかね。分別としては2種類だと。それから段ボール、飲料紙パック、これも1種類にチラシのほうではなってますが、それは細分化されて4種類にカウントしてるわけです。ですから合計で8種類とこれはいいんですが、この8種類の資源ごみの括りの中に缶類っていうのは入ってないんですよ、説明では除外されてるんです。それで除外した欄に何て書いてあるか。缶類は組合の破砕処理施設で破砕処理を行った後にリサイクルを行っております。たったこの1行です。要するに洗って資源ごみとして出そうが、洗わないで不燃物として混ぜようが、破砕処理施設で破砕処理を行った後にリサイクルを行っておりますとこの1行だけなんです。しかしこのごみの分け方、出し方のところには、無料10月1日から5つに分けた、トップに缶類って持ってきてるんです。私は誤魔化しのテクニックを使わないで、無料で集めることはいいですよ。もっと今までの経過の中に手落ちがあったのであれば率直に認めて、なおかつそこを乗り越えて皆さん分別、全力尽くしましょうという率直な対応が必要だと思います。町民舐めたような対応をしないでくださいよ。これは厳しく申し上げておきます。

それから3点目に移りたいと思いますが、資源ごみのごみ袋の調達です。これ町長混乱起きると思いますよ。ごみの大きさにもいろいろあります。強度にもいろいろあります。透明だというただその1点で町民に選択を委ねてしまうと。今日はそこまでしか申し上げませんが、やってみ

ていろいろ不都合が私には出ると思います。だから町のほうで統一した透明な袋をサイズも2種類になるのか3種類になのかわかりませんが、適宜判断したものを用意して各商店に卸すと。それは町民が無料で入手できるようにするという措置をとったらいじゃないですか。そのことによって資源ごみの分別収集が進めば組合の収入が増えるわけです。無料の袋を配ることによる経費の埋め合わせは十分私にはできると思います。分別の意識も進むと思います。法にかなった対応が全体としては向上するのではないのかいうふうに思います。これは今初めて提起したことではありませんが、町長は一貫してやるという答弁をしておりますが改めて検討を求めたいと思います。

④であります産業廃棄物、これは副町長にも聞いておきたいぐらいの問題なんですが、家庭用のごみステーションに営業用ごみ、いわゆる産業廃棄物、一切出されていないのかどうか改めて調査してください。断言できますか。断言できるんなら断言してください。違う例があれば断言したことに対する責任を私は後日求めたいと思います。再答弁を求めたいと思います。

それからパワハラ行為です。先ほど対応策の中でまだ未提出だというような答弁ありましたが、我が耳を疑います。けじめついてないじゃないですか。何でけじめつけないんです。私が1番最初に疑問として申し上げましたのは、組合理事者の体制を強化したと町長はおっしゃってるけれども、根本的に解決されていないのではないかという提起をしました。いや解決してるんだと、なくなりましたと、こんな答弁しましたから私の得ている情報とは違いますよという提起をしたところ、やっぱりそういう問題がございましたというのが副町長答弁だったんです。それからどれぐらいたちました。けじめつきましたか。私はまだまだ深刻な状況が進行してるというふうに認識しておりますが、町民が安心、安全にごみを出すことができるためには事務局の体制というのはしっかりしなきゃなりませんから、パワハラは一掃すべきだというふうに思いますので、このけじめをきちんとつけていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。これは単町としても極めて重要な問題でありますから構成町の町長に申し上げているわけです。

それから6点目です。町長大丈夫なんですね、委託業者との今後の契約は心配ないですね。それで町長は万全を期すという趣旨の答弁されましたが、委託契約の本数というのは結局何本になってるんでしょうか。これは衛生センターとしてみれば、し尿収集も含めて一定の複数本数になると思いますが、これを伺っておきたいと思うんです。私はその中でも極めて憂慮される状況があるやに聞いておりますけれども、町長はどこまで把握しておられるのか、現時点での認識を率直に伺っておく次第であります。

それから⑦です。これもなかなか奥が深いんです。実は町長、私、町長が現地のデモをご覧になったのはおそらく9月6日午後2時半からだと思うんですが、私1日前に行ってるんですよ現場に。ある町民の方から、おいおい菅原議員と、何か衛生センターの前ですごく大きい機械動いてると、何なんだろうというようなお話を頂戴しましたので昼過ぎに現地を見てきたんです。そうしましたら町長、先ほどデモンストレーションとおっしゃってましたが、これは株式会社リョーキのメーカーである二軸破碎処理機です。自走式破碎処理機なんですけど、現地で作動してました。株式会社リョーキの大宮営業所の課長とも名刺交換と情報交換を行いましたけど、10時か

ら稼働してるそうです。デモンストレーションというのはおかしいじゃないですか。デモンストレーションというのには簡単に言えば売り込みなんです。売り込む相手がいないのに、町長と今金の町長明日来ますよ。2時半頃ですよってというような話なんです。菅原副議長さんあなたも明日もう1回来ませんかというお勧めまで頂戴しました。センター側に聞きますと組合議員6人は、これは出てこないという話なんです。出てきてませんよね9月6日2時半。だからデモンストレーションとしては極めて私は不可解だなと思いましたが、しかし業者のデモ内容については詳細に勉強をさせていただきました。それで町長、先ほどいろいろおっしゃってましたがなるほどなと思う点はあるんです。こういう破碎処理機を所有しておれば災害対策、その他のときにも有効だと思えます。災害対策といいますと能登半島で3台稼働してるそうです。9月5日、6日に稼働した同機種のもので。道内ではどれくらいかって言いますと12台稼働してるんだそうです道東方面中心にして。道南の実績はどうかって言いますと、道南では民間を除いてって言ってましたが、自治体で保有しているところはございませんと。ぜひ北部松山衛生センターでも導入されたらいかがですかと大変熱心な売り込みでありました。いろいろ資料も手元に今持ってきております。中身までは触れません。ただ非常に私が関心持ちましたのは、破碎処理をして細かく粉碎しますと、最終処分地に持ち込むときに非常に濃密度に投入できますから投入量全体は相当増えるだろうなというふうに思います。今新たに稼働する施設は来年からですよ。パンフレットを見ますと耐用年数15年というふうになっておりますが、全体予算は14億円だと簡単に割り算しますと年間1億円という償却の率になっていくんですが、これを破碎処理きちんとやって濃密度に投入できるとなれば、当然、処分地の耐用年数も延びるかと思います。1年延びていけば1億円だと、2年延びるが2億円だということから見ますと破碎処理機の値段が幾らなのかということにもよりますけれども、これは検討に値するなというふうに思います。私は業者に1億円くらいするんですかって言ったら答えませんでした。どういう対応したかっていうと、両手のひらを下向きに広げて地面のほうへ近づけるわけです。要するに1億円という言葉は否定はしないけれども、それより安く安くということなんでしょうかね。ここらあたりが業者のテクニックなのかあとというふうに思いましたが、私は検討に値すると思います。ただ町長、一言申し上げておきますが、このデモンストレーションというよりも組合の破碎処理施設の故障による一時保管場所、これ2年以上も放置しておいたわけです。破碎処理機が故障したのは2年前の4月過ぎだと思えます。4、5、6ここらあたりだったと思えます。その間一時保管場所に溜めたわけですよ最終処分地手前のね。私も現地にも行ってますし、このたびも見えてきてますが。膨大なものです。要するにここ2年以上ストックしておいて、なおかつ現地で粗処理っていいですか、粉碎処理をする。町長、これ法的にどうなんですか。こういうところで粗処理ではあっても破碎処理するということが許されるんですかね。私は非常に疑問に思いました。デモンストレーションとは言いながら、これはセンター側の費用かかると思うんです。普通デモンストレーションといいますがそれは売り込みでありますから、私も過去も札幌のサンエイリコーと共同して水の浄化装置のセールスやって歩いたことありますが、デモンストレーションのときには全部経費、自社持ちです。相手側には持たせることありません。出張旅費から日当から宿泊費からデモに係る諸経費、

実費、全部売り込む側の責任です。デモンストレーションだということになれば町長、経費全部業者持ちなんですか。ここは再答弁でぜひお答え願いたい点だと思います。メーカーは株式会社リョーキであります。これに元請が一社入ってるんです。これは道内業者です。川崎建機ですね、これが元になってまして、実際に持ってきた機械は株式会社リョーキの機械だと。それで当日、機械を作動させておりましたのはオペレーターです。松本建設です。これは全部確認をとってあります。これ衛生センターから費用幾らか持ってますでしょ。持ってますでしょ。私答え先に出しておきます。油代は出します。出すことになってますとこういう答弁してるんですから当局は、頭傾げなくてもいいです。私が聞いてるんですから。不自然だと思うのは、デモンストレーション純粹の機械の売り込みであるならば業者持ちなんですか。これは業界の常識です。しかし油代ということで持つことにいたしましたということであるならば、純粹のデモンストレーションなのかなという疑問を私としては持たざるを得ないわけです。要するに長いこと現地に一時保管場所にごみを放置しておいて、これ始末つけなきゃいけないなという事情がまず大前提としてあって、このたびの行動になったのかなというふうに思っております。調べてみますと業者側から売り込みしたんじゃないんです。町長どう聞いてるかしれませんが、第一報は衛生センター組合側から業者側に連絡を取ってるんです。初動はそういうところにあります。ということを含めますと、これは町長、正確にご答弁をいただかなくちゃいけません。問題は長期に放置されていた一時仮置場の廃棄物です。これの始末をつけるところにあったのではないかという率直な印象を持たざるを得ません。私責めるつもりはありません。あの機械見ていいなもんだなど。予算があればぜひというふうに正直に思ってますから、だからそのところは事実に基づく正確なご答弁を求めたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。最初の①の関係でございますが、住民が十分理解していないのではないかとご質問でした。この説明会に加えまして議員おっしゃっているとおり、説明会に来れない方もおりますので住民全員に対してごみカレンダー、それから分別の手引きというものを配布したところでございます。いずれにしても初めての取り組みということもございますので、当然、当初はいろいろ戸惑いもあろうかというふうに思います。これはその都度、動きながら改善をしていくということが求められるものというふうに思います。それから②の議員は謝罪をすべきというふうなことでございました。先ほども申し上げましたように分別処理をしていないということではなくて、ペットボトル、缶類、段ボールこれについては分別処理をしておりました。そのほかのプラスチック類、紙パック類につきましても1月から分別を行って処理しているところがございますので謝罪するという言葉にはならないのではないかとご質問の旨に思っております。また衛生センターの缶類と不燃物の一括処理の関係でございますが、これはリサイクル法に基づきまして分別された資源ごみにつきましてもそれぞれ計量をしているところがございます。処理は再処理施設で、これまで同様処理されております。これは衛生センターの決め事として、これまでもこのとおりにやっておりますので、し

かもリサイクル法に則ってということでございますので、組合としての謝罪は考えてないということでございます。

3点目、ごみ袋につきましてですが、これはいろいろ今の袋についても、破れる可能性のあるものを入れるときには中に別の袋を、透明の袋を入れて出しているという状況も見受けられます。それぞれ必要な適性な袋での資源ごみの排出ということに努めていただけるものというふうに思っているところでございます。

それから5点目、パワハラの防止につきましては、これからはしっかりと努めてまいりたいというふうに思います。

6点目の委託契約の関係であります。これは新年度に向けた課題というふうに受け止めました。これらについてももしっかり対応をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

デモ機の運転ですが、どうも私も議員おっしゃるようなことについて十分把握はしていないところでございます。仮置きしたごみの処理につきましても、これは一昨年2カ月でこの破碎処理機が復旧しております。その後、この仮置きしたごみにつきましても適宜処理をしてきたところでございます。最終的に今年の春も衛生センターにまいりまして、私のほうからも仮置きしたごみについては冬までに処理をするようにということの話で指示をしてしてきているところです。そういうことで進めてまいりました。デモの運転でございますが、これは業者側から、その経過については私も正直詳しくは聞いておりませんが、最終的に業者側からデモをさせていただきたいという話の中でデモ運転がなされたというふうには聞いております。先ほど答弁したとおり災害廃棄物の処理ということも実際にやっておられるようでございますし、この破碎による容積の圧縮ということから最終処分場の延命が可能というふうなことでございますので、私としては有用な機械というふうに感じたところでございます。

以上です。

○11番（菅原義幸君） 答弁漏れありますよ。結構あります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 答弁漏れということでご指摘がございました。家庭用ごみの収集場所に産廃のごみを置いているというお話でございました。これは私としては確認はしてございませんが、もしこういうことがあるとすれば適正な対応を促すということにしなければいけないなというふうに思っているところでございます。

それから委託件数につきましては現在、調べているところでございます。

○議長（平澤 等君） 先ほど④の産業廃棄物の収集状況についてというふうなことについて、菅原議員から質問あって、佐々木副町長に質すってというふうなことあったんですが、その点についてはまだお答えしてないと思うんですけどもいかがでしょうか。よろしいですか。

町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほど申し上げたわけでございますが、もう一度申し上げます。家庭ごみステーションにこの産廃ごみが置かれているということでございます。こういう認識は私ど

もございませんでしたが、これは再調査をして適正に指導してまいりたいというふうに思います。
○議長（平澤 等君） 菅原議員からは多くの再質問あって、私もチェックはしてるんですけども答弁漏れであれば、これはカウントしませんから改めて再質問の中で答弁漏れがあったと指摘していただきたいとします。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問に入りませんまだ。デモンストレーションは普通業者側もちということなんでしょうけども、今回センター側から燃費を持つという情報を得ておりますが、これはどうなんですかと聞いてるんです。お答えございませんでした。

○議長（平澤 等君） 町長、再答弁です。お願いいたします。

○町長（高橋貞光君） この部分については私、把握してございませんでした。確認をしたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員、再々質問ですか。

○11番（菅原義幸君） 入っていいですね。よろしいでしょうか議長。

○議長（平澤 等君） 再々質問で菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 課長のほう先に答弁させるかどうか。

○1番（石原広務君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 担当課長おそらく確認に行ったと思うんです。先ほどの町長の答弁の中にも、例えば袋の扱い一つとってもこれは説明会と全く真逆の説明として伝わるような言い方をしてしまってるんです。町長も今まだ確認できないことがあるとご自身もおっしゃったじゃないですか。ですから議長それなりの確認を、おそらく課長は行ったと思うんです。それを見極めながら議長、お裁きになったほうがよろしいかと思します。

○議長（平澤 等君） わかりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま課長が確認に行ってるというふうなことなので、おおよそ1時間経過してますので11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長の再答弁をお願いいたします。

○町長（高橋貞光君） それでは再答弁をさせていただきます。まずこのデモの関係でございますが、これは業者のほうからPRに来ていたと。今回、南部檜山でもデモをやったようです。うちの前にやったようでございます。うちでもやらしてくれという話があって、その中で会社側としては、移動経費については業者持ちと、それから軽油については、こちらで衛生センターのほうでというそういう話であったと、そういうことで行ったということでございました。また松本建設の関係につきましては、これは埋立地の管理業務委託しております。ここにもお手伝いを願ったということになっております。それから委託先の件ですが、これは合計では41件の委託契約となっているということでございます。それからごみステーションでの産廃があるのではということでもございましたが、これ確認したところそういった報告は業者のほうからは受けていないということでもございました。産廃はないということでもございましたが、事業系ごみ、これはあって都度指導しているという状況のようでもございます。

○議長（平澤 等君） 補充答弁願います。

○町長（高橋貞光君） 法的に問題ないかという話でもございましたが、支庁に確認したところ問題ないという回答であったということでございます。

○議長（平澤 等君） 答弁漏れありますか。よろしいですか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問やります。率直に言って1時間以上のやりとりになりますけれども、不適切な答弁のオンパレードだなと思います。こんなことで議会の一般質問を交わせたと思ったら町長大きな間違いです。私が思っているところを率直に申し上げますが、資源ごみ回収10月1日から、これ混乱あると思いますから。私は別に完璧にスタートすれということも言ってんじゃないです。いろいろ宿題課題があるだろうから、それとして慎重に構えて進めていったらどうかという提起をしているのに、説明会を完全に理解していただきましたというニュアンスの答弁をするから問題なんです。何でそうやって肩ひじ張るんですか。私、申し上げますが、高齢者、理解なかなか大変です。それからもう一つ、外国人相当入り込んでくるんですよ、入り込んでくるっていいですか外国人の入居者一定数に達しているわけです。建設業、介護、医療スタッフ、縫製工場、加工業、人数正確に把握はしておりませんが相当数に達するだろうと。こういう人たちも家庭用のごみは排出するんです。10月1日からスタートするとなれば、試行錯誤の期間、相当かかると思います。だからそういうものとして腰を据えて先の長い仕事なんですから現実を見据えた対処をなさるように構成町の町長として特段のご尽力を要請したいというふうに思うんです。これが私の質問の趣旨なんです。

それから2点目、何も答弁になってないじゃないですか。分別を一切してなかったと私は言ってるんじゃないです。行政側が住民に求めている種類の分別を役場庁舎きちんとやってなかったじゃないかと言ってんです。1月から段ボールやその他改善したっていうんだから改善する前は完全じゃなかったわけでしょう。自らそういうことを白状しているのに何でその事実を認められないんですか。高橋町長一流の詭弁なんです。それで19年あなたやってきたわけです。もうそ

ろそろ改めたらどうですか。過去の議会や委員会の中で、これは大変な問題だということで庁舎内部でも過剰反応したじゃないですか。それでたくさんの種類置いたごみ箱ができたんですよ初めて。そういう事実を何で認めることができないんですか。私は謝りたくなかったら謝らなくてもいいです。謝れない人なんだから。しかし事実はこのことでありましたという正確な説明をなぜ町民にしないんですか。なぜできないんですか。行政も改めることにした皆さんもご協力お願いしますというほうがずっと説得力を持つし、分別ごみの意識も高まりますよ。そういうことをできないんですかって聞いてるんです。何も答弁してないじゃないですか。それから缶の問題町長簡単に言いますが、各家庭の中で大変なことになってるんです。そういう実態をなぜ事実のありのまま、ありのまま認めることができないんですか。洗って分別ごみで出そうが、洗わないまま不燃物で出そうが扱いは何も変わらなかったわけです。その事実を何で町民の皆さんにきちんと示すことができないんですか。何十年もやってきたからいいじゃないかと。今後も全く変わらんないんだと。かわりのタダか有料かっていうことだけだと、そんな話ですか。私は町長の答弁は極めて不誠実であり容認し難いということを申し上げておきたいと思います。それからごみ袋の問題は町長が無料化はやらないって言うてるからこれは重ねて質問しませんが、重要な案件ですからこれは引き続き私は提起することにしたいと思いますが、これは再々答弁はいりません。産業廃棄物の関係です。一切ないという答弁なされた。しかし建設ごみは違うというふうにか何か若干軌道修正したようなこと言ってますが調べてみてくださいよ。収集業者から何も報告がないから、したがって産廃ごみは出ていないんだという論理は極めて非論理的なんです。それじゃわかりやすくお尋ねしますが、産廃業者があえて収集していたということになりますとどうなります。収集業者があえて産廃ごみを収集していたという事実が明らかになったらどうなります。センターや町には関係ないんだと、収集業者が悪いんだということで逃げるんですか。私はそういう実態も含めてきちんと調査すべきだということを提起してるんです。これは調査なさったらいいと思うんです。もう少し議論進めておきますが、私はなぜそういうことを問題にしたかということなんですが、町長が余りにもリサイクル法を町民に機械的に押しつけるから、金科玉条のように言うから、それなら産廃の問題だって問題じゃないかという提起をせざるを得ないということなんです。このたびの問題のそもそものスタートも空き缶の分別の問題からスタートしてるんです。もう一度繰り返しになりますけれども、洗って分別ごみに出そうが、洗わないで不燃物のごみに出そうが結果同じだったという事実はあまりにも衝撃的だったんです。だから何人かの議員の方が取り上げたでしょう。石原議員しかり藤谷議員しかり、これ大きな問題になったっていうのは事実じゃないですか。それに対して町長は無料化する。町民の分別意識を高めるんだというようなことでこういう対応になったわけですが、やっぱり不十分な点があれば調べると、産廃の問題も法的にはどういう実態なのか調べると。その実態の上に立って柔軟な対応は必要だろうと思いますけども、私はまず実は正確に調査し報告をしていただきたいということを再々質問で申し上げておきたいと思います。

それからいろいろありますが、時間押してますから省略して7番目に行きます。町長、先ほど法的に問題がないとおっしゃいましたよね。答弁撤回したらいいんじゃないですか。私は町長の

答弁信用できませんから振興局担当課に照会しますから、2年にわたって中間処理施設上に放置しておいたこの現実が法的に許されると、これ町長おっしゃったわけです。これは振興局に確かめます。それから中間置場のど真ん中で粗処理といえども破碎処理行為を一定期間にわたって展開していると。これが許されるかどうか、この点も振興局に確かめますからね。町長は先ほど法的に問題ないと断言しましたし、これ会議録にも載っかると思いますから動かない証拠を基にして振興局と折衝します。そのとき後で間違いでした。大変申し訳ありませんでしたということはないでしょうね。この点の確認を求めておきたいと思います。それと関連しますがデモンストレーションであれば売り込む相手方に対するデモが終わればそれで一件落着なんです。これどんな商売だってそうでしょう。デモの時間よりも現地で破碎処理している時間のほうがはるかに長くて、それが主たる業務になってるんです。この実態を町長は否定するんですか。だから業者はデモンストレーションだと言ってます。そういう趣旨でやってるんだろと思うんですが、運用している側は違うんじゃないですか。放置してきたこのごみを処理せんがために9月5日からスタートさせたという事実があるんです。私もっと言いましょか。業者は前の日からとっかかってるんだけど、副議長とこれうちの機械処理能力がいいもんだからどンドン作業を進めてしまうと明日の2時半からせたなの町長さん、今金の町長さん来るまでに終わっちゃったら大変だからゆっくりやるんですよとここでおっしゃってるんです。正直な話だと思います。私は株式会社リョーキのほうからも現地のデモに時間とって参加してもらって大変ありがとうございますという礼状をもらいました。破碎処理機の性能についても改めての売り込みも頂戴しました。なかなかいいものだと思いますから先ほど町長にそれは申し上げたとおりです。検討に値するなと思ってます。その問題と適法性の問題は別なんです。私は違法性があるというふうに思ってますから、私は独自に関係官庁に照会をいたします。これらにつきましては後日改めてしかるべき場所で正式に再度問題にさせていただきたいと考えております。

以上で再々質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 幾つかの質問がございました。高齢者、外国人の関係です。それから議員1月から段ボールと言いましたが、これ段ボールは既に分別しておりますので、これはその他プラスチックの間違いではないかというふうに思います。こういったこういったことはこの事実は答弁の中で認めたところでございます。それから衛生センターのそれぞれの今回の決定につきましては議員からも、それからそのほかの議員からも分別処理、それから資源化の向上、リサイクル率の向上ですとか、それから資源ごみの無料化ですとか、この実施時期をできるだけ前倒ししてはというような様々なご意見を頂戴して衛生センター組合議会の中で協議をしながら決定をさせていただいたものでございます。したがって今いろいろ議員からはご質問いただきました。これについて持ち帰りまして衛生センター議会の中でも協議をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。今後10月からのこうした資源ごみの回収がスタートいたしますが、これは議員おっしゃるように全てその時点からきちんと分別されるということは私たちとしても考えておりません。これは動きながらやはり改善すべき点については、また不十分な

点があればその都度見直しをしていかなければならないというふうに思っております。ただうちが分別の無料化が最初ということではございません。先進の衛生センター組合、一部事務組合等でもう既にやられてるところが多くございますので、そういった状況なども勉強させていただきながらしっかり対応してまいりたいというふうに思います。それから破砕機が故障して2年間放置ということで質問でございましたが、これは決して放置しているわけではございませんで、これまでもこの故障の修繕は2カ月で終わっておりますので、その後この処理を継続、ストックされたごみについても処理をしてきたと。ただ残念ながらスピードが遅いというようなことから先ほども答弁いたしました、この冬までにはきれいにしようという指示をしていたところでございます。それから法的な話につきましては、議員が自ら確認をするということですから、ぜひそれは議員のほうからお願いしたいというふうに思っているところでございます。いずれにしましても、今回の新しい取組につきましては、当初の目的が達成されるようにしっかりやってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員補充ですか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今の答弁、これ最後のところを誤魔化しちゃダメですよ。違法性があるかどうか議員のほうで確かめてくれって何の答弁ですか。長期に一時仮置場に置いていた実態、それからその場所で粗処理であれ破砕処理を行った実態、これは法的に問題がないのかという提起をしたときに、町長は問題がないんだっていう断言をしたんです。断言をしたので、私は信用できないし疑問だから私はあとで振興局に確かめますよと申し上げたんです。それでいいんですねと絶対間違いないんですねと、ここを確認求めているんです。何も私が確かめることを議員にお願いしたいというふうに承認してくださいなんていう質問なんかしてません。仮にあなたが承認しなくても私は調査しますから、問題は町長が適法だという見解を断じて変えないのか変えるのかと、その1点を聞いてるんです。正確に答えてください。それからこれも言葉尻を捉えるような発言をさっきなさいました。長期にわたって放置していた。私は施設の破砕機は、数カ月、4、5、6あたりで回復したという認識を持っています。破砕機の再稼働まで含めて放置したなんていう言い方してませんからね。これは正確に表現願います。私が放置しているっていうふうに申し上げたのは、一時的な保管場所ここに2年以上にわたって置かれている実態があるじゃないかっていうことを言っているんです。こんなに長期にわたって置いておいていいのかと。そのことを称して放置しておいていいのかということ言っているんです。年末までかかるんでしょ町長、あなたもそこまで認めてるんだからそんなに長期に置いておいていいんですか。中間的な一時保管場所に、このことを言っているんです。一流の誤魔化しの答弁だけはしないでいただきたいと思います。私はあなたにお願いをされて振興局に適法性を確認するつもりはございません。あなたが適法だと断言するから、それが疑問なので疑問を自ら正すために関係機関に問合せをするとういうことを申し上げてるんです。後日、私の調査結果において間違いでしたというようなことはございませんね。その1点について正確に再々答弁を求めたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長、再々答弁の補充をお願いします。

○町長（高橋貞光君） まずこの違法性の問題でございますが、これは現在確認したところ、そうだとおっしゃるのでございますので、それはそのとおり報告をさせていただいたところでございます。それに対して議員は、いや違うのではないかとということでもありますから、それは議員の言うとおりにやっただけであればいいのではないかとというふうに答弁したつもりでございます。

それから一時仮置きした部分につきましては、これは作業の都合上なかなか進んでいなかったというこれは私たちも危惧してきたところでございます。これまでも何度も早く処理をするようにというふうに指導をしてまいりました。最後、冬までということでの期限も打ったところでございます。このとおりにやっただけのものというふうに思っているところでございます。先ほども申し上げましたが、新しい分別処理、このリサイクル化を進めるために分別処理をする、強化をするということにいたしました。新しい取組でございますので、これらについては先ほど申し上げ申し上げましたように、当初のいろいろなことが起こるといふふうには思っておりまして不十分な点があれば、その都度改善してまいりたいというふうに考えているところでございます。あといろいろご意見いただきました。これは衛生センター組合の問題になりますので、よく衛生センター組合の中で組合議会も含めてしっかり対応してまいりたいというふうに考えているところでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の5問目の質問を終わります。

続いて菅原議員の6問目の質問を許します。

6問目お願いいたします。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に対しまして、一般職員及び会計年度任用職員、委託先職員の処遇改善等についてお尋ねをいたします。4点であります。

①9月議会における特別職報酬等審議会委員の報酬14万2,000円の補正予算提案理由の説明を求めたいと思います。

②一般職のベースアップに関する町長の方針を明らかにしていただきたいと思います。

③会計年度任用職員の処遇改善について今後の方針を伺います。

④委託先職員の処遇改善について、行政責任はないとする町長の考え方を改めるべきではないかと思っておりますのでお尋ねをいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは1点目のご質問にお答えします。本町における町長等特別職の給料及び議員の報酬並びに行政委員会の報酬については、平成17年9月の合併時から同額で支給されております。合併から19年が経過し現在の社会経済情勢の変化、複雑、高度化する職務の内容及びその職責、他の地方公共団体の状況などを踏まえ報酬等の見直しが必要と考えており、また先般も農業委員会から委員報酬の増額等の要請もあったところであります。このことから本町を取り巻く社会経済状況等を踏まえ町民の理解が得られるものとするために、せとな町特別職報酬等審議会を条例に基づき設置し、報酬等のあるべき水準について審議していただくこととし本定例会において係る経費について補正予算を提案させていただいたところでございます。

2点目、町職員の給与については国家公務員に準じて定めており、本年8月8日に令和6年人

事院勧告が行われ、民間給与の状況を反映し約30年ぶりとなる高水準のベースアップが示されたところです。本町におきましては、例年人事院勧告に基づき給与改定を実施しており、今後においてもこれまでと同様に対応したいと考えております。

3点目です。会計年度任用職員の処遇については、国の非常勤職員の制度を基準として制度設計しており、今後においても、これまでと同様に会計年度任用職員の処遇改善に努めてまいります。

4点目、委託先職員の処遇改善に関してのご質問でありました。相手先の職員に係る処遇等については、相手先と職員との間で提示された勤務条件に基づき労働契約が締結されていることから、そこに町が介入することはできないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。まず①であります。特別職報酬等となっておりますが、審査の対象を特定していただきたいと思っております。特別職のどこまでが諮問されるのか特定をしていただきたいということでもあります。

②については承知をいたしました。

③については少し見解を申し上げておきたいと思うんです。一般的なきざくりとした答弁です。具体的な構想を聞いたかたんですが、私は会計年度任用職員の処遇改善、様々な課題があると思います。提起をしておきます。まず基本給引上げ、それから正職員化の問題、これは後でも触れますが、それから諸手当、年休の改善改革というような課題がございます。そのほか公募によらない募集の改善改革こういう問題もあるんです。町長これあなたご承知かどうかわかりませんが、実は会計年度任用職員について、いわゆる3年目公募の原則というのが今まであるんです。これは6月28日の総務省通達で人事院が国の非正規職員である期間業務職員について、公募によらない採用は同一のものについて連続2回を限度とするよう努めるとの文言を削除したということなんです。これに基づいて総務省でもマニュアルを改正したという大きな改善と改革があったんです。このことを問題提起しておきたいと思うんです。要するに地方自治体が機械的に3年目に公募する根拠は消滅しましたよということなんです。これまで会計年度任用職員は1年原則だから毎年変えますよと。我が町では毎年変えてます。ところが総務省の在り方では、次年度とさらにもう次年度3年目までは公募しなくてもいいんだけど、その公募をしない雇用は3年目で終わりであって、3年目は必ず公募しなさいとこういう原則があったわけです。これが今回とり払われました。ただ解釈にはいろいろありまして、そうはいうけれども会計年度任用職員というのは、あくまでも単年度ごとだよと。この原則は動かないよという考え方がございます。したがって毎回募集しなければいけないんだという考え方もございます。これは厳然たる事実です。しかしその一方で全国的な労働組合や民主団体や非正規公務員の人たちの運動によって人事院の見解や総務省通達が大きく変遷してきているというのがこの6月28日の通知なんです。それは非正規雇用の改善改革という観点から出ているものでありまして、我が町でもぜひ検討を求めたいと思っております。特に総務課長には、この方面の研究を本格的に手を付けるように要請しておきた

いと思うんです。私は前に申し上げましたが、我が町の会計年度職員からどういう問題提起されていたかといいますと、毎回面接されるのはもう嫌だと、雇ってくれるんなら黙って雇ってあげればいいじゃないかと、ダメならスッポリ首を切ってくれと、こういうことはもう嫌なんだという声がありますよということを申し上げたことあるんです。ご記憶かと思いますが。しかし原則論としては、会計年度ごとに募集をかけるんだから、したがってこれまで雇用していたからといって面接を避けるわけにはいかないんだと、こういうような答弁でしたよね。私は、これは改善改革の余地あるかなと思います。新規採用であればきちんと面接はこれは避けられません。当然であります。しかし募集その他の条件からして引き続き採用することが明らかになっているケースについては、面接せずに継続雇用するというのもあっていいのではないかという問題提起を改めてしておきたいと思うんです。その上で基本給の引上げ、それから正職員化の問題です。これらについても改善改善を改めて申し上げておきたいと思います。

それから4番目であります。これは突っ込んで町長検討してもらいたいと思います。委託先の業者の問題であって我が町には関係ないんだと、これは決定的な誤りなんです。法律でもそういう考え方は間違いだよという根拠を示す法律がございます。そんなことやってたら委託先職員、委託先職員の権利権限、守れないからなんです。これはとんでもない時代錯誤の間違った考え方ですから、これは厳しく指摘しておきたいと思います。それは何かってということなんです。公契約法っていうのがあるのをご承知ですか。まず公契約法というものがあるかないか、この答弁を求めたいと思います。それを知ってたら先ほどのような答弁絶対出てこないわけです。理由を申し上げます。公契約法、これは国の規定になります。これとの対象で公契約条例というのが各自治体がございます。我が町では導入しておりませんけれども。この公契約法、公契約条例というのは何なのかということなんです。簡単にわかりやすく申し上げますと、国や自治体が公契約を締結する際に民間企業や民間団体に国や自治体が定めた賃金よりも高い賃金をそこで働く労働者に義務づけるものであります。こういう法律と条例があるんです。知らなかったでしょ町長。わかってないからあんな無責任な答弁するわけです。根本的にこの法律や条例に反してます。我が町は条例制定してないからいいじゃないかということにはなりません。これ公契約条例ぜひ早急に提案してもらいたいと思います。その前提として業務委託契約の契約名称と契約の本数これを調査の上、今日でなくて結構ですから資料の提出を求めたいと思います。間に合うのであれば政策審査特別委員会場で関連案件提起しておりますから、ぜひ議論をさせていただきたいというふうに思います。

再質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。まず1点目の町長等特別職、それから議員の報酬並びに農業委員会、その他行政委員の報酬の見直しという先ほど答弁を差し上げました。ご質問ですが、町長等特別職につきましては、町三役ということで町長、副町長、教育長ということになるものでございます。

それから3の会計年度任用職員につきましてですが、これは総務省の通知、公募によらない採

用というようなお話がございました。これはよく対応を精査して検討してまいりたいと、考えてまいりたいというふうに思います。

それから委託先職員の処遇改善ということでございますが、これにつきましては公契約法ですか、これは存じ上げておりませんでした。よく勉強させていただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 補充答弁願います。

○町長（高橋貞光君） 特別職、町三役、それから議会議員という部分が抜けてたというふうに言われましたんですが、言ったつもりでございました。失礼しました。議会議員も含んでおります。農業委員、選管、行政委員全てでございませう。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 相当の数に上るものというふうに思いますが、これは整理次第、提出をさせていただきます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これも政策審査特別委員会の案件として既に提出しておりますので再々質問はいたしません。政策審査特別委員会の場で継続して質疑をさせていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の6問目の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで昼食休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

吉田議員より早退の届出がありました。

午前中に引き続き一般質問を続けます。11番、菅原義幸議員の7問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に対しまして学童保育所についてお尋ねをいたします。

①新学童保育所の基本設計立案作業の進捗状況を伺います。

②前定例会で提起した現学童保育所の緊急対策の処理状況を伺います。

③8月29日の産業教育常任委員会現地視察の際、教育委員会は、新学童保育所の建物予定位置地図を所有していないことが明らかになりました。町からの提出を求めたいと思っております。

④北檜山小学校側では、学童保育所建設に関する内部協議はしていないということでありました。学校側への正式提案に関する方針について町側の説明を求める次第であります。

⑤北檜山小学校併設構想を決定するまでの時系列の経過報告を求めます。

⑥新学童保育所の運営方針に関する町長の構想を伺います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは1点目のご質問にお答えいたします。6月定例会において補正予算を計上し、7月3日北檜山学童保育所整備工事設計業務の契約締結、7月17日業者と打ち合わせ及び学童保育所支援員との現場協議を実施し、来年2月の設計業務完成を目指して今取り組んでおります。

2点目のご質問ですが、現学童保育所の緊急対策としては、障害児保育室の窓枠サッシ、集会室照明、男子トイレ壁タイル、トイレ換気扇の修繕について今定例会で補正予算を提案し補正予算が付き次第修繕を実施する予定でございます。

3点目のご質問ですが、新学童保育所の建物予定位置図については、教育委員会に確認した結果、6月4日、総務厚生・産業教育常任委員会連合審査会でお示したとおりです。所有していることを確認しました。

4点目、北檜山小学校との内部協議につきましては、昨年春から教育委員会を通じて打診を始め、今年2月13日、北檜山小学校において前任の校長、教育委員会、町民児童課において現地協議を実施、その後人事異動もありましたので校長、課長が替わったことから改めて5月7日、北檜山小学校において現在の校長、教頭と教育委員会、町民児童課において現地協議を実施しています。また5月9日の総務厚生常任委員会の現地視察において、校長、教頭立会いのもと実施したところであります。そして8月29日産業教育常任委員会による北檜山小学校視察において、教頭から内部協議がなされていないとの発言があった旨のご指摘ですが、これは解釈の違いによるもので、運用面に関する細かい部分の協議に関してまだなされていないという意味であったこということを9月10日確認しております。

5点目の質問にお答えいたします。これまでの経過ですが、令和3年12月定例会におきまして橋本議員の一般質問に対し建て替えを検討してまいりますと答弁しております。令和5年度に入りまして建て替えについて北小に併設、北小教員住宅跡地に新設、旧北檜山幼稚園改修について検討し、10月補助金について檜山振興局と協議、11月新年度予算見積書案を作成、12月定例会において藤谷議員の一般質問に対し、施設の老朽化は顕著であることから早急に立替えが必要と考え、令和6年度予算において実施設計業務を予算計上し令和7年度に建替工事を計画している旨答弁したところでございます。令和6年2月13日、北檜山小学校において前任の校長、教育委員会、町民児童課において現地協議を実施、校舎内に学童がある学校経験者であった前校長も学校併設が一番良いという意見でありました。2月19日、総務厚生常任委員会において継続審査となり、2月29日、総務厚生常任委員会において新年度予算案を取下げをし、5月7日、北檜山小学校において現在の校長、教頭と教育委員会、町民児童課において現地協議を実施、校舎内に学童がある学校経験者である現校長も学校併設が一番良いという意見でありました。5月9日、総務厚生常任委員会において現地視察をして、5月21日、産業教育常任委員会を実施、5月31日から6月3日、北檜山学童保育所アンケート調査を実施し84%が北小併設を支持ということでありました。6月4日、総務厚生・産業教育連合審査会、6月10日、総務厚生常任委員会において併設案が承認されました。

6点目のご質問にお答えいたします。小学校と直結することから、子どもにとっては第2の家、

保護者にとっては子育ての応援団、そして小学校と学童が両輪となってしっかりと児童を支えていきたいと考えております。また働き方としても学校支援員、学童支援員を兼務することが容易になるため魅力ある職場としても期待できます。そして何といたっても北檜山学童保育所の特徴である障がい児並びに健常児がともに生活し、成長できるインクルーシブ学童を継続して実施して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問いたします。例によって声が低く、早口でメモしきれませんでしたので、2点、議会終了後で構いませんから資料として出していただきたいと思ひます。1つは、④の北檜山小学校側では内部協議をしていないとこのういふ発言をいただいておりますが、いろいろ経過があったようであります。学校側との協議の経過について、これを時系列に資料として作成し提出を求めたいと思ひます。後刻で結構でございます。もう1点は、北檜山小学校併設構想を決定するまでの時系列の経過報告を求めたい。これも書面で要請したいと思ひます。特に私が求めているのは、北檜山小学校併設構想を決定するまでの行政側の内部手続きについて申し上げているんですよ。先ほど何かいろいろと議会の常任委員会側との常任委員会絡みの日程の報告もございましたが、それはこちらで押さえてるから結構です。行政内部の手続きとして小学校併設構想を決めるまでの、意思決定するまでの時系列の経過報告を書面で改めて求めたいと思ひます。これは後刻で結構でございます。速やかに出していただきます。

次なんです、新学童保育所の運営方針です。町長の構想についてであります、少しお尋ねしておきたいと思ひます。町長ご承知のように、学童保育につきましては事業としては大別して2つございます。それは放課後子供教室推進事業、これは育成支援活動でありますけれども文部科学省の所管でありまして、学習活動、スポーツ、文化芸術活動、地域との交流など子供たちの社会性、自主性、創造性などの豊かな人間性を涵養する。人材確保、余裕教室、施設設備、調整作業等々伴いますが、このういふ文科省絡みの事業がございます。それからもう一つは、我が町で進めているところの放課後児童健全育成事業であります。これは一般的に放課後児童クラブというふうに呼ばれておりまして、所管は現在こども家庭庁であります。22年度までは厚生労働省と文科省でありました。これがこども家庭庁と文科省に現在なっております。児童福祉法第6条の3第2項における放課後児童健全育成事業の通称でありまして、保護者が昼間家庭にいない小学生を預かって遊びと生活を支援し健全育成を図る。専門の職員等が従事する。学童保育所では、育成支援が必ず行われては限らず、かわりに学習、スポーツ、アクティビティーでもよいというふうにされているわけであります。それで町長、お尋ねしたいのは、建物を新しくすればいいということではないと思ひます。問題はどこのういふ基本理念のもとで運営していくか、そのところが1番大事な問題になってくると思ひますが、この点について改めて所見をお尋ねしておきたいと思ひます。

次に新しい施設には、保健室やスタッフの休憩室を取り込んでほしいというのが現学童保育所でのスタッフ側の現場の声でありました。これについても十分配慮されるように特段の要請をしておきたいと思ひます。それから関連してあります、民間の学童保育所への支援策、これは

検討していただけるというふうに思っておりますが、特段の考え方がございましたら伺っておきたいと思っております。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをさせていただきます。まず学校側との関係、それから決定するまでの関係を時系列で提出をとということでございました。これはまとめ次第、提出をさせていただきます。

それから学童保育所の方針でございますが、根拠法令としては、小学校に就学している児童であってその保護者が労働等により昼間家庭にいないもの、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るということでございます。根拠法令ですが、児童福祉法第6条の第3の2項でございます。設計につきましてはこれは当然学童のスタッフ等としっかり打合せをして対応してまいりたいということ。

それから民間の学童もでございます。これについては民間の考え方もあろうかと思っております。これについても十分お話を聞きながらということになろうかと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 極めて雑駁な答弁です。これ再々質問でやりますとかなりまた時間を要しますから再々質問は行いません。町長あんまり喜ばないでくださいよ。議事進行のためにそう思ってるんですから。改めて別の機会に正したいと思っております。

議長、8番目に移ってよろしいですか。

○議長（平澤 等君） それでは菅原議員の8問目の質問をするします。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長並びに教育長に対しまして、子育て支援策と教育費の軽減等についてお尋ねをいたします。

①町民体育館の雨漏り対策について6月議会以降の進捗状況を伺います。

②町長は子育て日本一を標榜しているが、その根拠を伺いたしたいと思います。

③小学校修学旅行貸切バス料金支援策の導入に町長は長期間にわたって背中を向けてまいりました。わずか50万円程度の予算計上で、せちな町の財政バランスが崩れると今でも本気で思っておられるのか明確な答弁を求めます。

④今後も子育て日本一を標榜し続けるのであれば、(1)小中学校の教材費、制服代、修学旅行費の完全無償化、(2)中高卒業時に各10万円、高校生応援金月額1万円の支給の2点を検討すべきと思うがどのように判断するか伺います。

⑤来年度(1)、(2)を実施した場合、積算根拠を含めた所要予算額を明示していただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 先に教育長。

○教育長（小板橋司君） 1点目のご質問にお答えいたします。

町民体育館の雨漏り対策につきましては、原因となる箇所を特定するための調査を町内業者に依頼しておりましたが、先月、現時点において原因と思われる箇所が判明しその部分の修繕に係る補正予算を今定例会に提案しております。この修繕により状況が改善される見込みであります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2点目のご質問にお答えいたします。議員おっしゃいました子育て日本一、これは現在、日本一だということではございません。平成30年3月に制定いたしました第2次せたな町総合計画に日本一子育てしやすい町の実現を目指すことを位置付けており、これを政策の根拠としております。

3点目でございますが、小学校修学旅行貸切バス支援補助金については、政策判断により今年度、予算計上をしたものでございます。質問の50万円程度で財政バランスが崩れるという質問ですが、そうは思っていない。予算編成にあたっては、政策判断や全体の収支などをいろいろな角度から勘案しながら編成しているということでございます。

4点目のご質問ですが、菅原議員からの新規事業の提案であります。来年度予算については、人事院勧告による職員給与費の増額や現状の物価高騰などを勘案して当然経常経費が大幅に膨らむことが想定されております。これらをしっかり見定めながら政策予算について熟慮して編成をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 次に教育長。

○教育長（小板橋司君） 5点目の質問ですけれども、今、積算根拠を含めた所要予算額を明示させていただきたいと思っております。

まずご質問のありました来年度（1）、小中学校の教材費、制服代、修学旅行費の完全無償化についてですけれども、小中学校の教材費につきましては、小学校193人で193万円、中学校128人で256万円、小中学校合計で321人で449万となります。制服代につきましては、中学校1年生38人で190万円となります。修学旅行費の完全無償化については、小中学校合わせて保護者負担分が384万円、バス代補助の実施分は、令和令和6年度の実績ですが248万円となっております。よって（1）の合計は右の1番下ですけれども、右端1,271万円となります。

次に（2）中高卒業時に各10万円、高校生応援金月額1万円の支給につきましては、中高卒業時に各10万円を支給する場合については、中学校では51人で510万円、高校は41人で410万円、合計920万円となります。高校生応援金を月額1万円支給する場合については、高校生132人で1,584万円となり、（2）の合計は2,504万円となります。（1）（2）を実施した場合の経費合わせて1番下になりますけれども3,775万円となっております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） ちょっと再質問に入る前に②子育て日本一を標榜しているが、その標榜する根拠を伺うということなんです。先ほどよく理解できない平成30年がどういうことかこ

うとか言いましたが、町長は標榜する子育て日本一ということの根拠を説明していただきたいということなんで、これ答弁漏れとして改めて要請しておきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 政策の根拠をお聞きのことというふうに思います。これは平成30年3月に策定いたしました第2次せたな町総合計画、これで日本一子育てしやすいまちの実現を目指すということを位置付けております。それで日本一子育てしやすい町ということは、どういう内容かということだろうと思いますが、新たな出会いの場の創出と結婚支援、安心して子育てできる環境づくりと切れ目のない支援、子供の健やかな成長と豊かな心を育む教育の推進、これらを行うことで町民の皆さんの結婚、出産、子育ての希望をかなえるということでございます。よろしいですか。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問に移ります。①は了解しました。

②なんですが、何か目指すということで中身の説明がございました。それで昨日の横山議員の質問にもございましたが、今、子育て含めた町の人口全体の構造、動態推移というのは極めて深刻な状況にあるというふうに思うわけです。計画に載つけることはいいです。問題はどういう展開をしてきているかということなんです。それで今私の手元にあるデータだけ申し上げますが、出生数です。以前にも紹介したことがございますけれども、合併翌年の18年から21年までの4年間のトータルは229人なんです。これ年平均57.25人です。ところが令和元年から4年までの4年間で96人にこれは減っております。平均24人、合併当初4年間のトータルから見ると4割に落ち込んでいると、こういうことであるわけです。日本一を目指すのであれば、もっと実際の数値で効果が現れていいのかなというふうに思いますけれども、目指すことと実績との間の落差が非常に大きいですよね。そこのところはどのように踏まえておられるのか率直なご意見をお尋ねしたいと思うわけです。その上に立ってなんですが、私は今後も子育て日本一を標榜するのであれば、特に教育費の父母負担の軽減、これは相当真剣に考える必要があると思います。もちろん財政支援だけすれば子育てが成功するという短絡的なものではないし、単純なものではないということは十分踏まえております。しかし大事な要素であることに変わりはありません。先ほど町長の答弁ですと、何かいろいろ諸課題があるから結局やらないってことなんですかね。非常に表現が曖昧でメモしきれなかったんですが、やるのかやらないのか、検討するのかしないのか、もう意味不明なわけです。これは再質問というよりは、最初の答弁の正確さの確認を求めるそういう作業になるかと思いますが、きっちりおっしゃっていただけませんか。やるのかやらないのかということです。そこで⑤の積算数値と関連しますからもう一遍申し上げますけれども、非常に明快な資料を教育長は提出してくれました。簡単に言いますと小中学校の教材費、制服代、修学旅行費の完全無償化をすれば来年度、令和7年度実施の積算数値として1,271万円あればできるっていうんです町長。もう一遍申し上げます。1,271万円あれば小中学校の教材費、制服代、修学旅行費の完全無償化できるっていうんです。これをやる意思があるかないかということをお単純明快に答弁願いたいと思うんです。

それから（２）のほうに行きます。これは中学校中高生卒業時に各１０万円、高校生応援金として月額１万円の支給、この２つのメニューを積算すると２，５００万、卒業時だけの経費で言いますと９２０万、応援金で１，５００万、これ町長どうですか、全部やっても３，７７５万円です。高校の一つのメニューで９２０万、もう一つのメニューだけでいえば１，５００万こういうふうに関各セクションごとにバラすと非常に現実的で実施可能な数字になるわけです。仮に全部やるとしても３，７００万円、こういうことを分析した上で手を付けるという判断、検討してみるという判断そういう考え方にはなりません。ここのところを再答弁で質したいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 質問にお答えをいたします。４点目の関係でのご質問でございました。菅原議員から新規の事業の提案でございました。来年度予算につきましては、人事院勧告による職員給与費など様々な歳出の増額要因が今出てきております。もちろん物価高騰によるものもでございます。継続経費が大幅に膨らむということが想定されているところでございますので、予算については慎重に編成していくということにしていきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長すいませんもう少し大きな声でお願いします。

○町長（高橋貞光君） 予算編成については、こうした経常経費が大幅に膨らむということもございまして慎重に編成していきたいと思います。それからまだ具体的に骨太の方針、経済財政運営と改革の基本方針というのは国に示されておられません。これらも注視していかなければならないというふうに思っているところでございます。そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 町長大変失礼ですけども、もう一度答弁願えませんか。

○町長（高橋貞光君） ４点目のご質問にお答えいたします。聞こえますか。菅原議員から新規事業の提案がありますが来年度予算につきましては、人事院勧告による職員給与の増額、物価高騰などにより経常経費が大幅に膨らむということが想定をされております。予算編成につきましては、この準備をして編成をしなければならないというふうに考えているところでございます。また今のところ国より経済財政運営等改革の基本方針、骨太の方針これらも今後参考にしなければならないというふうに考えているところでございます。こうした厳しい予算編成が予想されるということでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○１１番（菅原義幸君） 次の質問に入られませんよそういう答弁なら。予算編成が非常に厳しいんだと。厳しいか厳しくないか聞いているんじゃないです。答弁すり替えしないでください。具体的な提案を検討するかしないかということを知りたいです。噛み合った答弁してください。それから子育て日本一を標榜しているけれども、その根拠、目指すってことだけなのか。もういろいろさっきおっしゃってましたけれども実現していないのであれば、そこのところが何なのか噛み合った答弁をしてくださいよって言うんです。昨日、横山議員からあれだけ計画数値と実際の数値の差について鋭い提起があったじゃないですか。私はそれを受けて質問通告出した

わけではありませんけれども、すでに質問通告してありましたけれども、ちょうど横山議員の質問と裏と腹の関係になるなど、一対をなす質問を通告したことになるなどというのが実感なんです。町長、次の質問に入る前に、もっと噛み合った誠意のある答弁といいますか、真面目な答弁やってもらいたいと思います。国会の官僚が木で鼻を括ったような答弁しないでください。真剣な議論してるんですから。もう一遍し直してください答弁。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 議員からいろいろなご提案がございました。日本一の子育てしやすい町ということは、これは目指したいということは先ほどからも答弁差し上げておりでございますが、この政策を進めるにあたって、これはやはり財政を無視することはできないということも先ほど申し上げたとおりでございます。それといろいろ提案がありましたので、これは議員からのご意見ということでしっかり受け止めておきたいと。実施できるかできないかということにつきましては、今後、詰めていくべき問題と、即答は避けておきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問に入ります。全く熱意のない責任の伴わない答弁です。無機質な最悪の答弁です。私は道南に進んだケースがあるんです。これ一つ先ほどのような答弁をなさるのであれば検討して見ていただけませんか。紹介しときます。その紹介に入る前に、もう一つ申し上げておきます。実はこれは昨年7月に報道された記事でありますけれども、徳之島の伊仙町です。徳之島には、ご承知のように天城町、徳之島町、伊仙町とあるんですが、特に伊仙町の紹介記事、これ北海道新聞であります。人口は、せたな町より少ない人口です。5,700人程度ですか、今年8月1日で。面積は10分の1、62.79平米、そういう町であります。子供さん3、4人は当たり前、最近の統計でも2期連続で合計特殊出生率が日本一を達成していると、こういう町があるんです。ここのまちづくりってというのは、小規模校の近くに町営住宅を建てて子育てをサポートしてくれる周囲の手と子供を見守る地域の目、こういう手厚いことの中から子供が増えていってるといような例もあります。本当に日本一だなあというふうに思います。機械的にせたなそうだと申し上げておりませんよ。これは私も自費を出してでもぜひ行ってみたいなというふうに思っている先進地の一つであります。これをまず申し上げておきます。次に先ほど触れました道南で先進地がございますから町長ぜひ研究してほしいと思うんです。どこか、これは鹿部町であります。鹿部町は、実は子育て支援に力を入れておまして日本子育て支援協会、これは東京にあります。今年の子育て支援大賞を受賞してるんです。ここでやっている内容をいろいろ調べますと、こういう内容やってるんです。全国で30自治体以上が応募して鹿部町を含めて4自治体選ばれたんです。ここの政策を見ますと23年度では、子育て負担ゼロを目指す未来きらきらプランを策定していると。これが評価されて支援対象を受けたわけです。中身申し上げます。中高生卒業時にそれぞれ10万円、本年度は小中学校の教材費、給食費、せたなは給食費ただになってますがね。教材費、給食費、制服代、修学旅行費これ完全無償化してるんです。そのほかに高校生応援としては月額1万5,000円です。3年間支給されている。こういうことを評価した上で大変手厚い情報通信技術、ICT、英語防

災教育、また教育も充実していると。総合的な評価の中から受けてるわけですよ表彰を。道南に先進地があるんですよ。そういうますと町長は、いやその町はその町だと我が町は同じだと例によって門切り型の対応するんでしょうが、私ね本当にせたなの町の将来を考えるのであれば、昨日の横山議員の質疑の継続になりますけれども真剣に検討してくださいよ。毎年2億に近い剰余金出してるんですよ町長。私は来年度3,775万全額とは言いません。半分にしたら2,000万で済むんじゃないですか。メニューの支給金を半分に削ったとしても相当の施策打てることになりますよ僅か2,000万で、そういう発想で考えることができないんですかということをお願いしているんです。二言目には町長、財政バランスの問題持ち出しますけども財政バランスなんか崩れませんってそんなに容易に。我が町一口で90億から100億の一般会計なんです。しかも各種基金トータル66億です。2,000万円ないし4,000万円程度の子供支援やったからって町ひっくり返りますか。要は町長の政策判断一つでありませんか。そういうことが問われてるんです。町長は悪い癖なんですけども、議会側から提案すると意地になって全部蹴飛ばせです。これは町長の悪いところですよ。そういうこと言われたくないんなら先にやったらいいんですよ。私立派だと思うのは給食費ね。これは何期目ですか、当選した直後にバーンと打ち出しましたよね。あれは2期目のときでしたか。内田議員がまだいたときですから確かに2期目かと思いますが、立派なもんだなと思いましたよ。それから保育料無料化ですか。これもいち早く打ち出しましたでしょ。あの時はよかったんですよ。光っていたんですよ町長も私の中では。2期8年以降はだんだんだんだん輝きが失われてきたなというふうに思われてならないんですけども、今町長は、町長や議会や各種行政委員の報酬を検討すると、こういうことをおっしゃってますけれども大事ですよ。ぜひ検討されたいと思うんですよ。合わせてこういうことも検討したらどうですか。私何も無理言ってないんです。3,700万全額とは言えません。全て半分の基準でもいいです。1,700万で済むじゃないですか。何で財政バランス崩れるんです。その程度の手腕しか持ち合わせていないんですか町長は。足元から検討しないみたいな答弁をしたから私先ほど指摘したんですが、今度は検討してみるようなみないような例によって高橋流の答弁しましたが、実施に向けて取り組むという明快な答弁をひとつしていただきたいと思います。今日は午後からはあまり長々やるつもりはありませんから2時10分前ですからこれで終わりたいと思いますけども、単純明快に検討に着手するかしないか、端的にお答えください。100%の予算を付けろとは私申し上げませんから、5割なら5割でもいいです。3割なら3割でもいいです。ゼロ回答というのは、これはあり得ない話なんで単純明快な答弁を求めたいと思います。

以上で再々質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 子育て政策と教育費の軽減という質問の中で1,700万という話がございました。今回議員からは、介護事業、一次産業の振興、それから学童保育、子育て支援、大変多いご意見をいただきました。これをトータルすると相当な金額ということになるというふうに思います。したがって先ほど答弁したとおり慎重に進めなければならないというふうに考えているところでございます。決してゼロ回答というつもりはございません。慎重に予算編成を

させていただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の8問目の質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。11番、菅原義幸議員の9番目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に対しまして、高橋町長の町政執行に関わる基本姿勢について伺います。

①敬老会開催案内通知封筒に町長の顔写真入りメッセージが同封され、受け取った高齢者の方から来年の町長選挙に出るのかと私は問われました。どうされるのか町長にお答え願いたいと思います。

②19年間にわたる町政執行の原点は何か説明を求めたいと思います。

③地方自治法第1条の2では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることが基本であると規定し、第2条第14項では、事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めると共に最小限の経費で最大限の効果を上げることと明記しています。町長は、福祉施策、特に高齢者の交通対策には全く後ろ向きであります。どう考えているのか伺いたいと思います。

④令和2年の1億円の鮭定置網被害に際して、自己責任だとして救済策を全否定しました。さらにリフォーム事業の延長や介護事業持続化基金の導入、あるいはエアコン設置費補助、町営住宅入居時の連帯保証人制度の廃止、高齢者の買物支援、ハイヤーチケット交付事業、通院バス代無料制度、まちなかバスの導入などの切実な町民の声にいずれも全く耳を貸そうとしていません。これが高橋町長の基本方針なのか説明を求める次第であります。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは1点目のご質問にお答えいたします。敬老会での顔写真入りメッセージについては、敬老者への感謝の気持ちを込めて同封したものであります。そもそも敬老会は国の敬老の日を受けまして高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするという会でございます。そういう気持ちのない人は曲がった解釈をする人も中にはいるかもしれません。しかし純粹にお祝いをするという気持ちで私はいるところでございます。今の段階では選挙の関係につきましては、考えておりません。

2点目のご質問にお答えします。19年間にわたる町政執行の原点は何かということですが、合併による新せたな町の舵取り役を託され課題山積の厳しい船出でありました。町民の皆様のご支援とご協力をいただき様々な難題を乗り越えてくることができました。特に当面の課題であり

ました財政再建ができたことは大きかったというふうに考えております。ご支援、ご協力をいただきました皆さんに感謝を申し上げたいというふうに思います。私の信念は誠実、融和、実行力という思いを常に心に言い聞かせながら、町民の幸せと未来につながる町づくりの実現に向け町の経済対策、高齢者対策、子育て支援やインフラ整備、産業振興、福祉の充実など取り組んできたところでございます。町民主体のまちづくりが原点であります。

3点目と4点目について併せて答弁させていただきますが、町は限られた財源の中で健全な財政運営を図りながら様々な福祉政策や子育て支援、産業振興策など前向きに進めてきたところであります。各種施策、事業の展開にあたっては、その目的や目標に対する成果を十分検討した上で必要性、有効性、緊急性を見定めながら政策判断をしなければならないと、またしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 何かよく理解できない答弁ですよ。私4点お尋ねしたんですが4点全部答えていただいたんでしょうか、どうです町長。ちょっとメモのしようがないんでもう一遍、簡単でいいですから4項目について触れてもらえませんか。難しいこと聞いてないんですよ。こちらは単純明快なことを実務的に聞いてるんです。

○議長（平澤 等君） 町長、聞き取れなかったってことなのでお願いいたします。

○町長（高橋貞光君） 3点目、4点目でよろしいですか。1点目からですか。

1点目については考えておりません。

2点目のご質問ですが、合併による10年間の町政執行の原点はないかということでございますが、先ほど説明したとおり様々な難題が合併当初山積のした厳しい船出でありました。そういった中で皆さんのご協力いただきながら難題を乗り越えてくることができました。特に財政再建、これにつきましては喫緊の課題でありました。これもできましたということに答弁をさせていただきます。それと私の信念でございますが、誠実、融和、実行力という思いを常に心に言い聞かせながら、町民の幸せと未来につながるまちづくりの実現に向けて様々な政策に取り組んできたということでございます。

3点目のこの特に政策に後ろ向きだが、どう考えてるのかという質問でございました。4点目は、町長の基本方針の説明を求めたいということにございました。3点目につきましては、様々な政策について議員は後ろ向きだというふうに質問でございましたが、私は前向きに取り組んできたという答弁をさせていただきました。それから基本方針、これが高橋町長の基本方針なのかという質問でございました。各種施策事業の展開にあたっては、目的や目標に対する成果を十分検討した上で必要性、有効性、緊急性を見定めながら政策判断をしていると。これが基本方針といえば基本方針でございます。

以上、4点の答弁を申し上げます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問をいたします。町長、1番目の答弁で何か間違った解釈している人がいるとかいないとか、自分のメッセージがなんとかかんとか言ってましたけども、

別に間違った解釈なんかしてる人いませんよ。今までにない立派なメッセージが送られてきたんだけれども来年出るんだろうかねと真っすぐに解釈して私に質問を寄こしたっていうことだけです。それ以上のこと私何もお尋ねしてないです。それが何かそういう解釈するのがけしからんような答弁ちょっとしてますけども、あとで会議録よく確かめて問題にしてみたいと思っています。それで町長の答弁は考えていないというふうに答弁されましたね。これもまた微妙な答弁なんです。普通に考えたら6選は出馬はしないという理解でいいんですか町長。来年の選挙に出るのかって私は聞いたんです。考えてないっていうんだから来年の出馬しないという町長の宣言だと解釈させていただいてよろしいかどうか、ご答弁を求めます。

②はいいでしょう。町長の誠実、融和、実行、これが原点だとおっしゃるんですかね。誠実、融和、実行を19年間実践してきたんだと、その結果がこれなんだとおっしゃるわけですから拝聴をいたしておきたいと思う次第であります。

それで③につきましては、これを踏まえていただきたいということを重ねて申し上げておきます。これは答弁要りません。

4については、町長これは、なかなか大変な答弁なさっています。町長の政策判断は必要性、それから有効性、緊急性だとかうおっしゃいましたよね。ならば伺いたいと思うんです。私が④で指摘した町民の声、政策提起、これは必要でもないし、有効でもないし、また緊急性も全くないとこういうことなんですか。町長本当にそう考えてるんですか。これ町長は全否定してるんです。サケ定置自己責任だと、リフォームこれ3年終わっちゃったから延期しないと、1年延期しましたけれどもこれ以上やらんと。介護事業持続化基金必要なしと一貫して言ってるわけです。エアコンこれもやらないと、町住宅入居時の連帯保証人、入居料が増えるからやめるわけにいかないんだと。高齢者の買物支援、ハイヤーチケット何でもかんでもやれないと。だから私は町民の声に耳を貸そうとしないんじゃないですかと率直にそう言ってるんです。必要がない、有効でない、緊急性がないと。ならばその根拠を言ってください。これ全く納得できない話なんです。それで町長、私は町長の視点というのは上から目線だと思いますよ。19年間ずっと観察させていただきました。最初の2期までは良かったんです2期8年は。明らかに3期目に入って以降7年間ですか、変質したと言ってもいいほどの激変ぶりであります。だって町民の言うことに耳貸さないんですもの。議会側で出している、私も一生懸命提出している具体的な町民要望あらかた背中向けてるでしょ。ここは町長、恐ろしいほど頑迷な町政やってますよ。二言目には何でもかんでもやるってわけにいかないと。そんなことやったら予算ぶっ壊れるんだって、この1本槍です。しかし町長、私の側から言わせると何でもかんでも全部否定してきたじゃないですか。何年かたってごく例外的にポツリポツリとやると。非常に渋いんです。後ろ向きだし、背中向きだし、その間にどんだん基金は貯まっていく。今や66億円とこんな状態です。言ってることとやってること逆さまじゃないですか。だから私は逆さま行政だというふうに思います。特に建物については大変熱心だし、町長の政策を見ましても建物の実績報告というのは大変熱心に選挙のたびごとになさってるわけです。これが私の政策だって言って160億円くらいの実績宣伝も前回の改選期にやりました。何か北檜山小学校の建設まで自分の実績だというふうになっ

ているようですが、あれはたしか内田町長の実績なんじゃないですかね。10億円計上してましたよ。私は高橋町長が当選したときには、体育館は別ですが本体は工事着工しているそういう段階だったと思います。その状況まで実績になるんですね。ところが福祉政策については、頑迷なほど徹頭徹尾背中向けてきたんです。その理由はただ一つ、財政バランスが崩れると、この一点張りなんです。ですからそういうところをきちんと改めていただくことが必要なのではないかと、高橋町政の基本姿勢というのは福祉嫌いなのかなと思わざるを得ないんです。私は率直にそのことを聞いてるんです。それで町長、先ほど6選不出馬の意志表明なんですかとお伺いしましたが、考えていないという答弁ですからね。そう言わざるを得ないわけです。ただひとつ私納得できますのは、5期目に立起するにあたって町長はこういうことをおっしゃったんです。よもや忘れていないだろうと思いますが、5期目は集大成である、いわゆる高橋町政のですね、それが5期目なんだとこうおっしゃいましたよね。それで集大成というのはどういう意味かということなんです。これは一つのものをまとめ上げるというのが集大成なんです。完成形を形成するように、その様子を意味する言葉なんです。一つのピリオドを打つと。だから先ほど考えていないっていうから、これは集大成あと1年は残ってますが、そういうことなのかと私は理解したいと思うんですが、その理解で間違いがないかどうか、最後にもう一度お尋ねをしておきたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 1点目のご質問でございました。自分のことを心配いただいのご質問かと思えます。ありがたいなというふうに思っていました。敬老会とこの町長選挙とは全く関係がない話でございます。そういうことで答弁をさせていただきました。今まだ懸命に行財政運営に取り組んでいるという状況でございます。したがって今この段階でそういったことについてはまだ考えていないという答弁をしたところでございます。

それから4点目です。緊急性、有効性、それから必要性と言葉尻を捉えての再質問というふうに感じました。堅実な行財政運営ももちろんしっかりと確保していかなければならないということでもあります。そういった中で優先順位を見定めながらしっかりと予算編成をします。これはこの前今回のいろいろな質問の中でも答弁してきたところでございます。今日のようなやりとりの中で議員と19年こうしてお付き合いをさせていただいております。いろいろなことで学ばせていただいたところも多いというふうに思っております。感謝を申し上げたいというふうに思います。しかし意見の違うこともたくさんございました。これはそれぞれの政策の違いといえますか、そういったことが原因だろうというふうに思っております。できるだけ町民の福祉の向上にこれからも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 私3時まで一般質問は終わりたいと思っておりますから、あまり時間をとりたくないんですが、町長先ほどの答弁失敬ですよ。言葉尻を捉えての質問だと。これは取り消してくださいよ。そういう発言をするからダメなんです。言葉尻ですか、町長の基本政策、必要性、有効性、緊急性これが町長の基本政策、基本姿勢なんだと。根本的な提起をしてるから

それに照らしてみてもどうなんだということを言ってるんです。これ言葉尻ですか、言葉尻ですかこれが、町長が提起する中心点について私はその中心点について違うのではないかというふうに申し上げてるんです。これは議長、こういう発言を取り消させてください。会議録に残っちゃうんですから。これは再々質問という前に答弁訂正の要望です。これはけじめつけてください。それで何か今度は今のところ考えていないとおっしゃいましたね。出馬についてですよ。今のところ考えていないとおっしゃいましたよね。違いますか。ちょっと質問回数に入れなくて確認だけさせてください議長。私のメモでは今のところ考えていないというメモになってるんです。これちょっと確認させてもらえますか先に。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどの答弁は今の段階ではまだ考えておりませんと。今のところって言ったかもしれません。現時点ではということでございます。

○議長（平澤 等君） 町長それから言葉尻という発言について町長。

○町長（高橋貞光君） 緊急性、必要性、有効性ということの基本姿勢で、議員は緊急性、必要性、有効性はないのかという質問でございました。そうではなくて緊急性、必要性、有効性を考えて政策を打つということ。しかしながら財政の状況も見ながら優先順位をつけて予算編成をするという意味でございます。議員の気持ちに私の発言が、議員の気持ちに触るということでは、この部分については取消しさせていただきます。

○議長（平澤 等君） 議長から申し上げます。町長は先ほどの菅原議員の発言は、必要性、有効性、緊急性というふうなことは理解してるのが、その言葉尻を捉えてっていうその言葉が、それについては大変、質問者に対して失礼であるというふうなことなので、言葉尻発言を取り消していただきたいというふうな菅原議員からの意向です。

町長。

○町長（高橋貞光君） 言葉尻といった発言につきましては取消しさせていただきます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 了解しました。

それで町長、結局今のところ考えていないという趣旨の発言なんです。だから再々質問で私はお尋ねしておきたいと思うんです。ではいつ頃まで考えるんですか。12月あり、3月あり、6月もありますけれどもいつまで考えるのか、この点だけ聞いておきたいと思います。それで写真入りメッセージのことについては、有権者は率直にそういう反応した方がいて私に聞いてきたということなんです。ただ有権者の思いを客観的に、そういう方がいて聞かれましたから町長どうですかって単純に聞いているだけです。私はそれ以上のことを何も言ってないんです。過剰反応だと思いますがね。過剰反応すれば、そういうことでもあったのかなというふうに逆に疑いが出てきますからあんまりそこは反応しないほうがいいと思いますけどもね。素直にこちらは聞いているんですから。それで町長、今のところ考えておられないということでもありますから、それじゃいつの時点で出馬問題について決断なさるのかと思いますから時期明示してください。これを再々質問でお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） いつ考えるんだというご質問でございました。そのことにつきましてもまだ考えておりません。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の9問目の質問を終わります。

続いて11番、菅原議員10問目の質問をいたします。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは今日最後の質問をいたします。憲法9条の擁護と非核平和の問題に関する町長の所見についてお尋ねをいたします。

①憲法9条に自衛隊の規定を明記する憲法改定の動きがありますが町長の所見を伺いたいと思います。

②日本は唯一の原爆被爆国であり核兵器禁止条約を早期に署名、批准すべきであると考えますが町長の見解を伺います。

③平成19年4月のせたな町非核平和の町宣言から今日まで町としてどのような取り組みをしてきたのか説明を求めます。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 1点目のご質問にお答えします。現在ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルとパレスチナの戦争を目の当たりにし、平和ということがいかに大切であるかを痛感しております。日本がおかれている状況では、隣国でミサイル発射を繰り返す北朝鮮や中国の軍事脅威など以前とは比較にならない厳しい状況と考えます。私の所見としては、自衛隊の規定を明記する憲法改定の問題は、政府、国会等で十分審議されるものと考えております。

2点目です。核兵器は人類滅亡の兵器とされ、唯一の被爆国である日本にとって核廃絶は国民の願い、私もそう願っている一人であります。しかし核兵器禁止条約への署名、批准については、これも政府、国会等の場で判断されるものと考えております。

3点目、せたな町は自由で平和な社会と恒久平和を願い平成19年4月1日に、せたな町非核平和の町宣言をいたしました。世界唯一の核被爆国として広島、長崎の惨禍を再び繰り返さないよう平和を愛する全ての国と人々とともに、人類の安全と生存のための核兵器の廃絶を訴えるものであり、町広報誌での周知、町ホームページに掲載などをして町内外へ発信しているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁漏れあります。再質問前に求めておきたいと思います。②であります。私は日本は唯一の原爆被爆国であり、核兵器禁止条約を早期に署名、批准すべきと思うけれども町長はどう思うかって聞いたんです。これ町長答えてないんですよ。手を挙げる前に申し上げておきます。国会で審議すべきだと。私はどこで審議するかっていうことを聞いたんじゃないです。国会で審議するのは当たり前じゃないですか。私が聞いているのは、早期に署名批准す

べきと思うけれども、町長は早期署名、批准に賛成なのか反対なのか、態度が決まらないのか。こういう答弁を求めているんです。これは最初の答弁漏れですから議長しっかりさせていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長に申し上げます。1回目の質問の答弁ということで、今菅原議員から提起ありました②の部分に対するの答弁をお願いいたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） 私もそう願っている1人でありましてということを申し上げました。しかし核兵器禁止条約の署名、批准につきましては、私の職責の範囲ではございません。したがって、これは政府、国会等で十分議論をされて判断されるということで、これが私の見解でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） いや私の質問通告そういうことじゃないです。別に町長の職責上どうするかって聞いてんじゃないです。すべきかどうか見解を伺いたいって言うてるんです。町長こういう基本問題誤魔化したらダメです。だからどこで検討すべきかなんていうことを聞いてるんじゃないんだって、署名は政府の責任だし、批准は国会の責任じゃないですか。そんなわかりきったこと聞いてません。町長はどう思いますかって言うてるんです。これは町長の見解を出さなきゃいかん質問なんです。出せないなら出せないという答弁もいいです。賛成なら賛成だと批准すべきでないっていうならないと。その明快な町長の見解を出してくれって言うてるんです。議長もう1回町長に答弁させてください。

○議長（平澤 等君） 町長、簡潔に。

○町長（高橋貞光君） はっきり出せないなら出せないという話をしなさいということでございました。そういうことでしたら出せません。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問に入ります。3時までにはきちんと終わりますから心配しないでください。まず1と2共通して申し上げますが町長は一貫して曖昧なんです。これは何も今回の話でなくて、昨年から一連の戦争と平和の問題に関する基本点のお尋ねをしておきましたが一貫して不明確なんです。一貫して曖昧なんです。町長の考え方今日わかりましたよ。要するにジャッジできないということなんです。そういう立場で19年間大変お疲れさまでした。敬意を表します。それで②についても一言申し上げますが、私どもの議会では、町長ご承知のように早期批准の意見書をまとめ上げてるんです。署名、批准を早期に行うべきだと。これは議会の総意なんです。これと明らかに反する町長の態度であるということを確認しておきたいと思えます。

③のほうに進みますけれども、これも町長先ほどの答弁ではいろいろ言うてましたけれども、具体的に何をやったのかなんていう説明何もないです。ホームページに載つけたとか何とか言ってますが、要はやってこなかったってことでしょ具体的なことは。昨年12月14日の第4回定例会で藤谷議員がこういう質問をなさっているんです。会議録から紹介したいと思えます。こ

これは非核平和のまち宣言を生かす取り組みをということではなされた質問であります。藤谷議員はこういうことを言ってるんです。例えばほかの町で行われているのは役場とかに垂れ幕で非核平和のまち宣言というのをされているとか、あとこの中身がとても私はいいと思うので、それをこの役場のロビーに掲示するとか、そういうことを検討してみただけじゃないでしょうかという提起をしてるんです。それで町長の答弁です。これも会議録から申し上げますが、ただいまの議員の意見も参考にさせていただきながらしっかり検討させていただきたいと思っております。あれから9カ月経ちましたが、しっかり検討した結果はどうなんですか。いまだに懸垂幕も裁ってないでしょ。それから役場のロビーに掲示すると。随分今日も探してみましたがどこにも掲示されていないんです。しっかり検討したという、しっかりの中身を理解できるようにご説明を求めたいと思っております。もう少し時間ありますから再質問展開しておきたいと思っておりますが、憲法9条をめぐる情勢というのは今なかなか大変な状況になってますよね。国会で議論するのは当然だというのは、憲法に自衛隊9条を書き込む方向で国会で議論しろとこういうふうにおっしゃっているのか。それとも憲法9条に自衛隊の書き込みをすべきでないという意味でおっしゃっているのか、これも意味不明なんです。ですからそこを焦点当ててご答弁いただきたいと思います。先に私の考え方を申し上げておきたいと思っております。これは憲法9条というのはご承知のように、第1項で戦争放棄を謳っております。武力による威嚇と武力の行使を永久に放棄する。こういう表現です。要するに戦争放棄を謳ってるんです。第2項ではどうかと、これは陸海空軍その他の戦力を保持しない。いわゆる戦力不保持です。そして交戦権を否認すると、放棄するということでもありますからね。これで完結しているんですよ憲法9条は1と2で。ところが今出されている案というのは、この完結している9条の後ろのほうに9条の2という項目を新たに設けて、前条つまり9条の規定は必要な自衛の措置等をとることを妨げず、そのための実力組織として自衛隊を保持すると。この一文を付け加えるというのが案なんです。時間余りありませんから先に進みますが、自衛の措置というには個別、自衛権だけでなく、集団的自衛権の行使を含むという解釈を2015年、新安保条約の下でやりました。その前の年に解釈変更、内閣の解釈でやってるんです。集団的自衛権の行使というのは何なのかと、日本が武力攻撃を受けていないのに他国に対する武力攻撃を阻止するために武力を行使することだと。具体的に言いますと、集団的自衛権行使の上でなので、海外で戦争をしている同盟軍である米軍を支援するために自衛隊が武力を行使することが可能だという解釈、これが集団的自衛権の解釈なんです。憲法改悪でしょこれは。自衛権持ってないんですよ、戦争放棄してる、戦力不保持なんですから、交戦権も持ってないんですよ。こういうものに自衛隊書き込んだらどういうことになるか、結局は集団的自衛権行使の名目で海外で戦争する米軍を支援することに道が開かれていく。自衛隊が武力を行使することに可能性が切り開かれていく、こういうことなんです。しかも素案では、自衛の措置というのは9条の規定に妨げられないという素案な措置でもありますから、その範囲は無限定で、まさに憲法9条は死文化してしまう。これまでの建前さえ取り払って集団的自衛権の全面行使、海外での無制限の武力行使に道を開くことに繋がってしまうそういう内容を持った構想なんです。だから私は反対すると。これは9条の会の一会員として断固として私はこの場で強調したいことだと思

うんです。町長の9条の会の会員だと思いますが、ならばそれにふさわしい見解を最後に提示をしていただきたいと思います。

再々質問をこれで終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 藤谷議員の質問のお話がまずございました。これはしっかり検討して年度内に整理をさせていただきたいというふうに思っております。それから自衛隊員の関係でございました。これまで戦後79年、日本は戦争する状態になることなく平和を維持してまいりました。これは様々な皆さんの努力のたまものというふうに思っております。しかしこれからしている他国の軍事脅威、これに対して平和を将来ともどうすれば維持できるかと。維持するためにはどのような方法があるかということについては私は深い知見を持っておりません。これはやはり国の責任において、しっかり国会政府等で議論をさせていただくということが求められるものというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の10問目の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで昨日、菅原議員から提起のあった町長の言動について私から本人に確認したところ、階段付近で言葉を発したとのこととあります。誤解を招く文言は慎むよう強く要請いたしましたところでございます。町長からも発言をお願いいたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） 昨日そうしたご指摘がございました。独り言のつぶやきとはいえ、障子に目あり壁に耳ありということだというふうに思います。今後気をつけてまいりたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） ただいまより3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第1号

○議長（平澤 等君） 日程第2、議案第1号令和6年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1億5,266万5,000円を追加し、補正後の予算総額を97億174万6,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、地域おこし協力隊派遣業務、児童手当、新型コロナウイルスワクチン接種業務、スマート農業支援事業、教育ネットワークアセスメント業務、大成中学校オイルタンク改修工事など行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして地方債の変更3件をお願いしてございます。

内容につきましては財政課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは内容についてご説明いたします。はじめに議案その1の5ページ、第2表地方債の補正からご説明いたします。変更する臨時財政対策債については、発行可能額の確定に伴い限度額を増額するものでございます。介護保険居宅サービス、通所介護事業については、介護報酬の請求の関係により国保連からの報酬決定が5月上旬となり借入事務に支障を来すことから全額減額し、借入れ事業を次の地域医療支援事業に変更し過疎債ソフトの枠が増額となりましたので、その分も増額するものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。それでは別冊の補足資料によりご説明いたします。既にお目通しをいただいておりますものと思いますので説明は簡潔にさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは主な歳出からご説明いたします。補足資料の1ページでございます。議案その1では11ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、継続でAED購入事業、補正額149万3,000円の減額で全額一般財源です。AEDの25台の入札執行残精査でございます。7目企画費、継続で友好交流都市交流事業、補正額100万9,000円の追加で、その他35万円は中学生の個人負担金で、残り65万9,000円は一般財源です。事業内容の見直しによる追加等で、歳入では中学生派遣事業参加個人負担金として35万円の追加。歳出では普通旅費5万3,000円及び手数料155万6,000円を追加し、友好交流都市交流事業補助金60万円を減額するものでございます。続きまして継続で空家等除去事業、補正額250万円の追加で全額一般財源です。当初5件の解体を見込んでいましたが、解体件数の増が見込まれることから5件追加し計10件とするものでございます。続きまして新規で地域おこし協力隊事業所派遣事業で、補正額745万3,000円の追加で全額一般財源です。地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図り地域力の維持、強化に資することを目的とするものでございます。普通旅費24万8,000円は職員及び隊員研修旅費、広告料70万4,000円は隊員募集有料広告料、委託料525万円は隊員派遣委託料、負担金補助及び交付金125万1,000円は隊員活動費補助金でございます。14目ふるさと応援寄附金推進費、継続でふるさと応援寄附金推進費で、寄附件数が増加する11月以降に向けて効果的に寄附額の増加を目指すため手数料150万円を減額し、広告料150万円を追加するものでございます。16目諸費、継続で地域公共交通活性化協議会負担金、補正額205万5,000円の追加で全額一般財源です。せたな町地域公共交通活性化協議会による瀬棚区大里方面及び北檜山区若松方面のデマンド

バス実証運行に係る経費を負担するものでございます。続きまして継続で、税その他歳入過誤納付金、補正額153万円の追加は全額一般財源です。法人町民税で多額の還付金があったため今後の支出に不足が生じることから追加するものでございます。

以上2款総務費の補正額合計は1,388万4,000円でございます。

2ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、継続で介護保険居宅サービス通所介護事業補助金で財源振替でございます。説明は地方債補正の説明のとおりでございます。5目障害者福祉費、新規過年度国庫負担金返還金、補正額1,073万6,000円の追加で全額一般財源です。令和5年度の記載の各事業の精算による国庫の返還金でございます。続きまして新規で過年度道費負担金返還金、補正額536万8,000円の追加で全額一般財源です。令和5年度の記載の各事業の精算による道費の返還金でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、継続で児童手当、補正額705万円の追加で全額国、道支出金で児童手当負担金と子供子育て支援事業費補助金でございます。児童手当拡充に伴うシステムの改修及び児童手当を追加するもので児童手当システム改修業務159万5,000円は委託料、児童手当545万5,000円は扶助費でございます。2目保育所費、継続で保育所等修繕、補正額103万4,000円の追加は全額一般財源です。老朽化などに伴う施設などの修繕を行うもので、瀬棚保育所火災通報装置取替修繕24万2,000円、大成保育園建具修繕79万2,000円でございます。続きまして新規、大成保育園暖房設備改修工事、補正額119万9,000円の追加で全額一般財源です。大成保育園の暖房機器が故障したため改修工事を行うものでございます。

以上民生費の補正額合計3,132万円でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、継続で病院事業会計繰出金で借入事業変更のため財源を振り替えるものでございます。2目予防費、新規新型コロナウイルスワクチン接種業務、補正額1,539万9,000円の追加で国道支出金1,083万1,000円、残り456万8,000円は一般財源です。新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的に主に65歳以上の方を対象として令和6年10月以降に予防接種を行うもので、歳入では新型コロナ定期ワクチン接種確保事業補助金で、歳出は委託料で新型コロナウイルスワクチン接種業務でございます。6目公園温泉浴場管理費、新規貝取潤温泉浴場テレビ配線改修工事、補正額128万7,000円の追加で全額一般財源です。テレビ共同受信施設から公営温泉浴場までのケーブル線が経年劣化により断線があるため改修工事を行うものでございます。7目保健施設管理費、新規、大成歯科診療所診療業務、補正額308万円の追加で全額一般財源です。患者数の減少による診療報酬の減収が見込まれることから診療業務の継続のため医療法人社団澤和会に委託料として支援するものでございます。

4款衛生費の補正額合計は1,976万6,000円でございます。

3ページでございます。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、継続で持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金、補正額555万7,000円の追加で国道支出金555万6,000円、残り1,000円は一般財源です。そばの湿害対策が採択となったため追加するものでございます。続きまして継続でスマート農業支援事業、補正額2,000万円の追加で全額そ

の他で産業振興基金です。当初の見込みより申請者数及び申請額の増により追加をするものでございます。

6款農林水産業費の補正額合計は2,590万6,000円でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、継続で道路維持修繕、補正額787万2,000円の追加で全額一般財源です。当初の見込みより町道等の修繕箇所が多く予算に不足が生じるため追加するものでございます。続きまして新規、濁川3号橋修繕工事、補正額130万円の追加で全額一般財源です。経年劣化により橋の床版が崩落したため橋梁補修を行うものでございます。3項河川費、1目河川維持費、継続で河川維持修繕、補正額200万円の追加は全額一般財源です。大雨により河川の小破修繕箇所があるため追加するものでございます。続きまして新規で普通河川金ヶ沢河岸復旧工事、補正額130万円の追加は全額一般財源で、大雨により海岸が浸食したため海岸復旧を行うものでございます。6項下水道費、1目下水道整備費、継続で下水道事業会計繰出金、補正額143万円の追加で全額一般財源です。北檜山下水処理場の非常用自家発電装置蓄電池取替修繕を行うため繰り出しをするものでございます。

8款土木費補正額合計1,427万6,000円でございます。

9款1項1目共に消防費、継続で檜山広域行政組合消防費負担金、補正額187万9,000円の追加で全額一般財源です。消防署経費及び消防団経費の精査による負担金の追加で、消防署経費314万2,000円の追加、消防団経費126万3,000円の減額でございます。

9款消防費補正額合計187万9,000円でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、新規で教育ネットワークアセスメント業務、補正額495万円の追加で国道支出金165万円で残り330万円は一般財源です。GIGAスクール構想の第2期による1人1台端末の更新を令和7年度に計画しており、更新のための補助を受けるためネットワーク整備計画を策定するもので、関連する歳入歳出は記載のとおりでございます。4ページでございます。3項中学校費、3目学校施設整備費、新規で大成中学校暖房用膨張タンク更新業務、補正額250万3,000円の追加で全額一般財源です。老朽化により暖房設備の故障や暖房配管に不具合が発生することことから更新局工事を行うものでございます。続きまして新規で大成中学校オイルタンク改修工事、補正額880万円、全額一般財源で地下タンクの老朽化によりタンク内の水が混入することから地下タンクを撤去し、新たに地上タンクを設置するものでございます。5項保健体育費、2目体育施設管理費、継続で体育施設管理費、補正額249万2,000円、全額一般財源です。フルタイム職員の退職に伴いパートタイム職員を採用するための必要な経費及びせたな町体育館の雨漏りを修繕する経費を追加するもので、記載の経費をそれぞれ追加するものでございます。

10款教育費、補正額合計は2,118万3,000円でございます。

12款1項1目共に職員給与費、継続で退職手当組合負担金2,417万1,000円の追加で全額一般財源です。過去2カ年分の退職者に係る負担金の精算に伴う追加負担金でございます。

12款職員給与費、補正額合計は2,417万1,000円でございます。歳出補正額合計は1億5,166万5,000円でございます。

続きまして歳入の説明は、議案その1の8ページから主なものを説明いたします。

それでは10款1項1目共に地方交付税で2,500万9,000円の追加は財源調整でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金593万2,000円の追加は児童手当負担金、2項国庫負担金、2目民生費国庫補助金159万5,000円の追加は子ども・子育て支援事業費補助金、3目衛生費国庫補助金1,083万1,000円の追加は新型コロナ定期ワクチン接種確保事業補助金、5目教育費国庫補助金165万円の追加は公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金です。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金555万6,000円の追加は持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金、18款繰入金、1項基金繰入金、4目産業振興基金繰入金2,000万円の追加はスマート農業支援事業補助金に充当、19款1項1目共に繰越金8,052万9,000円の追加は前年度繰越金で財源調整でございます。

21款1項共に町債、2目民生債4,000万円の減額は記載の借入事業、介護保険居宅サービス通所介護事業債を減額し、3目衛生債4,060万円を追加し地域医療支援事業債に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） それでは私のほうからちょっと2点ほどお伺いしておきたいと思います。まずこの補足資料説明書の2ページ、大成歯科診療所診察業務、これで内容を見ますと確かに人口減の中で、大成区衛生管理上、施設が大変運営上苦しんでいるということ、これに対して何らかの支援が必要だという町の考えに対しては私も異論はございません。ただこれなかなかこういうケースってないもんですから、こういう形をきちんとこれ予算づけ定義するにあたって町の考え方、私の考えというか、それが町の考えでこのとおりで正しいんだといえればそれで構わないんですが、普通に地方自治あるいは議員必携とか含めて委託料というのを調べてみますと、この委託によってあくまで事務事業、調査、研究の委託に要する経費であって特に検査、設計、測量等の行為が委託料とみなされるところというような規定がされてございます。ただこの歯科診療所の運營業務、これの最終的には不足分を補うという形の事業です。この不足分を担う事業が委託料として町のほうも含めて正當にきちんとこういう形委託になるんだということの説明を私はこの際だからしていただきたいなと思っておりますので、その辺について考え方をお聞きしたいと思います。それと私この大成診療所の委託契約書これ入手しましてちょっと読ませていただいたんですが、もしそうであるとすると委託契約書の中には、第8条、受託者が得た使用料、手数料については受託者に帰属するものとして、その範囲の中できちんとした形、町のほうは違う形の設備も含めた形の中でそれは応援しますよということしか謳ってないんです。ですからこれをきちんとするとその期間は委託料として妥当だということになればその辺についての裏付けも

含めたきちんとした契約書及び作業した今までの経緯について、この段階でできあがってなきゃ私ならないと思うんですけど、その辺についてもお聞きしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 中川大成所長。

○大成支所長（中川 譲君） 今回補正をお願いした大成歯科診療所診療業務、これについては去る8月19日に総務厚生常任委員会のほうでご説明のほうはさせていただきました。それで委託料にした背景というんですか、考え方ですけども、そもそも今真柄議員おっしゃったとおり大成歯科診療所の診療業務に関する委託契約書、これを今委託契約を交わしてる医療法人財団の滯和会です。滯和会さんと平成28年度からこの契約を結んで診療業務を行っているという中で、基本的なこれまでの多分考え方は公設民営ということで、あくまで先ほど言った第8条、使用料及び手数料ってありますけども、これについては病院もそうですけども診療業務、いわゆる保険診療による診療業務に対する診療報酬は使用料、それ以外の要は保険外の診療に係る部分は手数料という考え方で、これは条例のほうにも載ってますけども、それに則ってこれまで先ほど申しあげたとおり公設民営という形であくまでその使用料及び手数料の諸収入をもって運営をしてくださよということでの契約内容だったと思います。ただここにきて常任委員会でもご説明させていただきましたけども、患者数が今年に入って6月、7月と1日平均で10人を切るという状況も見受けられて、このままの診療業務を継続するとなるとかなりの受託者に対する負担が大きいということで、これについて理事者とも協議させていただいて常任委員会にも諮りましたけども、何らかの支援が必要だということで当初は補助金という方法も考えたんですけども、あくまで委託業務をしてるということもあって、規約の条文にも委託料という条文がありますんで、そこにこのあと補正が通りましたら覚書という形で現契約に乗っかってない記載されていない部分は覚書という形で取り交わさせていただいて委託料として支援をしたいということで考えたところでございます。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 今支所がいろいろ緊急も含めた苦肉の考えの中でそういうふうにしたという説明自体は理解できますし、たださっきも言ったように本来委託料という形のものが妥当かどうかってことはやっぱり引かかる点があるんです。もしそれだとすると、この今言うこれから委託料これ3月まで出すんですよね。そうですね。であれば当然そこにはきちんとした形でまず謳わなかったらなんないじゃないですか。覚書っていう形でいいんですか。

それともう一つ、これを見ると20万点以上の診療点数、それ以下だと大変だということでこれ、これから3月まで月40万という形で補填するということになってますよね。その予算ですよ。その予算ですね。しかしそれからいくとこのあとこの半年の間に、この点数以上跳ね上がる月だってないわけじゃないです。その辺も含めてきちんと精査して契約も含めて臨む形になるのかどうか。私これ曖昧にしちゃまずいと思うんです。ということは決して業者が全然あれするということじゃない。業者のほうにしてもはっきりしとかなないと後々いろんな形で問題に3:47:するっていうのは困ると思うんで、せつかくこういう形で、委託金とそれが問題ないとして出すとしたらしかも委託金契約のこういう契約書があるんであれば、それはこの機会に今の形に合わ

せた形できちんとまず作り上げていくものが自治体としては最低限やらなきゃいけないんじゃないかという意味で私は質問してるんです。この応援すること支援策に関して、そういう事態に対して異論があっという訳じゃない。ただこういう事業をきちんと進めるためには今後残さないために来年以降どうするんですか、いろいろな話が出てくるんでそういうことを含めてきちんと整理していくべきじゃないかということで重ねて質問してるわけです。

○議長（平澤 等君） 中川大成支所長。

○大成支所長（中川 譲君） 今真柄議員おっしゃったとおりこのあとの診療状況によっては月額40万の支援でも足りるのか、足りないのかという金額の上限のお話もございましたけども、そこは委託先の滯和会さんとも十分協議させていただいて、月額40万という金額を、まずは来年3月までの支援ということで協議をさせていただいた結果でございます。ただ来年以降この40万が引き続き支援が必要なのかどうかというのは、このあとの診療状況にもよりますけども、それについては今後滯和会さんとも十分協議させていただく事項だと思います。それで覚書でいいのかどうかというところなんですけど、そこはちょっと財政サイドとも契約の関係で協議をさせていただいて、現契約が生きてるっていうこともありますので、そこに今補正をお願いしている月額40万というところの委託料の金額のところを第8条ですか、そこに加えながら、あとは効力の発生日、それと現契約の何ていうんですか、この契約は覚書を交わしますけども、この契約も引き続きいきますよというところにも必要な条文は覚書で交わす予定でございます。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 3回目だったらあれですけども、今、担当課の考え聞きましたけど、町自体として今言う今後のことも含めて、しかも私たちこれ議決するっていうこと、おそらく今日予算議決することになるんです。そのときに契約条項を含めて、ある程度曖昧の中で議決することによって最終的に全て迷惑かかるんだったら困るということもあるもんですから、こういう案件の場合は非常にデリケートなものもあるし、なおかつその地域の今言う衛生環境を守っていかないとないということからいったら、きちんとしておいたほうがいいんじゃないですかという形で私は質問してるんです。これ3回目じゃないけど1回2回目の段階で理事者の考えを私は出してもらってそれがまずかつたらまずいなりの指摘をさせてもらわないとならないと思うんですけど。

○議長（平澤 等君） 理事者に答弁を求められています。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） この大成診療所の運営に対する支援につきましては、中川支所長からも答弁申し上げましたけれども、大成地区の健康を守るこの点については、ご理解をいただけるものというふうに思っております。それで月40万につきましても、相手方と十分な協議の中で決めた額でございます。それで真柄議員が言われる委託料かどうかという点につきましても、繰り返しになりますけれども、財政サイドと協議をして決めたところでございます。それと来年以降につきましてもこれは診療状況もございませうけれども、町として大成地区の健康を守るといった観点から考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） だからそれであれば、今言う本当にこのさっきの40万ですか、これ月によったら、この半年分の数字出してこういう形で足りないから何か応援しないとならないという形で7月までの数字が出てきてますよね副町長。資料もらってますそれに出てます。だけどこれ冬になったらこれより増えることもあり得るんです。だからそういうことの月々の変化も関係なく定額出すというのであれば、それなりのきちんとした契約っていうのをしなかったら、契約する形っていうのも示さなかったら議会としてそれでいいですよと簡単にオーケーというわけにいかない予算が絡むからきちんとした形を作ってそれ出したらいかがですかということをおっしゃるんです。

○議長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回の件でございますけれども、実は私どもも大変悩んだところでございます。ただこれは決して赤字補填ということではなくて、大成診療所公設民営を運営していく中で月額40万という数字にさせていただいたということでございます。いずれにしても十分な協議のもとに決められた数字ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 補足資料の1ページの16諸費の地域公共交通活性化協議会負担金についてお尋ねしたいと思います。この説明のところでデマンドバス実証運行に係る経費というふうに書かれておりますけれども、資料を見させていただきますと今年10月、11月と2カ月の実証運行されると。その後引き続いて本格運行というふうになっておりますけれども、この予算の説明だけを見ますと実証運行の部分の予算というか補正というふうに取れるのかなと思うんですけれども、本格運行の部分の予算とかそういうものは、これには入っていないのかどうかその部分をお知らせいただきたいのと、関連してなんですけれども、今までの須築線、太櫓線、大成海岸線それぞれ実証運行は1月ずつの2回されて、実証の結果を踏まえた中で本格運行されてきたと思っております。ですけれど今回この資料を見させてもらいますと、以前は1カ月2回でしたけど、2カ月続けて実証運行そのままの本格運行ということになっておりますけれども、実証運行の成果というか、問題点の整理というものはしなくてもいいわけでしょうか。どういうふうになったのかそこら辺お知らせいただきたいというのと。もう1点、大里方面のデマンドバスでは、患者バスが並行運行されるというふうになっておりますけれども、須築線のほうはもうないわけですよね。ですから須築線同じ瀬棚区民でありながら片方は患者バスない、片方は患者バスがあると、これも経費的にちょっと問題があるのかなというふうに、この委員会違いますので説明を受けておりませんので、その部分を含めてちょっとお知らせいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君） 梶田議員の質問にお答えいたします。まず1点目の本格運行の分の予算が今回載ってませんよと、実証運行分だけですよということですが、こちらにつきましては、2点目の質問とも絡みますが、今回常任委員会の資料イラストのほうでは2カ月となっておりますが、実際3カ月ということで説明のほうさせていただきました。そしてその3カ月間の中で中間にてアンケート調査なり何なりというところを分析、集約しまして、中間で地

域公共交通活性化協議会を開いてそのまま本格運行に継続するべきなのか、一度実証運行を止めて従来に戻して再度実証運行すべきなのかという判断をした後に、そのまま本格運行なのか、実証運行をやめてもう1回検討するかという判断を途中で3カ月間の間の途中で協議会で判断していくということで、なぜこういうふうにするかといいますと、一度実証運行して、そしてまた患者バスに戻るといふふうになりますと、利用される方がやり方がまた行ったり来たりと電話をかける必要があったり、道路で待ってたりとかっていうそういった形になりますので混乱を招かないようになるべくスムーズに本格運行に移行できるように3カ月間というふうな形をとらしております。

2点目も先ほどとちょっとかぶりますが、成果の検証につきましては、アンケートを車内で配布しまして、そちらの返事をまとめまして先ほど言った地域公共交通活性化協議会にてその成果、このまま継続していかどうかという可否を判断するような形で予定しております。予算がこの議会に上がってないというのは、11月に協議会で判断した後に実証運行数を続けるのであれば予算は上げませんが、本格運行に移行しますというふうになるのであれば12月定例会に提案させていただいて、1月1日からの本格運行というような形で考えておりますスケジュール的には。

最後の大里方面の患者バスの件でございますが、患者バスは診療所から北檜山に向かって出発します。須築線で乗ってきた人はそのまま北檜山に行く方もいますし、瀬棚で降りて診療所の前から患者バスで北檜山に移動するということもできますので、どちらから来た方でも患者バスを利用できるというような形に接続はされております。もちろんこの大里方面のデマンドについても患者バスに間に合うように診療所に着くようになっております。徒歩で町中から来られて患者バスに乗る方もいますし、海岸線であれば海岸線からおりて診療所で乗る方もいますしので瀬棚区の方は利用しようと思えば皆さん利用できるような形にはなっております。

以上です。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） もう1点だけお聞きしときます。せたな町地域おこし協力隊新規事業ということで上がってますが、これは私推測ですが、これ多分、国のほうで約10年にわたって地方創生も含めてこういう事業を展開した。けどよくよく国なりの分析してみるとなかなか地方創生の活性化に全て結びついていないわけではないというようなことから見直しを含めた中での新しい形での提案だと思んですが、それは間違いないと思います。それで多分そういうことでこの手を挙げてこの予算を組んだと思うんですが、本当に地方創生が始まってからむしろ大都市への一極集中進んでる、これは日本の現状でございます。その中で地域の職員、知恵を出しながらこの協力隊の力を得て何とか活性化と思ってきたわけですが、なかなかそういう形が全国で、この町は別にしてですよ、全国的にということでこういう事業になったんだと思います。そしてこの事業を見ますと、当町においては、この2つの解決型のうち事業所派遣という形を主にして、これをもって新しい形の事業を展開していきたいというふうに、これ説明から判断するんですが

それで間違いないかどうかと。それと今までとはいえ町の協力隊について全ていろいろな事業をし、なおかついろいろな評価をしてきていると思うんですが、この新しいのに取り組むにあたって今までの評価なりなんなりというのはきちんと議会に私は提出してもらって構わないし、提出すべきだと思うんです。やっぱり今まで成果含めて、その辺についてはどのように考えているか、その2点についてお伺いしたい。またこの地域おこし協力隊の事業については、町の考えだと思うんです。興味あるけどなかなかどうという形でという情報が伝わってない。これもあるんです。その辺も含めて地域の方々の理解をある程度見ながらでないとなかなか1や2に行くのかいいか悪いか別にしてもこれからも、ただこの事業形態の事業所を募集してその来た人をその事業所を結びつけるというような形に見えますけど、その辺についてどのような考えのもとに町としては、ただこれ全額が国の予算つきますからそれでということじゃないと思うんでその辺についての考え方を、この際ですから基本的に聞いておきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） ただいまのご質問ですが、まずは今回、事業所派遣型ということでご提案をさせていただいております。これにつきましては、国のほうで協力隊の制度を去年から、これは特別交付税の要件にもなっておりますが、始まったということで、中身としては募集するのは町が募集するんですが、その前にいろいろな企業で新しい取組ですとか、そういったものをやるのに協力隊の力を借りてやりたいといったものも提案させていただいて、町のほうで派遣をするというような事業になります。これが新しい事業ですが、今までの指定課題解決型これも残します。これは今、観光協会に派遣している者、それから今後どういう形でこの課題解決型が出てくるかわかりませんが、これも引き続き残していくということで協力隊の制度につきましては二本立てで今後考えていくということで考えております。真柄議員からありました今までの評価ということでございますが、定着率がなかなか上がらなかったということがやっぱり町としてもこれは課題だなというふうに思っております。今年度になりますけれども、お2人の協力隊が地域に残って起業をしているという状況もありまして、近年では定着のほうは上がっているのかなということでは考えておりますが、今後ますますこの事業派遣型においても地域残っていただく協力隊の方とも目指して考えて取り組んでいければというふうに思っております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） わかりました。1、2両方運用の形では制限なくそういう形の中でやっていくと。それは一つこれ協力隊もある程度自由度を求める部分もありますから、この2の形にすると、ともすると自由度、縛りも出てきたら困るなど、そのこともありましたのでその辺含めでは、そういう利用法で募集するってことは。ただここに私は、課長、町長もわかっていると思うんですが、やはり国からの形で来たものを町の中で本当にどういう形の協力隊を求めているのかということを中心にきちんと精査しておかないと、それとさっきの評価、それをやはりきちんと表で伝えるべきなんです。そういう作業ってほとんどやってないんです。だから私たちにして

も、ただ国からの予算づけなんかでまたつくったのかという形で取られたらあなた方も困るでしょうから、その辺についてきちんと考え方を示してこの作業に当たっていただきたいと思っておりますので、今までの成果等も含めて今日できなきゃできなくてもいいし、きちんとした形で議会に報告し、今後もこの事業についてはこういう考えで取り扱っていきたいんだということを私はきちんと示すべきだと思います。これは余りにも漠然として何をやろうとしているかわからない。これ予算見て私現実に考えてます。だからってこの事業はダメだというわけではございません。その辺についてもきちんとした配慮を持ったなおかつ成果をきちんとそれぞれの事業でやっぱり精査しながら次の事業に展開していただきたいと思っております。副町長。私、理事者のほうにも求めたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） まずPR不足ではないかということについては、そういった点もあるのかなというふうに思っておりますので、今後十分な広報活動してまいりたいというふうに思っております。それから単にその国の制度を取り入れるということではなくて地元の意向、こういったことも十分に考えた上で対応するべきだということですが、これの（２）の事業所派遣型につきましては、これ当然いろいろな関係団体ございます。例えば商工会ですとか、そういったところがございまして将来にわたってミスマッチがないようなことで十分な連携協議を図りながら取り組んでいきたいと思っております。例えば、指定課題解決型ですと酪農ヘルパーさんなんかはそういうことではきちんとやってるなというふうに思っておりますので、そういったことで取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（平澤 等君） ほかに。追加ですか。

○副町長（佐々木正則君） 答弁漏れございました。今までの成果につきましてはこれは十分精査して報告をいたします。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 関連で質問させていただきます。この地域おこし協力隊制度は合併して国の制度の下、いち早くというか取り入れたわけです。今真柄議員がおっしゃったように、過去の要は失敗も多々あるわけです。課長、大きくうなずいていただいて本当にご存じだと思うんです。ですからこれからこの補正予算も含めて取り組みに関して過去はつきり申し上げまして、嫌な思いをして町を去った方も現にいらっしゃるわけです。ただ福嶋議員のように起業家されて今議会議員の立場にいるわけです。そういった方々の意見も聞いて、せとな町ということの発信もこの際ですから併せてしていただきたいと思っております。地域おこし協力隊制度そのものの、要は国の考えのもと、きちんとせとな町として制度の下で繋がるような形でぜひこれはもう過去から含めて再三にわたって言わせていただいておりますが、課長、力強いお答えをいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 私も長いことこの協力隊の運用に携わってきて、いろいろなことがありました。今回新たな取組ということで始めさせていただきますが、今までの指定課題解決型も含めて今後の新しい協力隊の制度も含めて、過去の経験、それから失敗したことも踏

まえて今後より一層いい制度として進められるように努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 先ほど副町長のほうから商工会関係もあると、数年前に取り組んで公募もしたんです。なかなかそこに行きつかなかったっていう事例もあるわけです。この数年の間、10年以上前なんですけど議会の場で私も発言させていただきましたが、当時、福祉課の当時の課長に、この制度、例えば介護職員人材不足のほうに使えるもんですかと。立ち話程度で相談したときは、当時はちょっと使えないなっていうことだったんです。ただこの数年の間、学説とかそれなりの有識者の方々が新聞でも発信されてるように介護の現場、こういったところにもという発信をされてるわけです。ですから先ほど副町長がおっしゃったように、いろいろな産業を含めて介護の産業です。一次産業も含めて担い手不足、あるいはその働き手不足、そういったことも町としてきちんと取り組んでいただいて、この制度そのものが本当に少しかでも人口減対策に結びつくような形でぜひ取り組んでいただきたいんです。繰り返しですがご答弁をいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただいま石原議員からは貴重なご意見をいただいたというふうに思っております。幅広く町内こういったことで対応してまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

石原議員。

○1番（石原広務君） 確認になると思うんですが、資料の11ページ、AED先ほど財政課長のほうからは入札執行残で25台分だということでしたけど、25台分のあとでいいですからこの、もし手元にあるんだったら主だったところの説明をいただきたいということと、あと今後、新年度に向けて議会でも例えば大成の公営浴場にも設置していただきたいという要望をしてきましたが、今後の予定あるのであれば合わせてお知らせいただきたい。

○議長（平澤 等君） 高橋課長。

○総務課長（高橋 純君） お答えいたします。AEDの関係でございますが、説明したとおり予算執行残となっております。AEDの設置につきましては、役場庁舎、また公共施設、保健福祉施設等に設置しております。その有効期限が切れたため今回新しく購入したところでございます。施設の設置場所の内訳につきましては、担当のほうから答弁させます。

○議長（平澤 等君） 尾野主幹。

○総務課主幹（尾野裕也君） 施設の設置場所ということなんですけれども、まず全部で25台設置しております。北檜山区が10施設、それから瀬棚区も10施設、残り大成区は5施設なんですけれども、施設一つずつ、たくさんあるんですけど、あとでよろしいですか。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 更新ということで解釈してよろしいですね。うなずいていただいたんですけど、であれば今まで要望も含めて先ほど例を挙げさせていただいた例えば大成の公営浴場に

なった浴場施設です。これはもうかなり以前から高橋課長になる前から私は要望させていただいてるんですけど、担当課のほうでそこも含めた今後設置したいなあ、する予定、付けたいなというようなところがあればお知らせいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 高橋課長。

○総務課長（高橋 純君） 石原議員の申しているのは大成の海水浴場だと思います。

○1番（石原広務君） 公営浴場。

○総務課長（高橋 純君） 公営浴場には設置されているとのことですよ。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 私の言い方が悪くて海水浴場と伝わったんですが、私としては季節があるんですけど、太櫓では痛ましいいった事故もあったんで、それは海水浴場とは関係ないかもしれませんが、でもそういったところにも、町として対応できるような形でAEDは設置できるのであれば、ぜひ前向きなご検討をいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 高橋課長。

○総務課長（高橋 純君） そのような施設につきましても、今後、施設管理してるところと相談しながら設置に向けて検討をしていきたいと考えております。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○議長（平澤 等君） 日程第3、議案第2号令和6年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1の23ページでございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1,690万3,000円を追加し、補正後の予算総額を11億9,365万5,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、介護給付費負担金等返還金などについて補正をお願いするもの

でございます。

内容につきましては保健福祉課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

増田保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田和彦君） それでは議案その1、27ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費20万円の追加は、時間外勤務手当の精査によるものです。

次に4款1項1目共に基金積立金77万5,000円の追加は、令和5年度地域支援事業交付金の追加交付分を介護保険事業基金へ積み立てるものであります。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金1,592万8,000円の追加は、前年度分介護給付費交付金負担金の実績に伴う返還金であります。

これに伴う歳入でございますが26ページをご覧願います。4款1項共に支払基金交付金、2目地域支援事業交付金77万4,000円の追加は、令和5年度地域支援事業交付金の追加交付分であります。

次に7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目その他一般会計繰入金20万円の追加は、先ほど精査いたしました時間外手当の増額分を一般会計より繰り入れるものであります。

次に8款1項1目共に繰越金では、令和5年度繰越金1,592万9,000円を追加いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） これで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○議長（平澤 等君） 日程第4、議案第3号令和6年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 同じく議案書その1、29ページでございます。今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に162万1,000円を追加し、補正後の予算総額を2,744万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、光熱水費の追加と損害賠償保険料の精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、まちづくり推進課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） それでは議案の32ページ、下段の歳出からになります。1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費で162万1,000円の追加補正をお願いするものです。内容としましては10節需用費、光熱水費の追加は電気の使用料並びに電気料金単価の増により不足が生じることから補正をお願いするものでございます。11節役務費、損害賠償保険料で48万9,000円の減額は保険料の精査によるものです。

これに対する歳入ですが上段になります。4款繰入金、1項基金繰入金、1目風力発電事業基金繰入金162万1,000円を追加し収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第4号

○議長（平澤 等君） 日程第5、議案第4号令和6年度せたな町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算の内容でございますが、北檜山下水処理場の非常用自家発電装置蓄電池の取替修繕について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては建設水道課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案の35ページをお開き願います。下段の支出からご説明いたします。1款下水道事業費用、1項営業費用、3目処理場費、18節修繕費、補正額143万円の追加は、北檜山下水処理場非常用自家発電装置蓄電池取替に係る費用の追加をお願いするものでございます。

これに対しての収入ですが、1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目1節ともに他会計補助金に143万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（平澤 等君） 日程第6、議案第5号令和6年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その137ページでございます。今回提案をいたします補正予算の内容でございますが、職員の採用に伴う赴任旅費の追加や医療外消耗備品の購入費用の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

国保病院手塚事務局長。

○国保病院事務局長（手塚清人君） それでは内容についてご説明をいたします。はじめに40ページのせたな町立国保病院分の収益的収支の支出からご説明いたします。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、3目経費で159万6,000円の追加をお願いするものでございます。2節旅費交通費では、普通旅費ということで病院長並びに検査技師の採用に伴う赴任旅費を支給したことから24万5,000円の追加と5節消耗備品費では、外来診療で使用いたしますウイルス除菌脱臭装置、訪問看護におけるオンライン資格確認用のパソコン購入など112万4,000円の追加です。15節手数料では、同じく訪問看護に係るオンライン資格確認のシステム設定に係る手数料22万7,000円の追加をお願いするものでございます。

これに対する収入は39ページでございます。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益、2目1節共に外来収益で116万7,000円の追加、3項その他医業収益、4節医療提供体制設備整備交付金では、オンライン資格確認の経費に係る交付金42万9,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） これで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで4時30分まで休憩いたします。

休憩 午後4時17分

再開 午後4時29分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日、全議案の審議が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認め時間を延長することに決しました。

◎日程第7 同意第1号

○議長(平澤 等君) 日程第6、同意第1号せたな町教育員会委員の任命についてを議題といたします。

本同意について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) 議案書の2の1ページでございます。同意第1号せたな町教育員会委員の任命について、せたな町教育員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町北檜山区豊岡350番地8、氏名、大串富美子、生年月日、昭和46年5月6日でございます。

経歴につきましては、次の2ページに記載しております。説明は省略させていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これから同意第1号の件を採決いたします。

この採決は会議規則第81条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(平澤 等君) ただいまの出席議員は10名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に藤谷容子議員、福嶋豊議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(平澤 等君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長（平澤 等君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に対し賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否といたします。

ただいまから投票を行います。1番席から順番に議長席に向かって左側から投票し、右側から自席に着席してください。

それでは1番席、石原広務議員から順次投票願います。

（投票）

○議長（平澤 等君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

藤谷議員、福島議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（平澤 等君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票はございません。有効投票のうち賛成10票、以上のおり賛成多数です。したがって同意第1号せたな町教育委員会委員の任命については同意することに決しました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

◎日程第8 報告第1号及び日程第9 報告第2号

○議長（平澤 等君） 日程第8、報告第1号令和5年度健全化判断比率の報告について及び日程第9、報告第2号令和5年度公営企業資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本2件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その3の1ページからでございます。ただ今一括上程になりました報告第1号令和5年度健全化判断比率の報告について、報告第2号令和5年度公営企業資金不足比率の報告についてでございますが、報告第1号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による実質赤字比率など4つの指標、いわゆる健全化判断比率でございます。

報告第2号は、同法第22条第1項の規定による各公営企業に係る資金不足比率について、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告をするものでございます。

内容につきましては財政課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは議案その3の2ページをお開き願います。令和5年度健全化判断比率でございます。表の左側、標準財政規模については57億8,796万6,000円でございます。

次に表の上段でございます。せたな町の指標ですが実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については無しとの算定結果となっております。

続いて実質公債費比率につきましては、一般会計、特別会計、一部事務組合の檜山広域行政組合及び北部桧山衛生センター組合を含めまして、元利償還金及び準元利償還金が標準財政規模に対しての割合を示す比率でありまして、表の数値は過去3年間の平均値で令和5年度は8.4%になっており、令和5年度決算に基づく健全化判断比率は早期健全化基準をクリアしております。

3ページは、令和5年度せたな町普通会計財政健全化審査意見書で総合意見としまして適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

次に6ページでございます。令和5年度公営企業資金不足比率でございます。公営企業会計に係る法適用の病院事業、法非適用の簡易水道事業から風力発電事業までの5事業に係る余剰金でございます。病院事業会計では12億5,422万2,000円の余剰金となっております。この額につきましては、国に報告する決算統計の数値を基に計算されたもので、流動資産と流動負債の差額となっておりますので実際の決算書の数値とは異なるものでございます。

続いて簡易水道事業特別会計で1,065万2,000円、公共下水道事業特別会計で3,034万5,000円、漁業集落排水事業特別会計で174万2,000円、風力発電事業特別会計で0円の剰余金となり、表右側の資金不足比率でございますが、資金不足は各会計発生しておりませんので資金不足比率は無しとなっております。

7ページから11ページまでは、各会計の経営健全化審査意見書で、総合意見としまして適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

報告第1号及び報告第2号の2件は報告済みといたします。

◎日程第10 認定第1号ないし認定第11号

○議長（平澤 等君） 日程第10、認定第1号令和5年度せたな町一般会計歳入歳出決算から認定第11号令和5年度せたな町病院事業会計決算までの11件の決算認定を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 同じく議案その3、13ページからでございます。ただ今一括上程になりました認定第1号から認定第11号までの令和5年度せたな町各会計の決算認定に係る提案理由を説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算認定に付するものでございます。

その内容につきましては、添付資料でございます決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の13ページ、各会計別歳入歳出決算額総括表におきまして一般会計ほか9つの特別会計と病院事業会計につきまして予算総額、収入済額、支出済額、収支差引額等の状況を説明申し上げます。この予算の執行にあたりましては、議決をいただいた趣旨に背くことなく適正に執行したと考えておりますので、そのようにご理解の上ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題としております11件の決算認定については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今定例会閉会後の継続審査とし審査期限は令和7年第1回定例会までといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第11号まで11件の決算認定は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、期限を令和7年第1回定例会までとすることに決定いたしました。

これから休憩いたしますが、休憩中に決算審査特別委員会は正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 5時11分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に榊田道廣議員、副委員長に石原広務議員が互選された旨、報告がございました。

◎日程第11 意見書案第1号

○議長（平澤 等君） 日程第11、意見書案第1号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○6番（本多 浩君） ただいま上程されました意見書案第1号についての提案理由を申し上げます。

原文より抜粋し提案理由を申し上げます。本道は、豊かで美しい自然環境と広大な大地と海に育まれ特有の歴史や文化、気候風土などを生かした持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。北海道の強みである食や観光など地域が持つ潜在力が最大限に発揮されるためには、安定した物流や道路ネットワークの整備、冬期間の住民の安全、安心の確保が必要不可欠であります。こうした背景から6つの項目について特段の措置を講じていただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規程に基づき提出します

議員各位の賛同よろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認め、意見書案第1号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第12 意見書案第2号

○議長（平澤 等君） 日程第12、意見書案第2号改正食料、農業、農村基本法の実効性確保等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○6番（本多 浩君） ただいま上程されました意見書案第2号についての提案を行います。

近年、自然災害の多発化により食糧不足、農地の損失、コロナ禍での輸入制限などが発生し食料調達の激化とともに食料やエネルギーの価格高騰が依然として続いています。食料を持続的か

つ安定的に供給していくためには、食糧自給率の向上や生産現場の意見に寄り添った農政の確立など農業生産の基盤強化と食料の安全保障にかかる予算確保が重要であります。こうした背景から3つの項目について特段の措置を講じていただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規程に基づき提出します。

議員各位の賛同よろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第2号について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認め、意見書案第2号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第13 意見書案第3号

○議長(平澤 等君) 日程第13、意見書案第3号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤谷容子議員。

○3番(藤谷容子君) 意見書案第3号の提案をいたします。国連は1979年に政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすることを定めた女子差別撤廃条約を採択し、日本は1985年に批准しました。さらに1999年条約の実効性を高めるため個人通報制度と調査制度を認めた女性差別撤廃条約選択議定書が国連総会で決議採択され2000年に発効しました。選択議定書は女性差別解消に重要な役割を果たすものですが日本政府は批准してきませんでした。世界経済フォーラムが2024年6月に発表したジェンダーギャップ指数で日本は146カ国中118位と低迷しており、国際的な水準に立って女性差別を解消するための手立てを取ることは急務の課題です。よって政府に対し女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
意見書案第3号について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認め、意見書案第3号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第14 意見書案第4号

○議長（平澤 等君） 日程第14、意見書案第4号、新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） 意見書案第4号を提案いたします。新型コロナウイルス感染症の流行による医療逼迫や医療崩壊を防ぎ、必要な医療を提供し命と健康を守るために以下のとおり要請します。

1、新型コロナ治療薬の自己負担への助成を行いタミフルなどほかの感染症で用いられるものと同水準とするなど新たな公費補助を創設すること。

2、高齢者や基礎疾患のある人を重症化から守るためにも、ワクチン接種は引き続き重要な予防手段であり自己負担を減免すること。

3、ワクチンの有効性安全性について、新たな知見、エビデンスも含めて情報提供を行い国民の疑問に答えること。副反応についての原因究明と被害者救済に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第4号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認め、意見書案第4号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第15 意見書案第5号

○議長(平澤 等君) 日程第15、意見書案第5号所得税法第56条の廃止を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番(菅原義幸君) それでは所得税法第56条の廃止を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。所得税法第56条は、個人事業主が生計を一にする親族に対して労賃を支払ったとしても必要経費として認めないことを規定しています。白色申告の場合、事業主の所得から配偶者で年間86万円、配偶者以外の家族で年間50万円が控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及びません。このため自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続などで不利益を受けており後継者育成にも大きな妨げとなってきました。政府は、青色申告にすれば給料を経費にできると言いますが、税務署長に届け出て認められなければなりません。働いている実態があり記帳を行っているにもかかわらず、申告の仕方による納税者への差別問題が生じています。所得税法第56条は、時代遅れの世帯課税を引き継ぐものであり、この条項を合理化する特段の理由は存在しません。したがって働き分への正当な評価と報酬の保障と男女格差を助長する女性の無償労働の解消のために速やかに廃止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

皆様のご賛同を求めます。

(「よし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第5号について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認め、意見書案第5号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第16 意見書案第6号

○議長(平澤 等君) 日程第16、意見書案第6号訪問介護基本報酬の引下げの撤回を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番(菅原義幸君) 訪問介護基本報酬の引下げの撤回を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。今年4月の介護報酬の改定で、訪問介護基本報酬が2ないし3%引下げられた結果、全国各地の訪問介護事業所に深刻な影響が生じています。東京商工リサーチの公表によると、今年1から8月の介護事業者の倒産件数は114件と昨年同期の1.44倍に激増しています。これは2000年に介護保険が創設されて以降最多の記録であり、このうち訪問介護の倒産件数が約半数を占めています。また訪問介護事業所がゼロの自治体は全国で2020年12月末の83町村から今年6月末には97町村へと増加しており、事業所が残り1の自治体は同期間に265市町村から277市町村へと増加しています。中山間地域や島しょ地域などの介護事業者は利益の少ない生活援助の訪問介護やひとり暮らしの認知症の人など困難なケースを引受けて地域の介護基盤を支えています。このたびの訪問介護報酬の引下げは、訪問介護職員の人手不足など経営悪化の大きな要因になっており、条件不利地域の訪問介護システムの崩壊が憂慮される事態を引き起こしています。したがって訪問の移動距離が長い中山間地域の事業者が経営難に陥り、倒産や休廃業に追い込まれることを防止するために次の2点を強く求めます。2点については省略をいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

皆様のご賛同を要請いたします。

(「よし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第6号について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 異議なしと認め、意見書案第6号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第17 意見書案第7号

○議長（平澤 等君） 日程第17、意見書案第7号米の安定供給と食糧自給率確保を目指す農政への転換を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 米の安定供給と食糧自給率確保を目指す農政への転換を求める意見書の提案理由を説明いたします。スーパーなどで主食用米の品薄や値上がりが続いており不安の声が出ています。昨年の猛暑の影響で高品質の米の流通量が減ったことや訪日客を含むコロナ後の需要回復などがその要因とされる一方で、ロシアやウクライナ侵略や円安による小麦の輸入価格の上昇が米の依存を高める原因になっているとも言われています。これに対して政府は、間もなく新米が出回るのに心配するには及ばないとしていますが、長年自民党政府が進めてきた米の生産調整偏重政策がこうした事態を招いた原因であり、気候変動などのリスクに極めて脆弱であることも明らかになりました。昨年の主食用米の収穫量は661万トンで前年比9万1,000トン減少し、6月時点での主食用米の民間在庫量、これは速報値ではありますが156トンで、1999年以来過去最低となっています。その結果、需要逼迫から7月の全国消費者物価指数は、米類が前年比で、17.2%上がり20年ぶりの上昇率となりました。こうした事態に至った原因は、食料需給率向上に責任を果たしてこなかった長年の歴代自民党農政にあると言わざるを得ません。今、日本の食糧自給率は、カロリーベースで僅か38%にまで落ち込んでいますが、自給率の確保を目指す農政への根本的な転換を図るために政府に対して次の5点を求めます。5点については省略をいたします。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

（「よし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

反対討論を許します熊野議員。

○8番（熊野主税君） 米の安定供給と食糧自給率確保を目指す農政への転換を求める意見書についての反対討論をいたします。一時的な米の品薄が価格が上がっている一因とは思われますが、生産資材、光熱費、運送費、人件費、円安等々が要因で経費増額価格に大きく反映されたと思われれます。これは米、食料に限ったことではなく、今日のほとんどの製品生産物の価格高騰の要因と考えられております。我が国の米の自給率はほぼ100%です。2023年度のデータでは、

食糧自給率はカロリーベースで38%、世界標準の生産額ベースでは61%と見方によって差異があります。様々な問題があるとしても自給率を上げることに異議を唱えるものではありません。いち町議会で提出する意見書で、それぞれの立場で多様な考え方を持つ議員の集まりである町議会から政府に求めることが理にかなっていたとしても、一政党の批判を認めることは他方を認めることになる提案には賛成しかねます。ゆえに当意見書には反対いたします。

○議長（平澤 等君） 続いて賛成討論。

石原議員。

○1番（石原広務君） 私はこの意見書に賛成の立場で討論させていただきます。町の現状を考えたところ、これは長年にわたる国政の失敗だと常日頃私は個人的にも考えております。ですからこの内容からいくと、今すぐにでも抜本的な改革を求めるという観点からも私はこの意見書に賛成いたします。

○議長（平澤 等君） 続いて反対討論ございますか。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） ただいまの意見書に対して反対の立場で討論いたします。先ほど本日の意見書案第2号で総括的な農業政策等について根本的な意見を述べこれを上程するよう可決してございます。今回の意見書については、食糧自給率の向上責任については長年の歴代自民党政権の農政にあると言わざるを得ません。私は確かに自民党にも当然の責任はあると思いますが、この米対策については、長年自民党農政及び全農、生産団体、消費者団体、あるいは経済団体がいろいろな形の中で試行錯誤しながら本日の価格決定に至っていると思っております。またこの間20年にわたって米は低価格の中で、逆に消費者の多様化、食品多様化の中では安定した食料として今日まで来ております。逆に生産者のほうの苦しい中で必死の努力もあってこの形を20年続けてきたと思っております。しかしながらやはりきちんと食糧を位置付けていくことは大変なことではございますが、この改定農業基本法においてこの場できちんとした要求をしていくということが何にも必要で、ただ唯一自民党の責任というだけの意見書に対しては私はこれは公平な意味からも看過できませんのでこれについては反対いたします。

○議長（平澤 等君） 続いて賛成討論いたします。

藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） この意見書案に賛成の立場で発言しますが、省略された5項目を読みたいと思います。

- 1、歯止めなき輸入自由化と市場任せの農政を転換すること。
- 2、米農家に対する水田つぶしと生産減量政策を改めること。
- 3、通常国会で成立した農業基本法の自給率の目標放棄を転換すること。
- 4、主要食糧安定供給のため、米、麦、大豆、飼料用トウモロコシなどの備蓄を制度化すること。
- 5、農家の所得保障と価格補償に万全を期すること。途端に自民党農政転換というだけではなく、この5項目がやっぱり大事だと思いますので賛成したいと思います。

○議長（平澤 等君） 続いて反対討論ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

反対者がおりますので、この採決は起立により採決を行います。

本案について原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（平澤 等君） 起立少数です。

よって意見書案第7号は否決されました。

◎日程第18 発議第1号

○議長（平澤 等君） 日程第18、発議第1号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長（平澤 等君） お諮りいたします。

今定例会に付議された事件の審議はすべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（平澤 等君） 以上で令和6年第3回せたな町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後5時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年10月17日

議 長 平 澤 等

署名議員 石 原 広 務

署名議員 梶 田 道 廣